



議案番号	件名	頁	摘要
22	豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	203	
23	豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	213	
24	豊岡市給水条例の一部を改正する条例制定について	219	
25	豊岡市下水道条例の一部を改正する条例制定について	231	
26	豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	239	
27	令和2年度豊岡市一般会計補正予算(第24号)	247	
28	令和2年度豊岡市一般会計補正予算(第25号)	265	
29	令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)	409	
30	令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算(第3号)	433	
31	令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	451	
32	令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	467	
33	令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第5号)	497	
34	令和2年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)	529	
35	令和2年度豊岡市水道事業会計補正予算(第3号)	543	
36	令和2年度豊岡市下水道事業会計補正予算(第3号)	555	
37	令和3年度豊岡市一般会計予算		別冊 一般会計予算
38	令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算		別冊 特別会計予算
39	令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)予算		〃
40	令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算		〃
41	令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計予算		〃
42	令和3年度豊岡市診療所事業特別会計予算		〃
43	令和3年度豊岡市霊苑事業特別会計予算		〃
44	令和3年度豊岡市太陽光発電事業特別会計予算		〃
45	令和3年度豊岡市管理会財産区特別会計予算		〃
46	令和3年度豊岡市水道事業会計予算		〃
47	令和3年度豊岡市下水道事業会計予算		〃
48	工事請負契約の締結について	569	(仮称)福田排水機場 機械電気設備工事
追加予定	令和2年度豊岡市一般会計補正予算(第26号)		
〃	令和3年度豊岡市一般会計補正予算(第1号)		

## 報告第1号

### 専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

- 1 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第20号）
- 2 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第21号）
- 3 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第22号）
- 4 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第23号）



専決第1号

## 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第20号）

令和2年度豊岡市の一般会計補正予算（第20号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ678,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,127,899千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月8日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 寄附金		523,150	400,000	923,150
	1. 寄附金	523,150	400,000	923,150
20. 繰入金		2,901,917	31,936	2,933,853
	2. 基金繰入金	2,754,008	31,936	2,785,944
21. 繰越金		1,193,918	46,064	1,239,982
	1. 繰越金	1,193,918	46,064	1,239,982
22. 諸収入		2,049,522	200,000	2,249,522
	5. 雑収入	1,457,765	200,000	1,657,765
歳入合計		58,449,899	678,000	59,127,899

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		15,260,933	400,000	15,660,933
	1. 総 務 管 理 費	14,565,465	400,000	14,965,465
7. 商 工 費		2,379,816	278,000	2,657,816
	1. 商 工 費	2,379,816	278,000	2,657,816
歳 出 合 計		58,449,899	678,000	59,127,899



令和 2 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 20 号 ) に 関 する 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 寄附金	523,150	400,000	923,150
20. 繰入金	2,901,917	31,936	2,933,853
21. 繰越金	1,193,918	46,064	1,239,982
22. 諸収入	2,049,522	200,000	2,249,522
歳入合計	58,449,899	678,000	59,127,899



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	15,260,933	400,000	15,660,933
7. 商工費	2,379,816	278,000	2,657,816
歳出合計	58,449,899	678,000	59,127,899

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		400,000	
		200,000	78,000
0	0	600,000	78,000

2. 歳 入

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費寄附金	513,400	400,000	913,400
計	523,150	400,000	923,150

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,571,688	31,936	1,603,624
計	2,754,008	31,936	2,785,944

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1,193,918	46,064	1,239,982
計	1,193,918	46,064	1,239,982

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,456,729	200,000	1,656,729
計	1,457,765	200,000	1,657,765

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費寄附金	400,000	ふるさと応援寄附金	400,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	31,936	財政調整基金繰入金	31,936

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 前年度繰越金	46,064	前年度繰越金	46,064

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 雑 入	200,000	プレミアム付応援商品券販売収入	200,000

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 財 産 管 理 費	1,466,717	203,587	1,670,304			203,587	
6. 企 画 費	313,894	196,413	510,307			196,413	
計	14,565,465	400,000	14,965,465			400,000	

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 商 工 振 興 費	1,491,626	278,000	1,769,626			200,000	78,000
計	2,379,816	278,000	2,657,816			200,000	78,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	203,587	基金管理費 【環境経済課】 203,587 仲田光成記念基金積立金 110 地域振興基金積立金 203,477	
10. 需用費	519	ふるさと応援寄附金推進事業費 【環境経済課】 196,413 消耗品費 36	
11. 役務費	24,518	印刷製本費 123 修繕料 360	
12. 委託料	171,376	通信運搬費 14,992 広告料 2,000 手数料 7,526 業務委託料 171,376 ふるさと応援寄附金業務	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	278,000	商工振興事業費 【環境経済課】 278,000 業務委託料 278,000 プレミアム付応援商品券販売業務 プレミアム付応援商品券換金等業務	



専決第2号

## 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第21号）

令和2年度豊岡市の一般会計補正予算（第21号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,791千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,201,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和3年1月18日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		2,933,853	73,791	3,007,644
	2. 基金繰入金	2,785,944	73,791	2,859,735
歳入合計		59,127,899	73,791	59,201,690

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 商 工 費		2,657,816	73,791	2,731,607
	1. 商 工 費	2,657,816	73,791	2,731,607
歳 出	合 計	59,127,899	73,791	59,201,690

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加			(単位 千円)
款	項	事 業 名	金 額
7. 商 工 費	1. 商 工 費	但東シルク温泉やまびこ管理費	11,833
		たんたん温泉福寿の湯管理費	1,958
計			13,791

令和 2 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 21 号 ) に 関 する 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金	2,933,853	73,791	3,007,644
歳入合計	59,127,899	73,791	59,201,690



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7. 商工費	2,657,816	73,791	2,731,607
歳出合計	59,127,899	73,791	59,201,690

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			73,791
0	0	0	73,791

2. 歳 入

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,603,624	73,791	1,677,415
計	2,785,944	73,791	2,859,735

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	73,791	財政調整基金繰入金	73,791

## 3 歳 出

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 商 工 振 興 費	1,769,626	60,000	1,829,626				60,000
9. 観 光 施 設 管 理 費	97,968	13,791	111,759				13,791
計	2,657,816	73,791	2,731,607				73,791

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	60,000	商工振興事業費 【環境経済課】 60,000 事業委託料 60,000 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業
14. 工事請負費	13,791	但東シルク温泉やまびこ管理費 【但東地域振興課】 11,833 補修工事費 11,833 浴室 たんたん温泉福寿の湯管理費 【但東地域振興課】 1,958 補修工事費 1,958 浴室



専決第3号

## 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第22号）

令和2年度豊岡市の一般会計補正予算（第22号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,636,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和3年1月29日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		14,885,829	414,480	15,300,309
	1. 国庫負担金	2,698,541	341,538	3,040,079
	2. 国庫補助金	12,146,735	72,942	12,219,677
20. 繰入金		3,007,644	20,000	3,027,644
	2. 基金繰入金	2,859,735	20,000	2,879,735
22. 諸収入		2,249,522	22	2,249,544
	5. 雑入	1,657,765	22	1,657,787
歳入合計		59,201,690	434,502	59,636,192

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛 生 費		4,723,871	434,502	5,158,373
	1. 保 健 衛 生 費	4,174,996	434,502	4,609,498
歳 出 合 計		59,201,690	434,502	59,636,192

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加			(単位 千円)
款	項	事 業 名	金 額
4. 衛 生 費	1. 保 健 衛 生 費	予 防 接 種 事 業	420,559
計			420,559

令和 2 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 22 号 ) に 関 する 説 明 書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	14,885,829	414,480	15,300,309
20. 繰入金	3,007,644	20,000	3,027,644
22. 諸収入	2,249,522	22	2,249,544
歳入合計	59,201,690	434,502	59,636,192



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費	4,723,871	434,502	5,158,373
歳出合計	59,201,690	434,502	59,636,192

一般会計

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
414,480		22	20,000
414,480	0	22	20,000

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費国庫負担金	2,350	341,538	343,888
計	2,698,541	341,538	3,040,079

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費国庫補助金	21,101	72,942	94,043
計	12,146,735	72,942	12,219,677

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,677,415	20,000	1,697,415
計	2,859,735	20,000	2,879,735

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,656,729	22	1,656,751
計	1,657,765	22	1,657,787

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 保健衛生費負担金	341,538	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	341,538

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 保健衛生費補助金	72,942	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	72,942

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	20,000	財政調整基金繰入金	20,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 雑 入	22	委託料	22
		新型コロナウイルスワクチン接種業務	22

3 歳 出

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 予 防 費	345,394	434,502	779,896	414,480		22	20,000
計	4,174,996	434,502	4,609,498	414,480		22	20,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		9,765	人件費	9,765
10. 需用費		15,882	委員報酬	1,430
11. 役務費		20,200	健康被害調査委員	1,430
12. 委託料		367,288	会計年度任用職員報酬	8,335
13. 使用料及び賃借料		80	事務員(健康増進課)	4,024
17. 備品購入費		1,287	看護師(健康増進課)	4,311
18. 負担金、補助及び交付金		20,000	予防接種事業費【健康増進課】	404,737
			消耗品費	11,364
			印刷製本費	2,522
			修繕料	616
			医薬材料費	1,380
			通信運搬費	10,270
			手数料	9,930
			業務委託料	367,288
			予防接種業務	
			健康管理システム改修業務	
			予防接種パンチ入力業務	
			コールセンター業務	
			用品借上料	80
			医療用備品	1,287
			感染症対策事業費【生活環境課】	20,000
			補助金	20,000
			感染症予防力向上事業費	20,000



専決第4号

## 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第23号）

令和2年度豊岡市の一般会計補正予算（第23号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,906,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月12日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		15,300,309	70,000	15,370,309
	2. 国庫補助金	12,219,677	70,000	12,289,677
22. 諸収入		2,249,544	200,000	2,449,544
	5. 雑収入	1,657,787	200,000	1,857,787
歳入合計		59,636,192	270,000	59,906,192

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 商 工 費		2,731,607	270,000	3,001,607
	1. 商 工 費	2,731,607	270,000	3,001,607
歳 出 合 計		59,636,192	270,000	59,906,192



令和 2 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 23 号 ) に 関 する 説 明 書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	15,300,309	70,000	15,370,309
22. 諸収入	2,249,544	200,000	2,449,544
歳入合計	59,636,192	270,000	59,906,192



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7. 商工費	2,731,607	270,000	3,001,607
歳出合計	59,636,192	270,000	59,906,192

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
70,000		200,000	
70,000	0	200,000	0

2. 歳 入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
21. 地方創生臨時交付金	1,622,907	70,000	1,692,907
計	12,219,677	70,000	12,289,677

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑 入	1,656,751	200,000	1,856,751
計	1,657,787	200,000	1,857,787

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地方創生臨時交付金	70,000	地方創生臨時交付金	70,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 雑 入	200,000	プレミアム付応援商品券販売収入	200,000

## 3 歳 出

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 商 工 振 興 費	1,829,626	270,000	2,099,626	70,000		200,000	
計	2,731,607	270,000	3,001,607	70,000		200,000	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	270,000	商工振興事業費 【環境経済課】 業務委託料 プレミアム付応援商品券販売業務 プレミアム付応援商品券換金等業務	270,000 270,000



## 第1号議案

### 豊岡市辺地総合整備計画の策定について

公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙「豊岡市辺地総合整備計画」のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。



# 豊岡市辺地総合整備計画 (案)

2021年度

2021年3月

兵庫県豊岡市

## 総 合 整 備 計 画

兵庫県 豊岡市内町辺地

(辺地の人口 116 人 面積 1.2 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 | 豊岡市内町          |
| (2) 地域の中心の位置          | 豊岡市内町字石橋 516-2 |
| (3) 辺地度点数             | 100 点          |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心部から西へ約 10 k m に位置し、大部分を山間部が占め、周囲を山々に囲まれた集落が散在する地形である。

内町地区は、昭和 51 年にほ場整備を完了している。しかし、近年は用排水路及び暗渠排水の老朽化による機能低下でコンバイン等の機械作業に支障をきたしている。

また、農業従事者の高齢化により草刈りや泥上げ等の管理作業が課題となっている。

本事業により、用排水路の管路化及び区画拡大を図ることにより効率的に管理可能な農地整備を行い、農業経営の安定を目指す。

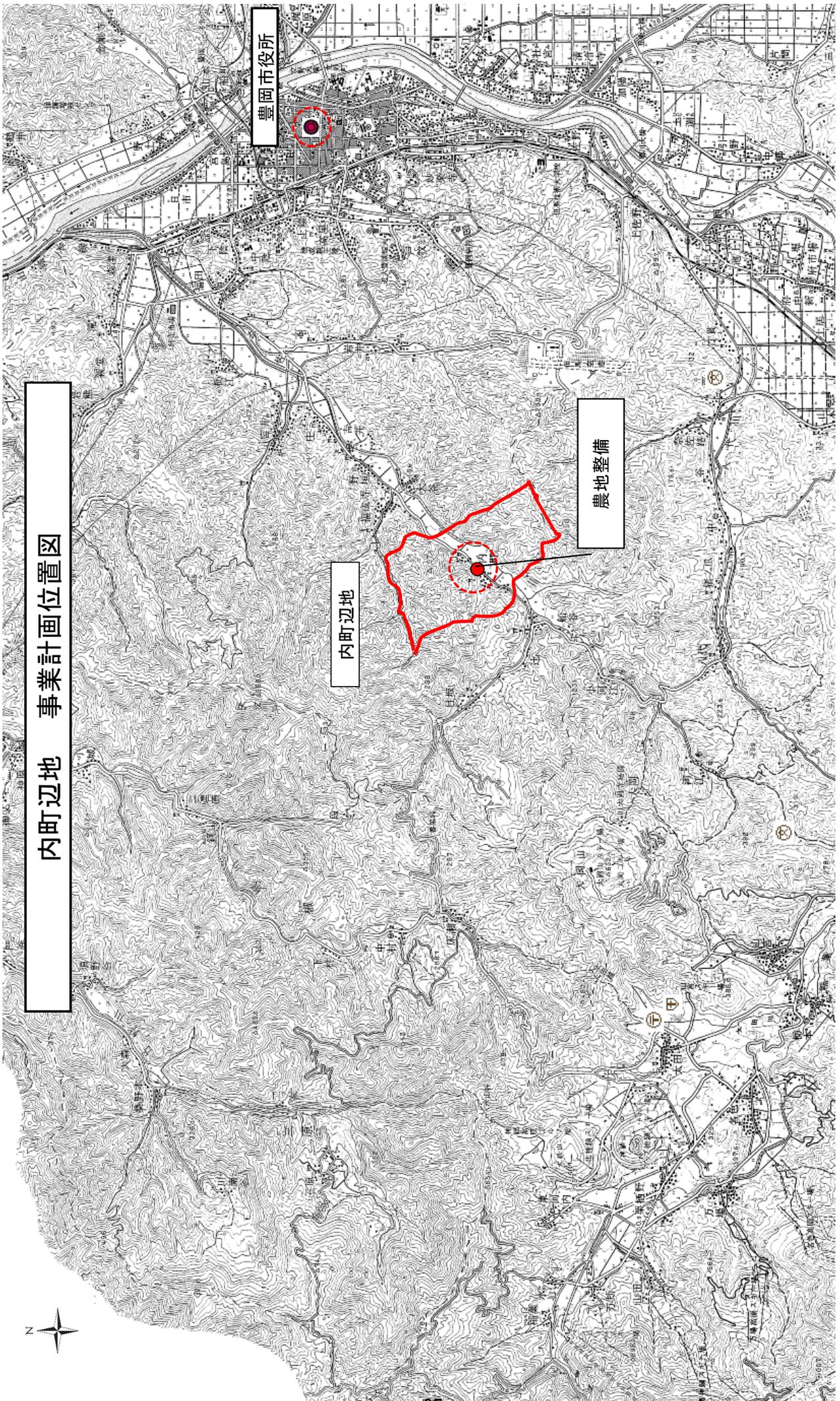
### 3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
基盤整備 促進事業 (農地整備事業)	兵庫県(豊岡市受託)	343,700	310,510	33,190	33,000
合 計		343,700	310,510	33,190	33,000

内町辺地 事業計画位置図



豊岡市役所

内町辺地

農地整備

## 総 合 整 備 計 画

兵庫県 豊岡市日高町栗栖野辺地  
(辺地の人口 194 人 面積 1.4 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 | 豊岡市日高町栗栖野            |
| (2) 地域の中心の位置          | 豊岡市日高町栗栖野字皷ヶ野 59-187 |
| (3) 辺地度点数             | 108 点                |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心部から南西へ約 25 k m に位置し、大部分を山間部が占め、周囲を 1,000m 前後の山々に囲まれた神鍋高原に集落が散在する地形である。

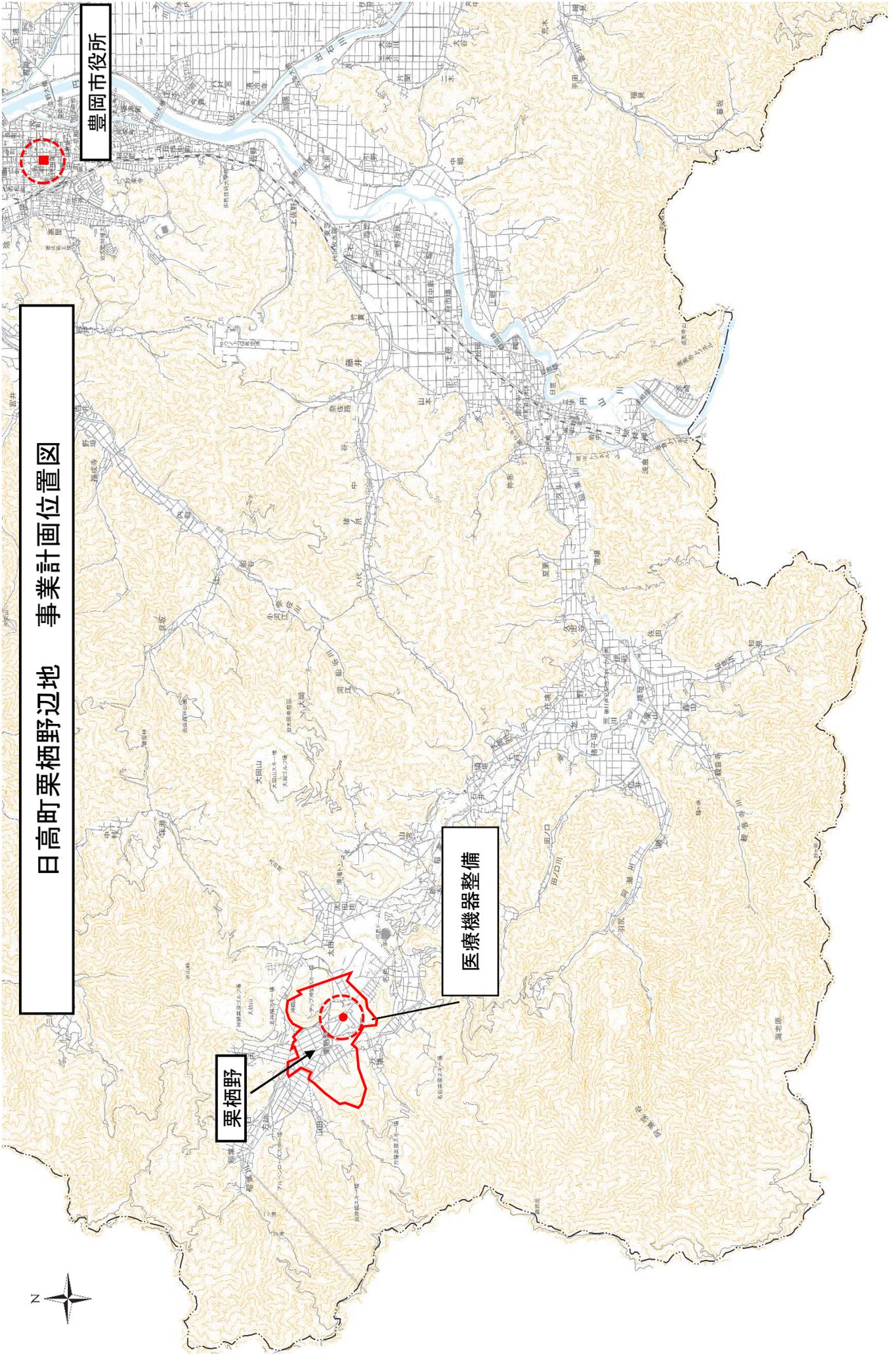
豊岡市立神鍋診療所は、旧日高町西部の山間部に位置し、過疎化の進行が著しい中、地域に根ざした診療を行っているが、公立豊岡病院まで 20km 以上も離れている地域であり、必要とする医療を身近な地域で安心して受診できる体制が必要である。このため、診療所施設の診療に必要な機器を整備し、地域医療体制の維持・確保を図ることにより、地区住民の利便性及び安心・安全を確保するものである。

### 3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度 1 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
神鍋診療所	豊岡市	6,930	3,465	3,465	1,500
合 計		6,930	3,465	3,465	1,500



日高町栗栖野辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

栗栖野

医療機器整備





## 第2号議案

### 工事請負変更契約の締結について

平成30年9月28日議決のあった第67号議案にかかる豊岡市防災行政無線デジタル化整備工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

- |          |                                                  |
|----------|--------------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 豊岡市防災行政無線デジタル化整備工事                               |
| 2 契約の金額  | 変更後 1,211,440,000円<br>(変更前 1,194,480,000円)       |
| 3 契約の相手方 | 大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号<br>日本電通 株式会社<br>代表取締役社長 戸谷 典嗣 |

(備考) 工期限 2021年3月22日



## 参考資料

### 豊岡市防災行政無線デジタル化整備工事

#### 主な変更の概要

工事名称	変更前	変更後
予備対応機設置	0 か所	6 か所
移動系無線局撤去	0 か所	4 か所
アナログ受信機用アンテナ撤去	1,960か所	3,243か所
既設アナログシステム接続	0 か所	2 か所
屋外拡声装置添架用鋼管ポール	66か所	69か所
非常用発電装置	6 台	5 台
受信機設置	34,000台	27,154台



### 第3号議案

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年4月1日付けで北播磨清掃事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて協議する。よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由）

兵庫県市町村職員退職手当組合から北播磨清掃事務組合が脱退し、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合が加入するため。



## 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号表中「北播磨清掃事務組合」を「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」に改める。

### 附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

## 兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約案要綱

### 1 改正の内容

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する市町等を定める表について、北播磨清掃事務組合が脱退し、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合が加入する規定の整備をすること。(別表第1号表関係)

### 2 附則

この規約は、令和3年4月1日から施行すること。

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第1号表</p> <p>洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、<u>北播磨清掃事務組合</u>、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合</p>	<p>別表第1号表</p> <p>洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、<u>市川町外三ヶ市町共有財産事務組合</u>、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合</p>



## 第4号議案

### 豊岡市立生涯学習サロンの指定管理者の指定について

豊岡市立生涯学習サロンの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立生涯学習サロン          |
| 2 団体等の名称  | 但馬高齢者生きがい創造協議会       |
| 3 指定の期間   | 令和3年6月28日から令和6年3月31日 |



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立生涯学習サロン

### (2) 所在地

豊岡市大手町4番5号及び千代田町109番3

### (3) 設置目的

生涯学習の機会、学習の場の提供及び人材の育成、生涯学習に関する情報収集と提供を通して生涯学習の推進と市民の交流促進を図る。

### (4) 施設概要 2021（令和3）年6月竣工

建物概要 構造 鉄筋コンクリート造（市内大手町・商業施設アイティ）

主な施設【アイティ4階】

教室A 56.60 m<sup>2</sup>、教室B 53.60 m<sup>2</sup>、木彫室A 54.00 m<sup>2</sup>、

木彫室B 18.80 m<sup>2</sup>、事務室 20.25 m<sup>2</sup>、展示ギャラリー60.45 m<sup>2</sup>

【アイティ7階】

陶芸室 72.38 m<sup>2</sup>、陶芸窯設置スペース 8.27 m<sup>2</sup>

屋外交流広場 478.10 m<sup>2</sup>（市内千代田町・旧店舗跡地）

## 2 管理業務の内容

- (1) 生涯学習サロンの適切な維持管理に関する業務
- (2) 生涯学習サロンの使用及びその制限に関する業務
- (3) 生涯学習の推進に寄与する自主事業に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

但馬高齢者生きがい創造協議会

### (2) 所在地

豊岡市九日市上町550番地の1

### (3) 代表者の氏名

会長 中貝 宗治

### (4) 設立年月日

昭和54年10月1日

### (5) 職員・従業員数

役員8名、スタッフ2名

### (6) 主な事業又は活動

- ・市民の生涯学習の機会の提供及び情報収集に関する事業
- ・市民の生涯学習を推進する人材育成を図る事業



## 第5号議案

### 工事請負契約の締結について

(仮称) 福田排水機場土木工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

- |          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | (仮称) 福田排水機場土木工事                           |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                    |
| 3 契約の金額  | 250,910,000円                              |
| 4 契約の相手方 | 豊岡市高屋903番地の1<br>株式会社 山口工務店<br>代表取締役 山口 泰秀 |
| (備考) 工期限 | 令和5年3月24日                                 |



## 参考資料

### (仮称) 福田排水機場土木工事の概要

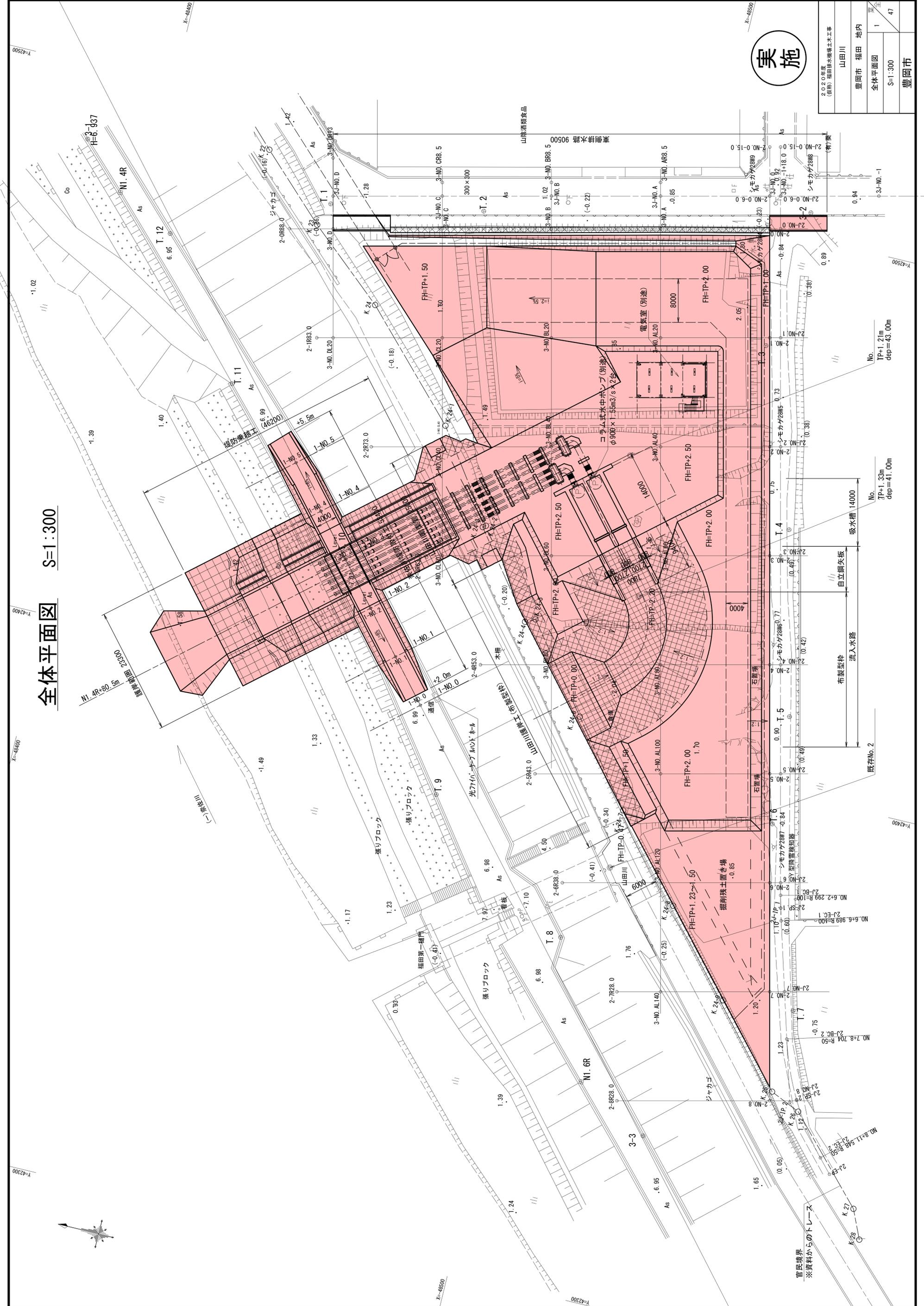
吸水槽工	1 基
流入水路工	1 式
堤防乗越工	1 式
暗渠工	L=25m
法覆護岸工	1 式
擁壁工	L=28m
根固め工	A=193 m <sup>2</sup>
仮設工	1 式



# 全体平面図 S=1:300

# 実施

2.02.0の概要 (原簿) 福田排水機場土木工事
山田川
豊岡市 福田 地内
全体平面図
S=1:300
1
47



No. TP+1.21m dep=43.00m

No. TP+1.33m dep=41.00m

布製型枠 流入水路 吸水槽 14000 自立鋼矢板

既存No. 2





第6号議案

土地の取得について

合橋小学校用地として、下記の土地を取得しようとする。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 取得する土地の表示 豊岡市但東町出合市場字下川原185番1 外11筆
- 2 取得面積 6,766.82㎡
- 3 取得価格 56,297,618円
- 4 契約の相手方   


外1

(備考) 明細は別紙のとおり



(別紙)

取得する土地の明細

大字	小字	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者の住所	所有者の氏名
但東町出 合市場	下川原	185-1	学校	103.00	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
		185-2	用地	1,531.00	■■■■■■■■■■	
		186		858.00	■■■■■■■■■■	
		201-2		240.64		
		202-2		81.53		
		205-2		49.46		
		206-2		127.66		
	ウシト	378		858.06		
		379				
		380-1		379.15		
		381		599.80		
	ウシト	391		1,938.52	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■



豊岡市立合橋小学校用地取得 位置図





第7号議案

土地の取得について

合橋認定こども園用地として、下記の土地を取得しようとする。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 取得する土地の表示 豊岡市但東町出合市場字タナ川368番1 外10筆
- 2 取得面積 5,082.36㎡
- 3 取得価格 51,672,789円
- 4 契約の相手方   


外1

(備考) 明細は別紙のとおり



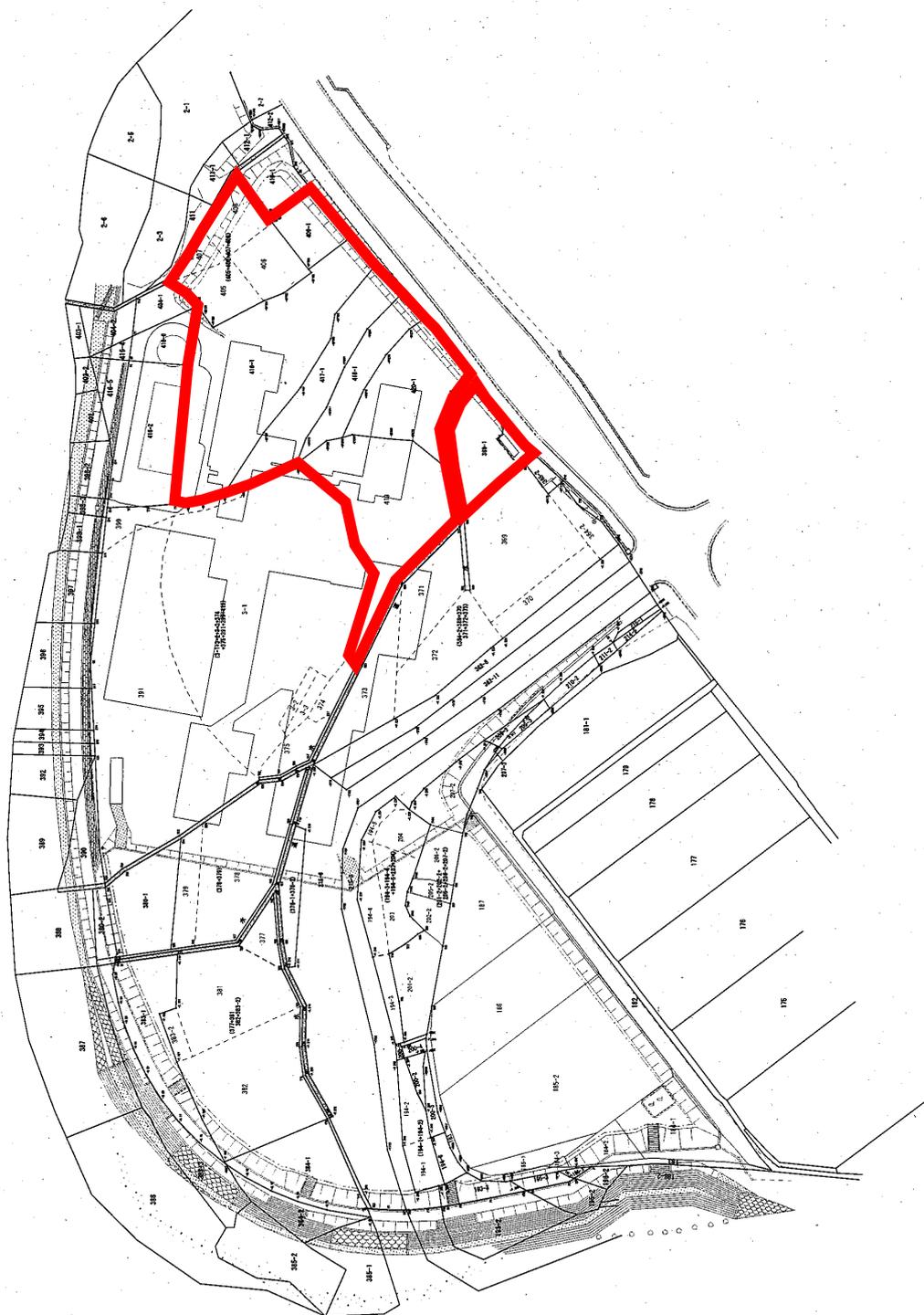
(別紙)

取得する土地の明細

大字	小字	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者の住所	所有者の氏名
但東町出 合市場	タナ川	368-1	学校	355.36	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
	ウシト	405	用地	730.87	■■■■■■■■■■	
		406			■■■■	
		407				
		408				
		409-1			208.07	
	内籠	416-1		1,417.37		
		419		921.56		
		420-1		603.76		
	内籠	417-1		530.87	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
		418-1		314.50	■■■■■■■■■■ ■■■■	



豊岡市立合橋認定こども園用地取得 位置図





第8号議案

豊岡市土地開発基金条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市土地開発基金条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

豊岡市土地開発公社の解散に伴い、基金の管理方法等に関し所要の規定の整備を行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡市土地開発基金条例等の一部を改正する条例

(豊岡市土地開発基金条例の一部改正)

第1条 豊岡市土地開発基金条例（平成17年豊岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、又は確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付け」を削る。

第6条中「基金に積み立てる」を「予算に計上して整理する」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(処分)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、第2条第2項の規定により基金に追加して積み立てた額に相当する額の範囲内で基金の一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は処分額相当額減少するものとする。

(豊岡市財政調整基金条例の一部改正)

第2条 豊岡市財政調整基金条例（平成17年豊岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、又は確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付け」を削る。

(豊岡市市債管理基金条例の一部改正)

第3条 豊岡市市債管理基金条例（平成17年豊岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、又は確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付け」を削る。

(豊岡市福祉基金条例の一部改正)

第4条 豊岡市福祉基金条例（平成17年豊岡市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、又は確実な償還方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付け」を削る。

(豊岡市コウノトリ基金条例の一部改正)

第5条 豊岡市コウノトリ基金条例（平成17年豊岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、又は確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地

開発公社に貸し付け」を削る。

(豊岡市水と土保全対策基金条例の一部改正)

第6条 豊岡市水と土保全対策基金条例（平成17年豊岡市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「て保管し、又は確実な償還方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付け」を削る。

(豊岡市被災者生活再建支援基金条例の一部改正)

第7条 豊岡市被災者生活再建支援基金条例（平成17年豊岡市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、又は確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付け」を削る。

(豊岡市地域振興基金条例の一部改正)

第8条 豊岡市地域振興基金条例（平成18年豊岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、又は確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付け」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 豊岡市土地開発基金条例等の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

#### (1) 豊岡市土地開発基金条例の一部改正（第1条関係）

ア 基金の管理方法に関し、豊岡市土地開発公社に係る貸付けの規定を削ること。（第4条関係）

イ 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して整理するものとする。（第6条関係）

ウ 市長は、財政上必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、第2条第2項の規定により基金に追加して積み立てた額に相当する額の範囲内で基金の一部を処分することができることとし、処分が行われたときは、基金の額は処分額相当額減少するものとする。（第7条、第8条関係）

#### (2) 次の条例について、基金の管理方法に関し、豊岡市土地開発公社に係る貸付けの規定を削ること。

ア 豊岡市財政調整基金条例（第2条関係）

イ 豊岡市市債管理基金条例（第3条関係）

ウ 豊岡市福祉基金条例（第4条関係）

エ 豊岡市コウノトリ基金条例（第5条関係）

オ 豊岡市水と土保全対策基金条例（第6条関係）

カ 豊岡市被災者生活再建支援基金条例（第7条関係）

キ 豊岡市地域振興基金条例（第8条関係）

### 2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市土地開発基金条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(管理) 第4条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実にかつ有利な有価証券に代え、又は<u>確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付けることができる。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第6条 基金の運用から生ずる収益は、<u>基金に積み立てる</u>ものとする。</p> <p>(委任) 第7条 略</p>	<p>(管理) 第4条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実にかつ有利な有価証券に代え、<u>ることができる。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第6条 基金の運用から生ずる収益は、<u>予算に計上して整理するものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第7条 市長は、<u>財政上必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、第2条第2項の規定により基金に追加して積み立てた額に相当する額の範囲内で基金の一部を処分することができる。</u></p> <p>2 前項の規定による処分が行われたときは、<u>基金の額は処分額相当額減少するものとする。</u></p> <p>(委任) 第8条 略</p>

豊岡市財政調整基金条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代え、又は<u>確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付ける</u>ことができる。</p>	<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>確実かつ有利な有価証券に代え</u>、<u>_____</u>ることができる。</p>

豊岡市市債管理基金条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代え、又は<u>確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付ける</u>ことができる。</p>	<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>確実かつ有利な有価証券に代え</u>、<u>_____</u>ることができる。</p>

豊岡市福祉基金条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代え、又は<u>確実な償還方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付ける</u>ことができる。</p>	<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>確実かつ有利な有価証券に代え</u>ることができる。</p>

豊岡市コウノトリ基金条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代え、又は<u>確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付ける</u>ことができる。</p>	<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>確実かつ有利な有価証券に代え</u>、 _____ることができる。</p>

豊岡市水と土保全対策基金条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>确实かつ有利な有価証券に代えて</u> <u>保管し、又は确实な償還方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公</u> <u>社に貸し付けることができる。</u></p>	<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>确实かつ有利な有価証券に代え</u> _____る<u>ことができる。</u></p>

豊岡市被災者生活再建支援基金条例新旧対照表（第7条関係）

現行	改正後（案）
<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代え、又は<u>確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付ける</u>ことができる。</p>	<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>確実かつ有利な有価証券に代え</u>、<u>_____</u>ることができる。</p>

豊岡市地域振興基金条例新旧対照表（第8条関係）

現行	改正後（案）
<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代え、又は<u>確実な償還の方法、期間及び利率を定め、豊岡市土地開発公社に貸し付ける</u>ことができる。</p>	<p>(管理) 第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>確実かつ有利な有価証券に代え</u>、 _____ることができる。</p>



第9号議案

豊岡市恩給条例を廃止する条例制定について

豊岡市恩給条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

恩給を受ける権利を有する者がいないため。



豊岡市条例第 号

豊岡市恩給条例を廃止する条例

豊岡市恩給条例（平成19年豊岡市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第10号議案

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業に従事する職員の特例の特例の対象期間を見直すため。



豊岡市条例第 号

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年豊岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に」を削り、「同令第1条に規定するものをいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項及び第4項の規定は、令和3年2月13日から適用する。

## 豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例について、支給の対象期間を定める規定を削り、防疫作業に従事した場合の特殊勤務手当を支給すること。（附則第3項関係）

### 2 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当に係る規定は、令和3年2月13日から適用すること。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>3 感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、職員が新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定するものをいう。</u></p> <hr/> <p>次項において同</p> <p>じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときに、その者に対して支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</p> <p>4 略</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>3 感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は</p> <hr/> <p>、職員が新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>であるものに限る。次項において同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときに、その者に対して支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</p> <p>4 略</p>



第11号議案

豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

新たに職員となった者が任命権者に提出する宣誓書の押印義務を廃止するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年豊岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名押印」を「署名」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

新たに職員となった者が任命権者に提出する宣誓書の押印義務を廃止すること。  
(第2条、様式第1号、様式第2号関係)

### 2 附則

この条例は、令和3年4月1日から施行すること。

豊岡市職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、宣誓書（様式第1号。ただし、消防職員にあっては、様式第2号）に署名押印し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法を尊重し、かつ、養護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 ㊦</p>	<p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、宣誓書（様式第1号。ただし、消防職員にあっては、様式第2号）に署名し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法を尊重し、かつ、養護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 一</p>
<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たたることを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 ㊦</p>	<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たたることを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 一</p>



第12号議案

豊岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

審査申出書、口頭による意見陳述の調書、口述書、実地調査の調書及び議事の調書の押印義務を廃止するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

豊岡市固定資産評価審査委員会条例（平成17年豊岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 豊岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

審査申出書、口頭による意見陳述の調書、口述書、実地調査の調書及び議事の調書の押印義務を廃止すること。（第4条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）

### 2 附則

この条例は、令和3年4月1日から施行すること。

豊岡市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をすときは代理人）が押印しなければならぬ。</p> <p>5・6 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聞いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をすときは代理人）が署名又は記名押印しなければならぬ。</p> <p>5・6 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聞いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名又は記名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名又は記名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p>

<p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査についての調書)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名又は記名押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査についての調書)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名又は記名押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名又は記名押印</u>しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第13号議案

豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例制定について

豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

生涯学習サロンを新設するため。



豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民に生涯学習の機会及び交流の場を提供することにより、生涯学習を推進し、もって生涯学習の振興に寄与するため、豊岡市立生涯学習サロン（以下「生涯学習サロン」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習サロンの施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
生涯学習サロン本館	豊岡市大手町4番5号
屋外交流広場	豊岡市千代田町109番3

(事業)

第3条 生涯学習サロンは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) 生涯学習に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 生涯学習を推進する人材の育成に関すること。
- (4) 生涯学習サロンの施設（附属設備を含む。以下同じ。）を使用させること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

2 市長は、生涯学習サロンの施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。

(職員)

第4条 生涯学習サロンに、館長その他職員を置く。

(休館日)

第5条 生涯学習サロンの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

- (1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日に当たるときは、その翌日（当該翌日が当該休日に当たるときは、その翌々日）とする。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開館時間)

第6条 生涯学習サロンの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、生涯学習サロンの施設のうち屋外交流広場を公衆の休息の場として一時的に使用しようとする者その他市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の許可に生涯学習サロンの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 生涯学習サロンの使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 生涯学習サロンの使用が建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、生涯学習サロンの管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により生涯学習サロンの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が、許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。
- (3) 使用者が、許可に付した条件に違反したとき。

(4) 使用者が、詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。

(5) 第8条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、生涯学習サロンの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項の規定による処分をすることができる。

(使用料の徴収)

第12条 市長は、第7条第1項本文の許可を受けてする施設の使用につき、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、第7条第1項本文の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第11条第2項の規定により市長が生涯学習サロンの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館及び入場の制限等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、生涯学習サロンの施設への入館若しくは入場を拒絶し、又は生涯学習サロンからの退館若しくは退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯する者

(3) 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(4) 屋外交流広場を第7条第1項本文の許可を受けた者が使用する場合は、同項ただし書の規定により使用しているもの

(5) 前各号に掲げる者のほか、生涯学習サロンの管理上必要な指示に従わない者  
(行為の禁止)

第16条 何人も、生涯学習サロン内において、生涯学習サロンの管理上支障がある行為をしてはならない。

(立入り等)

第17条 市長は、生涯学習サロンの管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な事項を指示することができる。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第7条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。  
(損害の賠償等)

第19条 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。  
(指定管理者による管理)

第20条 市長は、生涯学習サロンの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に生涯学習サロンの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 生涯学習サロンの使用及びその制限に関する業務
- (3) 生涯学習サロンの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場合において、第5条から第8条まで、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場合においては、第4条の規定は適用しない。

(利用料金)

第21条 前条第1項の規定により指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に生涯学習サロンの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 第12条から第14条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、別表に掲げる施設の利用者は、同表に定め

る額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第7条、第12条、第21条関係）

施 設		使 用 料		
		午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
生涯学習 サロン本 館	教室A	2,100円	2,700円	3,000円
	教室B	2,000円	2,600円	2,900円
	木彫室A	1,600円	2,100円	2,300円
	木彫室B	700円	900円	1,000円
	陶芸室	2,600円	3,500円	3,900円
	展示ギャラリー	1,400円	1,800円	2,200円
	共同使用	1人1時間につき 200円		
屋外交流広場	2,000円	2,500円	2,700円	
附属設備	規則で定める額			

#### 備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の3倍に相当する額とする。
- 2 使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 「共同使用」とは、生涯学習サロン本館の施設を使用しようとする者が、当該施設を占有で使用する者がいない場合において、他の者と当該施設を共同して利用することが可能な状態の使用をいう。

## 豊岡市立生涯学習サロンの設置及び管理に関する条例案要綱

### 1 設置

生涯学習の機会及び交流の場を提供することにより、生涯学習を推進し、もって生涯学習の振興に寄与するため、豊岡市立生涯学習サロン（以下「生涯学習サロン」という。）を設置すること。（第1条関係）

### 2 位置

生涯学習サロンの位置は、生涯学習サロン本館を豊岡市大手町4番5号とし、屋外交流広場を豊岡市千代田町109番3とすること。（第2条関係）

### 3 事業

生涯学習サロンは、生涯学習の推進、生涯学習に係る情報の収集及び提供、生涯学習を推進する人材の育成等に関する事業を行うこと。（第3条関係）

### 4 職員

館長その他職員を置くこと。（第4条関係）

### 5 休館日

生涯学習サロンの休館日は、火曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとすること。（第5条関係）

### 6 開館時間

生涯学習サロンの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。（第6条関係）

### 7 使用の許可

生涯学習サロンの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこと。（第7条関係）

### 8 許可の基準

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき等は、使用の許可をしてはならないこと。（第8条関係）

### 9 使用权の譲渡等の禁止

生涯学習サロンの使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。（第9条関係）

### 10 特別の設備の設置等

使用者は、生涯学習サロンに特別の設備や器具を設置しようとするとき等は、市長の許可を受けなければならないこと。（第10条関係）

### 11 許可の取消し等

市長は、使用者が条例に違反したとき等においては、許可の取消し等ができること。（第11条関係）

### 12 使用料の徴収

市長は、生涯学習サロンの使用者から、使用料を徴収すること。（第12条、別表

関係)

13 使用料の減免

市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができること。(第13条関係)

14 使用料の不還付

生涯学習サロンの管理上又は公益上やむを得ない必要等が生じたとき以外は、既に納めた使用料は還付しないこと。(第14条関係)

15 入館及び入場の制限等

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者等に対し、生涯学習サロンの入館若しくは入場を拒絶し、又は生涯学習サロンからの退館若しくは退場を命ずることができること。(第15条関係)

16 行為の禁止等

何人も、生涯学習サロン内で管理上支障がある行為をしてはならず、市長は、必要があると認めるときは、許可をした場所に立入り等を行うことができること。(第16条、第17条関係)

17 原状回復の義務

使用者は、生涯学習サロンの使用を終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければならないこと。(第18条関係)

18 損害の賠償

建物等を汚損等した者は、損害を賠償しなければならないこと。(第19条関係)

19 指定管理者による管理

市長は、生涯学習サロンの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。(第20条関係)

20 利用料金

指定管理者に生涯学習サロンの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。(第21条関係)

21 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第22条関係)

22 附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。



第14号議案

豊岡市社会教育委員に関する条例を廃止する条例制定について

豊岡市社会教育委員に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

社会教育委員を廃止するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市社会教育委員に関する条例を廃止する条例

豊岡市社会教育委員に関する条例（平成17年豊岡市条例第167号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。



第15号議案

豊岡市国民健康保険条例及び豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例制定について

豊岡市国民健康保険条例及び豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、当該法を引用して定義する  
新型コロナウイルス感染症の規定を改めるため。



豊岡市条例第 号

豊岡市国民健康保険条例及び豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(豊岡市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 豊岡市国民健康保険条例(平成17年豊岡市条例第100号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

(豊岡市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 豊岡市国民健康保険税条例(平成17年豊岡市条例第101号)の一部を次のように改正する。

附則第16項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市国民健康保険条例及び豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

次に掲げる条例の新型コロナウイルス感染症に係る定義を改めること。

- (1) 豊岡市国民健康保険条例（第1条関係）
- (2) 豊岡市国民健康保険税条例（第2条関係）

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市国民健康保険条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間であつてその労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができないうち期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6・7 略</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間であつてその労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができないうち期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6・7 略</p>

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）</p> <p>16 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（第14条、第18条又は第19条に規定する特別徴収の場合）にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）</u></p> <p>_____により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) 略</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）</p> <p>16 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（第14条、第18条又は第19条に規定する特別徴収の場合）にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）</u>により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) 略</p>

第16号議案

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方自治法に基づく認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないものに対し、法人の市民税の課税免除をするため。



豊岡市条例第 号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。  
第24条の次に次の1条を加える。

（法人の市民税の課税免除）

第24条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないものに対しては、市民税を課さない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

地方自治法に基づく認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないものに対し、法人の市民税の課税免除をすること。(第24条の2 関係)

### 2 附則

この条例は、令和3年4月1日から施行すること。

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
	<p>(法人の市民税の課税免除)</p> <p>第24条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないものに対しては、市民税を課さない。</p>



第17号議案

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

令和3年度から令和5年度までの介護保険事業の保険料率を定めるため。



豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例

豊岡市介護保険条例(平成17年豊岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「それぞれ」を「、」に改め、同項第2号中「51,660円」を「55,350円」に改め、同項第7号中「92,250円」を「95,940円」に改め、同条第2項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第3項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「190万円」を「210万円」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「400万円」を「410万円」に改め、同条第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「600万円」を「610万円」に改め、同条第6項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同条第7項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「33,210円」を「36,900円」に改め、同条第8項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則第5条第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第5条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和2年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

## 豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 令和3年度から令和5年度までにおける第1号被保険者の各段階の保険料率に関し、次に掲げる区分の保険料率等を見直すこと。(第3条関係)
  - ア 第2段階に区分する介護保険法施行令(以下「令」という。)第39条第1項第2号に掲げる者の保険料の額を51,660円から55,350円に、保険料の減額賦課額を33,210円から36,900円に、それぞれ3,690円を引き上げること。
  - イ 第7段階に区分する令第39条第1項第7号に掲げる者の保険料の額を92,250円から95,940円に3,690円を引き上げ、同段階に区分するための基準所得金額を190万円未満から210万円未満に20万円を引き上げること。
  - ウ 第8段階に区分するための基準所得金額を400万円未満から410万円未満に10万円を引き上げること。
  - エ 第9段階に区分するための基準所得金額を600万円未満から610万円未満に10万円を引き上げること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る定義を改めること。(附則第5条関係)

### 2 附則

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行すること。ただし、附則第5条の改正規定は、公布の日から施行すること。(改正条例附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和2年度分までの保険料率については、なお従前の例によること。(改正条例附則第2項関係)

豊岡市介護保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,660円</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 92,250円</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>2 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、190万円とする。</p> <p>4 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。</p> <p>5 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,140円とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、_____当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 55,350円</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 95,940円</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、120万円とする。</p> <p>3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、210万円とする。</p> <p>4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、410万円とする。</p> <p>5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、610万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,140円とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保</p>

険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,140円」とあるのは、「33,210円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「22,140円」とあるのは、「51,660円」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第5条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(法第131条に規定する特別徴収の場合)にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料)であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取った日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)

により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又

険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,140円」とあるのは、「36,900円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「22,140円」とあるのは、「51,660円」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第5条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(法第131条に規定する特別徴収の場合)にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料)であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取った日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又

<p>は重篤な傷病を負ったこと。 (2) 略</p>	<p>は重篤な傷病を負ったこと。 (2) 略</p>
--------------------------------	--------------------------------



## 第18号議案

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

厚生労働省令で定める介護保険事業に関する基準の改正に伴い、介護事業者の提供するサービスの評価方法に係る読み替えて定める基準の規定を見直すため。



豊岡市条例第 号

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成24年豊岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「評価を1年に1回行い」を「評価を1年に1回以上行い」に、「外部の者による評価を受けて」を「次に掲げるいずれかの評価を受けて」に、「1回行うとともに、外部の者による評価を1年に1回(市長が定める要件に該当する場合は、2年に1回)受けて」を「1回以上行うとともに、次に掲げるいずれかの評価を1年に1回以上受けて」に改める。

第5条第1項の表中「評価を1年に1回行い」を「評価を1年に1回以上行い」に、「外部の者による評価を受けて」を「次に掲げるいずれかの評価を受けて」に、「1回行うとともに、外部の者による評価を1年に1回(市長が定める要件に該当する場合は、2年に1回)受けて」を「1回以上行うとともに、次に掲げるいずれかの評価を1年に1回以上受けて」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

介護事業者の提供するサービスの評価方法について、厚生労働省令で定める基準の改正により、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、外部の者による評価又は運営推進会議における評価の選択が可能となるため、評価に関する読み替えて定める基準の規定を見直すこと。(第2条、第5条関係)

2 附則

この条例は、令和3年4月1日から施行すること。

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(指定地域密着型サービスの事業の基準)</p> <p>第2条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の基準)</p> <p>第2条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項</p> <p>略</p>	<p>省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項</p> <p>略</p>
<p>省令第3条の21第2項、第9条第2項、第25条第2項、第50条第2項、第72条第2項、第118条第7項、第137条第7項及び第176条</p> <p>評価を1年に1回行い</p>	<p>省令第3条の21第2項、第9条第2項、第25条第2項、第50条第2項、第72条第2項、第118条第7項、第137条第7項及び第176条</p> <p>評価を1年に1回以上行い</p>

第2項		
省令第97条第8項	評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて	評価を1年に1回(市長が定める要件に該当する場合は、2年に1回)受けて
省令第83条第1項、第105条第1項、第127条第1項及び第152条第1項	略	略
省令第132条第1項第1号イ	略	略

2・3 略

(指定地域密着型介護予防サービス事業の基準)

第5条 法第115条の14第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第40条第2項、第63条第2項及び第84	略	略
------------------------	---	---

第2項		
省令第97条第8項	評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれれかの評価を受けて	評価を1年に1回以上行い、次に掲げるいずれかの評価を1年に1回以上受けて
省令第83条第1項、第105条第1項、第127条第1項及び第152条第1項	略	略
省令第132条第1項第1号イ	略	略

2・3 略

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第5条 法第115条の14第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第40条第2項、第63条第2項及び第84	略	略
------------------------	---	---

条第2項			
省令第41条第2項及び第65条第2項	評価を行う	評価を1年に1回行い	
省令第86条第2項	評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて	評価を1年に1回行うとともに、外部の者による評価を受けて	
省令第59条第1項及び第82条第1項	略	略	

2・3 略

条第2項			
省令第41条第2項及び第65条第2項	評価を行う	評価を1年に1回以上行い	
省令第86条第2項	評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの場合の評価を受けて	評価を1年に1回以上行い、次に掲げるいずれかの場合の評価を1年に1回以上受けて	
省令第59条第1項及び第82条第1項	略	略	

2・3 略



第19号議案

豊岡市温泉供給条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市温泉供給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

出石温泉の温泉スタンドによる温泉供給の廃止をするため。



豊岡市条例第 号

豊岡市温泉供給条例の一部を改正する条例

豊岡市温泉供給条例（平成18年豊岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

出石温泉	温泉配湯管によるもの	営業用	1 m <sup>3</sup> 当たり630円
		公益用	1 m <sup>3</sup> 当たり310円
	温泉スタンドによるもの	20 l 当たり10円	

を

出石温泉	温泉配湯管によるもの	営業用	1 m <sup>3</sup> 当たり630円
		公益用	1 m <sup>3</sup> 当たり310円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 豊岡市温泉供給条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

出石温泉の温泉スタンドによる温泉供給の廃止をすること。(別表第2関係)

### 2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市温泉供給条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第2（第5条関係）			
泉源	供給種別	料金	
竹野温泉	略	略	
神鍋温泉	略	略	
出石温泉	温泉配湯管によるもの	営業用	1 m <sup>3</sup> 当たり630円
		公益用	1 m <sup>3</sup> 当たり310円
シルク温泉	温泉スタンドによるもの	20 l 当たり10円	
シルク温泉	略	略	
別表第2（第5条関係）			
泉源	供給種別	料金	
竹野温泉	略	略	
神鍋温泉	略	略	
出石温泉	温泉配湯管によるもの	営業用	1 m <sup>3</sup> 当たり630円
		公益用	1 m <sup>3</sup> 当たり310円
シルク温泉	略	略	



第20号議案

豊岡市環境審議会条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市環境審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

審議会の庶務をコウノトリ共生部から市民生活部に変更するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市環境審議会条例の一部を改正する条例

豊岡市環境審議会条例（平成18年豊岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条中「コウノトリ共生部」を「市民生活部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 豊岡市環境審議会条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

審議会の庶務をコウノトリ共生部から市民生活部に変更すること。(第9条関係)

### 2 附則

この条例は、令和3年4月1日から施行すること。

豊岡市環境審議会条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(庶務) 第9条 審議会の庶務は、<u>コウノトリ共生部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第9条 審議会の庶務は、<u>市民生活部</u>において処理する。</p>



第21号議案

豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

建築物の用途を制限する地域に城崎自然環境保全地域及び城崎田園居住環境保全  
地域を加え、それぞれに建築してはならない建築物を定めるため。



豊岡市条例第 号

豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成25年豊岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別表第2（り）項第3号（13）若しくは（13の2）」を「別表第2（ぬ）項第3号（13）若しくは（13の2）」に、「同表（ぬ）項第1号（21）」を「同表（る）項第1号（21）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

特定用途制限地域	建築してはならない建築物
日高田園居住環境保全地域	法別表第2（ほ）項に掲げるもの
城崎自然環境保全地域	法別表第2（に）項に掲げるもの
城崎田園居住環境保全地域	法別表第2（ほ）項に掲げるもの

附 則

この条例は、令和3年4月12日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 建築基準法の改正により引用する規定を改めること。(第8条関係)
- (2) 建築物の用途の制限を定める別表について、次に掲げる特定用途制限地域を加え、それぞれに建築してはならない建築物を定めること。(別表関係)
  - ア 城崎自然環境保全地域 建築基準法の規定による第2種中高層住宅専用地域内に建築してはならない建築物
  - イ 城崎田園居住環境保全地域 建築基準法の規定による第1種住居地域内に建築してはならない建築物

### 2 附則

この条例は、令和3年4月12日から施行すること。ただし、建築基準法の改正により引用する規定の改正は、公布の日から施行すること。

豊岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																
<p>(工作物への準用)</p> <p>第8条 法別表第2(り)項第3号(13)若しくは(13の2)の用途に供する工作物又は同表(ぬ)項第1号(21)の用途に供する工作物(土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び同表に掲げるもので建築物の敷地(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。)と同一の敷地にあるものを除く。)については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定用途制限地域</th> <th>建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日高田園</td> <td>事務所、店舗、飲食店、ホテル、旅館、自動車教習所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの(令第130条の7の2で定めるものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>居住環境保全地域</td> <td>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</td> </tr> </tbody> </table>	特定用途制限地域	建築してはならない建築物	日高田園	事務所、店舗、飲食店、ホテル、旅館、自動車教習所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの(令第130条の7の2で定めるものを除く。)	居住環境保全地域	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの		3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの	<p>(工作物への準用)</p> <p>第8条 法別表第2(ぬ)項第3号(13)若しくは(13の2)の用途に供する工作物又は同表(る)項第1号(21)の用途に供する工作物(土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び同表に掲げるもので建築物の敷地(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。)と同一の敷地にあるものを除く。)については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定用途制限地域</th> <th>建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日高田園</td> <td>居住環境保全地域</td> </tr> <tr> <td>城崎自然環境保全地域</td> <td>法別表第2(に)項に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>城崎田園居住環境保全地域</td> <td>法別表第2(ほ)項に掲げるもの</td> </tr> </tbody> </table>	特定用途制限地域	建築してはならない建築物	日高田園	居住環境保全地域	城崎自然環境保全地域	法別表第2(に)項に掲げるもの	城崎田園居住環境保全地域	法別表第2(ほ)項に掲げるもの
特定用途制限地域	建築してはならない建築物																
日高田園	事務所、店舗、飲食店、ホテル、旅館、自動車教習所その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの(令第130条の7の2で定めるものを除く。)																
居住環境保全地域	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの																
	3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの																
特定用途制限地域	建築してはならない建築物																
日高田園	居住環境保全地域																
城崎自然環境保全地域	法別表第2(に)項に掲げるもの																
城崎田園居住環境保全地域	法別表第2(ほ)項に掲げるもの																

4	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
5	自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので令第130条の8で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。）
6	倉庫業を営む倉庫
7	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
8	カラオケボックスその他これらに類するもの
9	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
10	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもので令第130条の9の2に定めるもの
11	次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって住居の環境を害するおそれがないものとして令第130条の8の3で定めるものを除く。）を営む工場
	(1) 容量10リットル以上30リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作
	(2) 印刷用インキの製造
	(3) 出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付
	(4) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造
	(5) 原動機を使用する2台以下の研磨機による金属の乾燥研磨（工具研磨を除く。）
	(6) コルク、エポナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは

乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの

(7) 厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断

(8) 印刷用平版の研磨

(9) 糖衣機を使用する製品の製造

(10) 原動機を使用するセメント製品の製造

(11) ワイヤフオーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの

(12) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、擦糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの

(13) 製針又は石材の引割で出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの

(14) 出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する製粉

(15) 合成樹脂の射出成形加工

(16) 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削

(17) めっき

(18) 原動機の出力の合計が1.5キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業

(19) 原動機を使用する印刷

<p>(20) <u>ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）</u> を使用する<u>金属の加工</u></p> <p>(21) <u>タンブラー</u> を使用する<u>金属の加工</u></p> <p>(22) <u>ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）</u> を使用する<u>作業</u></p> <p>12 <u>次に掲げる事業を営む工場</u></p> <p>(1) <u>玩具煙火の製造</u></p> <p>(2) <u>アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量30リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）</u></p> <p>(4) <u>セルロイドの加熱加工又は機械のこぎり</u> を使用する<u>加工</u></p> <p>(5) <u>絵具又は水性塗料の製造</u></p> <p>(6) <u>出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付</u></p> <p>(7) <u>亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</u></p> <p>(8) <u>骨炭その他動物質炭の製造</u></p> <p>(9) <u>せっけんの製造</u></p> <p>(10) <u>魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</u></p> <p>(11) <u>手すき紙の製造</u></p> <p>(12) <u>羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</u></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (13) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
- (14) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- (15) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの
- (16) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの
- (17) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
- (18) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (19) 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないつぼ又はかまを使用するもの（印刷所における活字の鑄造を除く。）
- (20) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又ははばうろう鉄器の製造
- (21) ガラスの製造又は砂吹
- (22) 金属の溶射又は砂吹
- (23) 鉄板の波付加工
- (24) ドラム缶の洗浄又は再生
- (25) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
- (26) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合

計が4キロワット以下の原動機を使用するもの

(27) 前各号に掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして令第130条の9の3で定める事業

13 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして令第130条の9の4で定めるものを除く。）を営む工場

(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造

(2) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物の製造

(3) マッチの製造

(4) ニトロセルロース製品の製造

(5) ビスココース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造

(6) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）

(7) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造

(8) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬草紙布又は防水紙布の製造

(9) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）

(10) 石炭ガス類又はコークスの製造

- (11) 可燃性ガスの製造（令第130条の9の5で定めるものを除く。）
- (12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）
- (13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、<sup>フッ</sup>化水素酸、塩酸、硝酸、<sup>リン</sup>酸、<sup>砒</sup>酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、<sup>亜</sup>次硝酸着鉛、<sup>重</sup>硫酸塩類、<sup>チオ</sup>硫酸塩類、<sup>砒</sup>素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シヤン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
- (14) たんぱく質の加水分解による製品の製造
- (15) 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品<sup>の</sup>製造を除く。）
- (16) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造
- (17) 肥料の製造
- (18) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
- (19) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- (20) アスファルトの精製
- (21) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造
- (22) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造

- (23) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルを超えないつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）
- (24) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕
- (25) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びょう打作業又は孔理作業を伴うもの
- (26) 鉄釘類又は鋼球の製造
- (27) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワットを超える原動機を使用するもの
- (28) 鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造
- (29) 動物の臓器又は排泄物を原料とする医薬品の製造
- (30) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕
- 14 畜舎で床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの
- 15 第13項第1号から第3号まで、第11号又は第12号の物品（以下「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9の表中準住居地域の欄に定める数量（当該欄に数量の定めのないものにあつては、同表中商業地域の欄に定める数量）を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

第22号議案

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

椒地域ふるさと生きがいセンターの管理方法の規定について、市又は指定管理者のいずれの管理も可能な規定の整備を行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

（休館日）

第3条の2 センターの休館日は、日曜日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（開館時間）

第3条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

第4条第1項中「指定管理者（加工室及び調理実習室にあっては、市長。次項、第5条、第7条第1項、第8条、第11条、第12条、第14条並びに第15条第2項及び第3項において同じ。）」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第5条、第7条第1項、第8条、第11条ただし書、第12条、第14条並びに第15条第2項及び第3項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第17条を第19条とし、第16条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第17条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項に規定する事業に係る業務
- (2) センターの使用及びその制限に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第

3条の2から第5条まで、第7条第1項、第8条、第12条、第14条並びに第15条第2項及び第3項の規定の適用については、第3条の2及び第3条の3中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第7条第1項、第8条、第12条、第14条並びに第15条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第18条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第9条から第11条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 椒地域ふるさと生きがいセンター（以下「センター」という。）の休日は、日曜日とすること。（第3条の2関係）
- (2) センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとすること。（第3条の3関係）
- (3) センターの管理に属する使用の許可、許可の基準、許可の取消し、入館の制限等の規定について、指定管理者による管理とする定めを、市長による管理及び市長を指定管理者と読み替えて管理する定めに変更するために必要な規定の整備を行うこと。（第4条、第5条、第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第15条、第17条から第19条関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行すること。（改正条例附則第1項関係）
- (2) この条例の施行前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。（改正条例附則第2項関係）

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第3条の2 センター（加工室、調理実習室その他市長が定める部分を除く。次項において同じ。）の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。</p> <p>2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項各号に規定する事業に係る業務</p> <p>(2) センターの使用及びその制限に関する業務</p> <p>(3) センターの維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第4条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、指定管理者（加工室及び調理実習室にあつては、市長。次項、第5条、第7条第1項、第8条、第11条、第12条、第14条並びに第15条第2項及び第3項において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p>	<p><u>（休館日）</u></p> <p>第3条の2 センターの休館日は、日曜日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。</p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p>第3条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第4条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長</p> <p>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p>

(許可の基準)	(許可の基準)
<p>第5条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u> がその使用を不適當であると認めるとき。</p>	<p>第5条 <u>指定管理者</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u> がその使用を不適當であると認めるとき。</p>
<p>2 <u>市長</u> は、センターの管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p>	<p>2 <u>指定管理者</u> は、センターの管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p>
<p>第7条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又はセンターの現状を変更しようとするときは、<u>市長</u> の許可を受けなければならない。</p>	<p>第7条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又はセンターの現状を変更しようとするときは、<u>指定管理者</u> の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(許可の取消し等)</p>	<p>2 略</p> <p>(許可の取消し等)</p>
<p>第8条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はセンターの使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>第8条 <u>指定管理者</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はセンターの使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>2 <u>市長</u> は、センターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p>	<p>2 <u>指定管理者</u> は、センターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p>
<p>第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、第8条第2項の規定により<u>市長</u> がセンターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特</p>	<p>第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、第8条第2項の規定により<u>指定管理者</u> がセンターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特</p>

別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができ

(1)～(4) 略

(立入り等)

第14条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第15条 略

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が指定管理者の指示に従わないときは、指定管理者は、原状回復に必要な費用から徴収するものとする。

別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができ

(1)～(4) 略

(立入り等)

第14条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第15条 略

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当

該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項に規定する事業に係る業務
  - (2) センターの使用及びその制限に関する業務
  - (3) センターの維持管理に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第3条の2から第5条まで、第7条第1項、第8条、第12条、第14条並びに第15条第2項及び第3項の規定の適用については、第3条の2及び第3条の3中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第7条第1項、第8条、第12条、第14条並びに第15条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

#### (利用料金)

第18条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第9条から第11条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しく

は免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第19条 略

附 則

1・2 略

(委任)

第17条 略

附 則

1・2 略

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

3 市長が指定管理者の指定を取り消した場合は業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間における第4条、第5条、第7条第1項、第8条、第11条、第12条、第14条並びに第15条第2項及び第3項の規定の適用については、第4条第1項中「指定管理者(加工室及び調理実習室にあつては、市長。次項、第5条、第7条第1項、第8条、第11条、第12条、第14条並びに第15条第2項及び第3項において同じ。)」とあり、第4条第2項、第5条、第7条第1項、第8条、第11条ただし書、第12条、第14条並びに第15条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

第23号議案

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

集会施設の9施設を廃止するため。



豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

	名称	位置
1	豊岡市立阿金谷地区農林漁家婦人活動施設	豊岡市竹野町阿金谷230番地の1
2	豊岡市立頃垣活性化センター	豊岡市日高町頃垣592番地
3	豊岡市立竹貫区コミュニティセンター	豊岡市日高町竹貫313番地
4	豊岡市立室見会館	豊岡市出石町細見845番地
5	豊岡市立出石歴史文化交流館	豊岡市出石町松枝159番地
6	豊岡市立市営住宅赤野団地集会所	豊岡市但東町中山197番地の4

第2条 豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から6の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

## 豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条関係）  
集会施設のうち次に掲げる8施設を廃止すること。（別表第1関係）
  - (ア) 楽々浦交流館
  - (イ) 羽尻活性化センター
  - (ウ) 木の薫る土居交流促進センター
  - (エ) 木の薫る久田谷交流促進センター
  - (オ) 木の薫る森山交流促進センター
  - (カ) 木の薫る山宮交流促進センター
  - (キ) 赤野太刀振り文化芸能伝承館
  - (ク) 相田交流館
- (2) 豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係）  
阿金谷地区農林漁家婦人活動施設を廃止すること。（別表第1関係）

### 2 附則

この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行すること。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行		改正後（案）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
1 豊岡市立楽々浦交流館	豊岡市城崎町楽々浦535番地		
2 豊岡市立阿金谷地区農林漁家婦人活動施設	豊岡市竹野町阿金谷230番地の1	1 豊岡市立阿金谷地区農林漁家婦人活動施設	豊岡市竹野町阿金谷230番地の1
3 豊岡市立羽尻活性化センター	豊岡市日高町羽尻585番地		
4 豊岡市立頃垣活性化センター	豊岡市日高町頃垣592番地	2 豊岡市立頃垣活性化センター	豊岡市日高町頃垣592番地
5 豊岡市立木の薫る土居交流促進センター	豊岡市日高町土居410番地の1		
6 豊岡市立木の薫る久田谷交流促進センター	豊岡市日高町久田谷194番地の1		
7 豊岡市立木の薫る森山交流促進センター	豊岡市日高町森山189番地の1		
8 豊岡市立木の薫る山宮交流促進センター	豊岡市日高町山宮929番地		
9 豊岡市立竹貫区コミュニティセンター	豊岡市日高町竹貫313番地	3 豊岡市立竹貫区コミュニティセンター	豊岡市日高町竹貫313番地
10 豊岡市立室見会館	豊岡市出石町細見845番地	4 豊岡市立室見会館	豊岡市出石町細見845番地
11 豊岡市立出石歴史文化交流館	豊岡市出石町松枝159番地	5 豊岡市立出石歴史文化交流館	豊岡市出石町松枝159番地
12 豊岡市立赤野太刀振り文化芸能伝承館	豊岡市但東町中山459番地の1		
13 豊岡市立相田交流館	豊岡市但東町相田202番地		
14 豊岡市立市営住宅赤野団地集会所	豊岡市但東町中山197番地の4	6 豊岡市立市営住宅赤野団地集会所	豊岡市但東町中山197番地の4

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行			改正後（案）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置		名称	位置	
1 豊岡市立阿金谷地区農林漁家婦人活動施設	豊岡市竹野町阿金谷230番地の1		略	略	
2 略	略		略	略	
3 略	略		略	略	
4 略	略		略	略	
5 略	略		略	略	
6 略	略		略	略	

第24号議案

豊岡市給水条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

料金、加入金及び手数料の額を消費税等の総額表示に改め、指定給水装置工事事業者指定更新手数料の新設等を行うため。



豊岡市給水条例の一部を改正する条例

第1条 豊岡市給水条例（平成17年豊岡市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「に、当該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第2項により、旧消費税法第29条に規定する税率による場合は、当該税率）を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第5条に規定する額による場合は、当該額。以下この条において「地方消費税額」という。）を加えた額」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 基本料金は、水道の使用中止の届出がない限り、水道を使用しない場合でもこれを徴収する。

第34条第1項中「に、当該金額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）」を削り、「増径工事申込者」を「増径の工事申込者」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第36条第1項中「別表第4に定める額（同表の(4)の項にあつては当該額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）」を「別表第4に定める金額」に改める。

別表第2中「640円」を「704円」に、「60円」を「66円」に、「65円」を「71.5円」に、「70円」を「77円」に、「120円」を「132円」に、「1,280円」を「1,408円」に、「120円」を「132円」に、「2,600円」を「2,860円」に、「125円」を「137.5円」に、「9,100円」を「10,010円」に、「140円」を「154円」に、「14,200円」を「15,620円」に、「195円」を「214.5円」に、「37,000円」を「40,700円」に、「200円」を「220円」に、「70,000円」を「77,000円」に改める。

別表第3中「80,000円」を「88,000円」に、「100,000円」を「110,000円」に、

「200,000円」を「220,000円」に、「500,000円」を「550,000円」に、「800,000円」を「880,000円」に、「2,000,000円」を「2,200,000円」に、「4,000,000円」を「4,400,000円」に改める。

別表第4中(4)給水装置工事道路等占用申請手数料の項中「953円」を「1,048円」に、「2,858円」を「3,143円」に改める。

第2条 豊岡市給水条例の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第36条関係）

手数料の区分			単位	金額	備考
(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料			1件につき	10,000円	第8条第1項の指定をするとき。
(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料			1件につき	10,000円	法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき。
(3) 給水装置工事設計審査手数料	新設	メーター口径25mm以下	1件につき	3,000円	第8条第2項の設計審査をするとき。
		メーター口径40mm以上	1件につき	6,000円	
	改造	メーター口径25mm以下	1件につき	2,000円	
		メーター口径40mm以上	1件につき	5,000円	
(4) 給水装置工事検査手数料	新設	メーター口径25mm以下	1件につき	3,000円	第8条第2項の工事検査をするとき。
	改造	メーター口径25mm以下	1件につき	3,000円	
		メーター口径40mm以上	1件につき	7,000円	

備考 メーターを設置しない場合の給水装置工事の設計審査及び工事検査に係る手数料は、給水管の口径による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和3年7月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の豊岡市給水条例第28条第1項及び別表第2の規定は、令和3年4月1日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に

係る料金については、なお従前の例による。

- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が令和3年4月1日前から同日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

## 豊岡市給水条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

(1) 豊岡市給水条例の一部を改正する条例（第1条関係）

料金、加入金及び手数料の額を消費税及び地方消費税の総額表示に改めること。（第28条、第34条、第36条、別表第2から別表第4関係）

(2) 豊岡市給水条例の一部を改正する条例（第2条関係）

指定給水装置工事事業者の指定の更新の手数料を新設し、給水装置工事設計審査手数料及び給水装置工事検査手数料を引き上げ、給水装置工事道路等占用申請手数料を廃止すること。（別表第4関係）

### 2 附則

(1) この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和3年7月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) この条例の施行に係る料金に関する経過措置を定めること。（附則第2項、附則第3項関係）

豊岡市給水条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(料金)</p> <p>第28条 料金は、1月につき、別表第2に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額に、当該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第2項により、旧消費税法第29条に規定する税率による場合は、当該税率）を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税法に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第5条に規定する額による場合は、当該額。以下この条において「地方消費税額」という。）を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 料金は、基本料金に、消費税額及び地方消費税額を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を最低料金とする。</p> <p>3 略</p> <p>(加入金)</p> <p>第34条 加入金は、別表第3に定める区分の金額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税法に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り</p>	<p>(料金)</p> <p>第28条 料金は、1月につき、別表第2に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額</p> <p>2 基本料金は、水道の使用中止の届出がない限り、水道を使用しない場合でもこれを徴収する。</p> <p>3 略</p> <p>(加入金)</p> <p>第34条 加入金は、別表第3に定める区分の金額</p>

り捨てた額とし、給水装置の新設及び増径工事申込者 から徴収する。この場合において、増径工事申込者 から徴収する加入金は、増径後の口径と増径前の口径に係る加入金の差額とする。

2 加入金は、給水装置工事申込みの際、徴収する。

3・4 略

(手数料)

第36条 手数料は、別表第4に定める額(同表の(4)の項にあつては当該額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下この条において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額))とし、申込者から徴収する。

2・3 略

別表第2 (第28条関係)

基本料金 (1月につき)		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)				
メーターの口径	料金	区分	用途			
			一般	公衆浴場	豊岡中核地域工業団地	湯城町湯島財産区 営浴場
13mm	640円	10m <sup>3</sup> までの分	60円	65円	70円	120円
20mm	1,280円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	120円			
25mm	2,600円	20m <sup>3</sup> を超え	125円			

とし、給水装置の新設及び増径の工事申込者から徴収する。この場合において、増径の工事申込者から徴収する加入金は、増径後の口径と増径前の口径に係る加入金の差額とする。

2 加入金は、給水装置工事申込みの際、徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3・4 略

(手数料)

第36条 手数料は、別表第4に定める金額

とし、申込者から徴収する。

2・3 略

別表第2 (第28条関係)

基本料金 (1月につき)		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)				
メーターの口径	料金	区分	用途			
			一般	公衆浴場	豊岡中核地域工業団地	湯城町湯島財産区 営浴場
13mm	704円	10m <sup>3</sup> までの分	66円	71.5円	77円	132円
20mm	1,408円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	132円			
25mm	2,860円	20m <sup>3</sup> を超え	137.5円			

	30m <sup>3</sup> までの分	
40mm	10,010円	154円
	30m <sup>3</sup> を超え	
	50m <sup>3</sup> までの分	
50mm	15,620円	214.5円
	50m <sup>3</sup> を超え	
	100m <sup>3</sup> までの分	
75mm	40,700円	220円
	100m <sup>3</sup> を超える	
100mm	77,000円	
125mm	管理者が	
上	別に定める額	

別表第3 (第34条関係)

メーターの口径	加入金
13mm	88,000円
20mm	110,000円
25mm	220,000円
40mm	550,000円
50mm	880,000円
75mm	2,200,000円
100mm	4,400,000円
125mm以上	略

別表第4 (第36条関係)

手数料の区分	種別	単位	金額	備考
(1) 指定給水装置工事事業者				

	30m <sup>3</sup> までの分	
40mm	9,100円	140円
	30m <sup>3</sup> を超え	
	50m <sup>3</sup> までの分	
50mm	14,200円	195円
	50m <sup>3</sup> を超え	
	100m <sup>3</sup> までの分	
75mm	37,000円	200円
	100m <sup>3</sup> を超える	
100mm	70,000円	
125mm	管理者が	
上	別に定める額	

別表第3 (第34条関係)

メーターの口径	加入金
13mm	80,000円
20mm	100,000円
25mm	200,000円
40mm	500,000円
50mm	800,000円
75mm	2,000,000円
100mm	4,000,000円
125mm以上	略

別表第4 (第36条関係)

手数料の区分	種別	単位	金額	備考
(1) 指定給水装置工事事業者				

登録手数料 ～ (3) 給水装置工 事検査手数料	略	略	略	略	略	略
(4) 給水装置工 事道路等占用 申請手数料	市担当部局 への申請	1 件につ き	1,048円	給水管等を道路等に 布設する場合	略	略
	国又は県へ の申請	1 件につ き	3,143円			
備考 略						
登録手数料 ～ (3) 給水装置工 事検査手数料	略	略	略	略	略	略
(4) 給水装置工 事道路等占用 申請手数料	市担当部局 への申請	1 件につ き	953円	給水管等を道路等に 布設する場合	略	略
	国又は県へ の申請	1 件につ き	2,858円			
備考 略						

豊岡市給水条例新旧対照表（第2条関係）

現行		改正後（案）			
別表第4（第36条関係）		別表第4（第36条関係）			
手数料の区分	種別	単位	金額	手数料の区分	備考
(1) 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき	10,000円	10,000円	指定給水装置工事事業者指1件につき	第8条第1項の指定
	大きさ				をするとき。
(2) 給水装置工事設計審査手数料	メーター口径20mm以下	953円	10,000円	指定給水装置工事事業者指1件につき	法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき。
	メーター口径25mm以上	2,858円			
(3) 給水装置工事検査手数料	メーター口径20mm以下	953円	3,000円	メーター口径25mm以下	第8条第2項の設計審査をするとき。
	メーター口径25mm以上	2,858円	6,000円	メーター口径40mm以上	
(4) 給水装置工事申請手数料	市担当部局への申請	1,048円	2,000円	メーター口径25mm以下	
	国又は県への申請	3,143円	5,000円	メーター口径40mm以上	

備考 メーターを設置しない場合の給水装置工事の設計審査及び工事検査に係る手数料は、給水管の口径による。



第25号議案

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

責任技術者の登録及び指定工事店の指定に係る効力の停止期間を延長し、使用料及び加入金の額を消費税等の総額表示に改めるため。



豊岡市下水道条例の一部を改正する条例

豊岡市下水道条例（平成17年豊岡市条例第192号）の一部を次のように改正する。  
第6条の7第4項及び第6条の12第1項中「30日」を「6月」に改める。

第16条第1項中「に、当該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第2項により、旧消費税法第29条に規定する税率による場合は、当該税率）を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第5条に規定する額による場合は、当該額）を加えた額」を削り、「600円」を「660円」に、「80円」を「88円」に、「170円」を「187円」に、「195円」を「214.5円」に、「220円」を「242円」に、「245円」を「269.5円」に、「260円」を「286円」に、「40円」を「44円」に、「167円」を「183.7円」に改める。

第22条第1項中「額に、当該合計額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の」を「ところにより」に、「130,000円」を「143,000円」に、「170,000円」を「187,000円」に、「40又は50mm」を「40mm又は50mm」に、「240,000円」を「264,000円」に、「520,000円」を「572,000円」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条の7第4項及び第6条の12第1項の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

（責任技術者の登録及び指定工事店の指定の効力の停止に関する経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の7第4項及び第6条の12第1項の規定は、令和3年7月1日以後の下水道に関する法令、条例等の違反、業務に関する不誠実な行為等（以下この項において「違反等」という。）について適用し、同日前の違反等については、なお従前の例による。

(使用料に関する経過措置)

- 3 改正後の条例第16条第1項の規定は、令和3年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、同日前から同日以後に引き続く使用に係る使用料は、使用者が汚水を日々均等に排除したものとみなし、日割計算により算定する。

## 豊岡市下水道条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 責任技術者の登録及び指定工事店の指定に係る効力の停止期間を、それぞれ30日から6月に延長すること。(第6条関係)
- (2) 使用料及び加入金の額を消費税及び地方消費税の総額表示に改めること。(第16条、第22条関係)

### 2 附則

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行すること。ただし、責任技術者の登録及び指定工事店の指定に係る効力の停止期間の延長の規定は、令和3年7月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る責任技術者の登録及び指定工事店の指定の効力の停止に関する経過措置を定めること。(附則第2項関係)
- (3) この条例の施行に係る使用料に関する経過措置を定めること。(附則第3項関係)

豊岡市下水道条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第6条の7 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 管理者は、責任技術者の登録を受けている者が下水道に関する法令、条例及び規程の規定に違反したときその他業務に関し不誠実な行為があるなど、責任技術者として不適切と認めるときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は<u>30日</u>を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。</p> <p>(指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第6条の12 管理者は、指定工事店が下水道に関する法令、条例及び規程の規定に違反したときその他業務に関し不誠実な行為があるなど、指定工事店として不適切と認めるときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は<u>30日</u>を超えない範囲内において、指定の効力を停止することができ。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に、当該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第2項により、旧消費税法第</p>	<p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第6条の7 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 管理者は、責任技術者の登録を受けている者が下水道に関する法令、条例及び規程の規定に違反したときその他業務に関し不誠実な行為があるなど、責任技術者として不適切と認めるときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は<u>6月</u>を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。</p> <p>(指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第6条の12 管理者は、指定工事店が下水道に関する法令、条例及び規程の規定に違反したときその他業務に関し不誠実な行為があるなど、指定工事店として不適切と認めるときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は<u>6月</u>を超えない範囲内において、指定の効力を停止することができ。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額</p>

29条に規定する税率による場合は、当該税率)を乗じて得た額(以下この条において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第5条に規定する額による場合は、当該額)を加えた額とする。この場合において、当該使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区分	排除汚水量	金額
基本使用料(1月につき)	一般	600円
	浴場	600円
従量使用料(1月につき)	10m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 80円
	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 170円
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 195円
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 220円
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 245円
	500m <sup>3</sup> を超える分	1 m <sup>3</sup> につき 260円
	浴場	1 m <sup>3</sup> につき 40円
		1 m <sup>3</sup> につき 167円
備考		
略		

2・3 略  
(新規加入)


\_\_\_\_\_とする。この場合において、当該使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区分	排除汚水量	金額
基本使用料(1月につき)	一般	660円
	浴場	660円
従量使用料(1月につき)	10m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 88円
	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 187円
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 214.5円
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 242円
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 269.5円
	500m <sup>3</sup> を超える分	1 m <sup>3</sup> につき 286円
	浴場	1 m <sup>3</sup> につき 44円
		1 m <sup>3</sup> につき 183.7円
備考		
略		

2・3 略  
(新規加入)

第22条 公共下水道に下水を流入するため新たに取付管及び公共ます等を設置する者は、次の表に定める額に、当該合計額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の新規加入者負担金（以下この条において「加入金」という。）を納入しなければならない。ただし、下水道受益者負担金が土地に賦課されている場合は、この限りでない。

水道メーターの口径	金額
20mm以下	130,000円
25mm	170,000円
40又は50mm	240,000円
75mm以上	520,000円

2 前項の加入金は、申込みの際に徴収する。

3 略

第22条 公共下水道に下水を流入するため新たに取付管及び公共ます等を設置する者は、次の表に定めるところにより

\_\_\_\_\_新規加入者負担金（以下この条において「加入金」という。）を納入しなければならない。ただし、下水道受益者負担金が土地に賦課されている場合は、この限りでない。

水道メーターの口径	金額
20mm以下	143,000円
25mm	187,000円
40mm又は50mm	264,000円
75mm以上	572,000円

2 前項の加入金は、申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 略

第26号議案

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

使用料及び加入金の額を消費税等の総額表示に改め、農業集落排水施設等の処理区の一部を公共下水道等の処理区に統合を行うため。



## 豊岡市条例第 号

### 豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「に、当該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第2項により、旧消費税法第29条に規定する税率による場合は、当該税率）を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第5条に規定する額による場合は、当該額）を加えた額」を削り、「600円」を「660円」に、「80円」を「88円」に、「170円」を「187円」に、「195円」を「214.5円」に、「220円」を「242円」に、「245円」を「269.5円」に、「260円」を「286円」に改める。

第18条第1項中「額に、当該合計額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の」を「ところにより」に、「130,000円」を「143,000円」に、「170,000円」を「187,000円」に、「40又は50mm」を「40mm又は50mm」に、「240,000円」を「264,000円」に、「520,000円」を「572,000円」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

別表の1の表三江東部地区の項、八代地区の項及び平田地区の項並びに別表の5の表神美北部地区の項を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から施行日以後に引き続く使用

に係る使用料は、使用者が汚水を日々均等に排除したものとみなし、日割計算により算定する。

## 豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 使用料及び加入金の額を消費税額及び地方消費税額の総額表示に改めること。  
(第14条、第18条関係)
- (2) 農業集落排水施設の処理区の三江東部地区及び八代地区並びにコミュニティ・プラントの処理区の神美北部地区を公共下水道の処理区に統合し、農業集落排水施設の処理区の平田地区を特定環境保全公共下水道の処理区に統合すること。(別表関係)

### 2 附則

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る使用料に関する経過措置を定めること。(附則第2項関係)

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																																										
<p>(使用料の算出方法)</p> <p>第14条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に、当該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第2項により、旧消費税法第29条に規定する税率による場合は、当該税率）を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第5条に規定する額による場合は、当該額）を加えた額とする。この場合において、当該使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料の算出方法)</p> <p>第14条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料（1月につき）</td> <td>—</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料（1月につき）</td> <td>10m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1 m<sup>3</sup>につき 80円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m<sup>3</sup>を超え30m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1 m<sup>3</sup>につき 170円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1 m<sup>3</sup>につき 195円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50m<sup>3</sup>を超え100m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1 m<sup>3</sup>につき 220円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m<sup>3</sup>を超え500m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1 m<sup>3</sup>につき 245円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	排除汚水量	金額	基本使用料（1月につき）	—	600円	従量使用料（1月につき）	10m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 80円		10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 170円		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 195円		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 220円		100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 245円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料（1月につき）</td> <td>—</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料（1月につき）</td> <td>10m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1 m<sup>3</sup>につき 88円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m<sup>3</sup>を超え30m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1 m<sup>3</sup>につき 187円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1 m<sup>3</sup>につき 214.5円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50m<sup>3</sup>を超え100m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1 m<sup>3</sup>につき 242円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100m<sup>3</sup>を超え500m<sup>3</sup>までの分</td> <td>1 m<sup>3</sup>につき 269.5円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	排除汚水量	金額	基本使用料（1月につき）	—	660円	従量使用料（1月につき）	10m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 88円		10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 187円		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 214.5円		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 242円		100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 269.5円
区分	排除汚水量	金額																																									
基本使用料（1月につき）	—	600円																																									
従量使用料（1月につき）	10m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 80円																																									
	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 170円																																									
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 195円																																									
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 220円																																									
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 245円																																									
区分	排除汚水量	金額																																									
基本使用料（1月につき）	—	660円																																									
従量使用料（1月につき）	10m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 88円																																									
	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 187円																																									
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 214.5円																																									
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 242円																																									
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> につき 269.5円																																									

	500m <sup>3</sup> を超える分		1 m <sup>3</sup> につき 260円
--	-------------------------	--	---------------------------

2・3 略

(新規加入)

第18条 新たに加入しようとする者は、次の表に定める額に、当該合計額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の新規加入者負担金（以下この条において「加入金」という。）を納入しなければならない。

水道メーターの口径	金額
20mm以下	130,000円
25mm	170,000円
40又は50mm	240,000円
75mm以上	520,000円

2 前項の加入金は、申込みの際に徴収する。

3 略

別表（第2条関係）

1 農業集落排水施設

処理区		処理場	
名称	区域	名称	位置
畑上地区			
～	略	略	略
田鶴野地区			

	500m <sup>3</sup> を超える分		1 m <sup>3</sup> につき 286円
--	-------------------------	--	---------------------------

2・3 略

(新規加入)

第18条 新たに加入しようとする者は、次の表に定めるところにより

水道メーターの口径	金額
20mm以下	143,000円
25mm	187,000円
40mm又は50mm	264,000円
75mm以上	572,000円

2 前項の加入金は、申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 略

別表（第2条関係）

1 農業集落排水施設

処理区		処理場	
名称	区域	名称	位置
畑上地区			
～	略	略	略
田鶴野地区			

三江東部地区	法花寺 祥雲寺 栄 町	三江東部浄化 センター	豊岡市祥雲寺2番地 の1			
神美南部地区 ～ 三原地区	略	略	略	略	略	略
八代地区	日高町藤井 日高町 奈佐路 日高町谷 日高町中 日高町猪 爪 日高町八代	八代浄化セン ター	豊岡市日高町竹貫90 番地の2			
寺坂地区 ～ 畑地区	略	略	略	略	略	略
平田地区	但東町平田 但東町 栗尾	平田浄化セン ター	豊岡市但東町平田 679番地			
河本地区	略	略	略	略	略	略
2～4 略						
5 コミュニティ・プラント						
処理区			処理場			
名称	区域	名称	位置	名称	区域	位置
神美北部地区	奥野 市場 三宅	神美北部浄化 センター	豊岡市森尾26番地の 1			
日野辺地区	森尾 立石 香住	略	略	略	略	略

令和 2 年度豊岡市一般会計補正予算（第 24 号）

令和 2 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 24 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 207,303 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,113,495 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		16,908,413	84,300	16,992,713
	1. 地方交付税	16,908,413	84,300	16,992,713
16. 国庫支出金		15,370,309	54,046	15,424,355
	2. 国庫補助金	12,289,677	54,046	12,343,723
20. 繰入金		3,027,644	27,357	3,055,001
	2. 基金繰入金	2,879,735	27,357	2,907,092
23. 市債		3,528,600	41,600	3,570,200
	1. 市債	3,528,600	41,600	3,570,200
歳入合計		59,906,192	207,303	60,113,495

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		15,660,933	33,620	15,694,553
	1. 総 務 管 理 費	14,965,465	33,620	14,999,085
4. 衛 生 費		5,158,373	278	5,158,651
	1. 保 健 衛 生 費	4,609,498	278	4,609,776
8. 土 木 費		5,308,237	83,236	5,391,473
	2. 道 路 橋 り よ う 費	1,692,665	83,000	1,775,665
	5. 都 市 計 画 費	2,922,408	236	2,922,644
10. 教 育 費		5,979,886	90,169	6,070,055
	2. 小 学 校 費	1,507,922	89,803	1,597,725
	5. 社 会 教 育 費	1,707,327	366	1,707,693
歳 出	合 計	59,906,192	207,303	60,113,495

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加			(単位 千円)
款	項	事 業 名	金 額
10. 教 育 費	2. 小 学 校 費	学 校 施 設 整 備 事 業	89,803
計			89,803

### 第 3 表 地方債補正

変 更 起 債 の 目 的	(単位 千円) 限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
公立小学校整備事業費 〔 三 江 小 学 校 〕	203,200 〔 0 〕	244,800 〔 41,600 〕
計	3,528,600	3,570,200

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税	16,908,413	84,300	16,992,713
16. 国庫支出金	15,370,309	54,046	15,424,355
20. 繰入金	3,027,644	27,357	3,055,001
23. 市債	3,528,600	41,600	3,570,200
歳入合計	59,906,192	207,303	60,113,495



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	15,660,933	33,620	15,694,553
4. 衛生費	5,158,373	278	5,158,651
8. 土木費	5,308,237	83,236	5,391,473
10. 教育費	5,979,886	90,169	6,070,055
歳出合計	59,906,192	207,303	60,113,495

一般会計

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
33,200			420
			278
			83,236
20,846	41,600		27,723
54,046	41,600	0	111,657

2. 歳 入

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	16,908,413	84,300	16,992,713
計	16,908,413	84,300	16,992,713

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
8. 教育費国庫補助金	487,966	20,846	508,812
21. 地方創生臨時交付金	1,692,907	33,200	1,726,107
計	12,289,677	54,046	12,343,723

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,697,415	27,357	1,724,772
計	2,879,735	27,357	2,907,092

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
10. 教育債	861,900	41,600	903,500
計	3,528,600	41,600	3,570,200

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地 方 交 付 税	84,300	特別交付税	84,300

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 小 学 校 費 補 助 金	20,846	学校施設環境改善交付金	20,846
1. 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	33,200	地方創生臨時交付金	33,200

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	27,357	財政調整基金繰入金	27,357

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 小 学 校 債	41,600	公立小学校整備事業債 三江小学校	41,600 41,600

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 公共交通対策費	358,796	33,200	391,996	33,200			
32. 地域コミュニティ推進費	531,432	420	531,852				420
計	14,965,465	33,620	14,999,085	33,200			420

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. 火葬場費	32,741	278	33,019				278
計	4,609,498	278	4,609,776				278

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 雪害対策費	490,034	83,000	573,034				83,000
計	1,692,665	83,000	1,775,665				83,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び交付金	33,200	公共交通利用促進事業費 【都市整備課】 交付金 公共交通事業者支援給付金	33,200 33,200 33,200
12. 委託料	420	コミュニティセンター管理費 【コミュニティ政策課】 業務委託料 除雪業務	420 420

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	278	斎場管理費 【生活環境課】 業務委託料 除雪業務	278 278

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	83,000	雪害対策事業費 【建設課】 保守点検委託料 消雪装置保守点検 業務委託料 除雪業務	83,000 3,000 80,000

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 駐車場管理費	27,113	236	27,349				236
計	2,922,408	236	2,922,644				236

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 小学校施設整備費	459,065	89,803	548,868	20,846	41,600		27,357
計	1,507,922	89,803	1,597,725	20,846	41,600		27,357

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 博物館等管理費	786,672	366	787,038				366
計	1,707,327	366	1,707,693				366

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	143	中央駐車場管理費 【都市整備課】	93
		重機借上料	93
13. 使用料及び賃借料	93	日高駐車場管理費 【日高地域振興課】	143
		維持管理委託料	143
		駐車場管理	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	8,164	学校施設整備事業費 【教育総務課】	89,803
		投資委託料	8,164
14. 工事請負費	81,639	実施設計	
		整備工事費	81,639
		トイレ改修	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	304	歴史博物館管理費 【文化振興課】	62
		重機借上料	62
13. 使用料及び賃借料	62	日本・モンゴル民族博物館管理費 【文化振興課】	304
		業務委託料	304
		除雪業務	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	38,043,339	35,266,845	2,821,500	41,600
(8) 教 育	9,596,786	8,846,928	902,800	41,600
合 計	54,669,844	51,925,386	3,930,500	41,600

(単位 千円)

増減見込み		当該年度末現在高見込額		
見込額	当該年度中 元金償還見込額	補正前の額	補正額	補正後の額
2,863,100	5,166,403	32,921,942	41,600	32,963,542
944,400	1,292,501	8,457,227	41,600	8,498,827
3,972,100	6,553,230	49,302,656	41,600	49,344,256



令和 2 年度豊岡市一般会計補正予算（第 25 号）

令和 2 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 25 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 807,444 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59,306,051 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		9,562,425	27,500	9,589,925
	1. 市 民 税	3,738,300	25,000	3,763,300
	3. 軽 自 動 車 税	302,494	2,500	304,994
2. 地 方 譲 与 税		438,581	△2,906	435,675
	1. 地方揮発油譲与税	90,909	△2,279	88,630
	5. 航空機燃料譲与税	826	△627	199
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		80,000	△31,766	48,234
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	△31,766	48,234
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		1,814,232	△116,448	1,697,784
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,814,232	△116,448	1,697,784
8. ゴルフ場利用税交付金		11,666	△1,640	10,026
	1. ゴルフ場利用税交付金	11,666	△1,640	10,026
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		194,369	△15,943	178,426
	1. 分 担 金	15,874	△3,349	12,525
	2. 負 担 金	178,495	△12,594	165,901
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		747,812	△36,995	710,817
	1. 使 用 料	526,799	△18,176	508,623
	2. 手 数 料	221,013	△18,819	202,194
16. 国 庫 支 出 金		15,424,355	243,551	15,667,906
	1. 国 庫 負 担 金	3,040,079	△17,192	3,022,887
	2. 国 庫 補 助 金	12,343,723	260,624	12,604,347
	3. 委 託 金	40,553	119	40,672
17. 県 支 出 金		3,131,312	△9,648	3,121,664
	1. 県 負 担 金	1,641,839	△17,799	1,624,040
	2. 県 補 助 金	1,288,684	15,869	1,304,553
	3. 委 託 金	200,789	△7,718	193,071
18. 財 産 収 入		241,063	6,502	247,565
	1. 財 産 運 用 収 入	56,633	532	57,165

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2.財産売却収入	184,430	5,970	190,400
19. 寄附金		923,150	5	923,155
	1.寄附金	923,150	5	923,155
20. 繰入金		3,055,001	△973,720	2,081,281
	1.特別会計繰入金	147,909	△4,133	143,776
	2.基金繰入金	2,907,092	△969,587	1,937,505
22. 諸収入		2,449,544	△62,336	2,387,208
	3.貸付金元利収入	574,936	2,336	577,272
	5.雑収入	1,857,787	△64,672	1,793,115
23. 市債		3,570,200	166,400	3,736,600
	1.市債	3,570,200	166,400	3,736,600
歳入	合計	60,113,495	△807,444	59,306,051

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		266,011	△4,669	261,342
	1. 議会費	266,011	△4,669	261,342
2. 総務費		15,694,553	△217,276	15,477,277
	1. 総務管理費	14,999,085	△220,542	14,778,543
	2. 徴税費	346,097	△1,349	344,748
	3. 戸籍住民基本台帳費	272,719	6,768	279,487
	4. 選挙費	17,183	56	17,239
	5. 統計調査費	34,229	△2,168	32,061
	6. 監査委員費	25,240	△41	25,199
3. 民生費		13,439,692	△205,860	13,233,832
	1. 社会福祉費	3,907,430	△19,379	3,888,051
	2. 老人福祉費	3,330,704	△51,100	3,279,604
	3. 児童福祉費	5,322,134	△134,888	5,187,246
	4. 生活保護費	879,424	△493	878,931
4. 衛生費		5,158,651	△31,986	5,126,665
	1. 保健衛生費	4,609,776	△16,100	4,593,676
	2. 清掃費	548,875	△15,886	532,989
5. 労働費		73,344	△357	72,987
	1. 労働諸費	73,344	△357	72,987
6. 農林水産業費		1,928,498	△21,697	1,906,801
	1. 農業費	1,594,547	27,977	1,622,524
	2. 林業費	247,231	△41,901	205,330
	3. 水産業費	86,720	△7,773	78,947
7. 商工費		3,001,607	△68,526	2,933,081
	1. 商工費	3,001,607	△68,526	2,933,081
8. 土木費		5,391,473	6,058	5,397,531
	1. 土木管理費	358,510	△3,772	354,738
	2. 道路橋りょう費	1,775,665	22,297	1,797,962

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3.河川費	71,445	△44	71,401
	4.港湾費	11,130	△4,235	6,895
	5.都市計画費	2,922,644	12,923	2,935,567
	6.住宅費	252,079	△21,111	230,968
9.消 防 費		2,117,360	△61,830	2,055,530
	1.消 防 費	2,117,360	△61,830	2,055,530
10.教 育 費		6,070,055	△201,442	5,868,613
	1.教育総務費	797,886	△40,995	756,891
	2.小学校費	1,597,725	△78,999	1,518,726
	3.中学校費	550,349	△7,384	542,965
	4.幼稚園費	304,017	△6,076	297,941
	5.社会教育費	1,707,693	△52,698	1,654,995
	6.保健体育費	1,112,385	△15,290	1,097,095
13.諸 支 出 金		59,005	141	59,146
	1.普通財産取得費	29,005	141	29,146
歳 出 合 計		60,113,495	△807,444	59,306,051

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	鉄道交通対策事業	9,663
		バス交通対策事業	3,380
		民間宿泊施設支援事業	11,000
		出石地域交通環境改善計画策定事業	2,532
		ファミリーサポートセンター事業	231
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸籍住民基本台帳事務費	8,426
3. 民 生 費	1. 社 会 福 祉 費	福祉事務所費	1,749
	3. 児 童 福 祉 費	放課後児童健全育成事業	8,042
6. 農林水産業費	1. 農 業 費	農業用施設管理費	44,350
		地籍調査事業	80,044
		畜産振興事業	39,259
		ポンプ場管理費	6,400
	2. 林 業 費	治山事業	4,600
7. 商 工 費	1. 商 工 費	プレミアム付応援商品券事業	537,000
		新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業	60,000
		製造業緊急支援事業	30,000
8. 土 木 費	1. 土 木 管 理 費	土木総務費	3,111
		内水処理事業	31,000
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	道路維持事業	116,200
		池上日吉線道路改良事業	25,900

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	198,006
		栃江橋整備事業	42,000
		上野橋整備事業	28,500
		生活道路排水路整備事業	4,000
		河川改良事業	20,699
	5. 都市公園費	公園施設長寿命化事業	48,000
9. 消防費	1. 消防費	消火栓管理費	5,000
10. 教育費	1. 教育総務費	感染症対策事業	3,310
		2. 小学校費	学校施設管理費
		学校施設整備事業	187,880
	3. 中学校費	学校施設整備事業	48,730
		5. 社会教育費	生涯学習サロン整備事業
		植村直己冒険館機能強化事業	4,584
	6. 保健体育費	給食センター管理費	22,265
計			1,798,029

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2. 総務費	1. 総務管理費	公共施設マネジメント推進事業	7,766	10,329
計			7,766	10,329

### 第 3 表 債務負担行為補正

追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合健康ゾーン整備運営事業	令和3年度から 令和6年度まで	1,424
計		1,424

廃 止 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業経営基盤強化資金利子補給事業	令和3年度から 令和12年度まで	825
菓子祭前日祭実行委員会補助金	令和3年度	1,800
計		2,625

変 更 (単位 千円)

事 項	期 間		限 度 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業	令和3年度	同 左	7,058	7,018
ごみ収集運搬業務	令和3年度から 令和7年度まで	同 左	1,473,395	873,070
豊岡最終処分場運転維持管理業務	令和3年度から 令和5年度まで	同 左	37,719	36,009
豊岡第2清掃センター運転維持管理業務	令和3年度から 令和5年度まで	同 左	12,060	11,514
美しい村づくり資金利子補給事業	令和3年度から 令和9年度まで	同 左	1,670	181
豊かな海づくり資金利子補給事業	令和3年度から 令和9年度まで	同 左	1,907	2,348
中小企業融資資金利子補給事業	令和3年度から 令和5年度まで	同 左	60,000	6,293
市民会館等自主事業	令和3年度	同 左	22,155	15,159
計			1,615,964	951,592

## 第 4 表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
減 収 補 填 債	238,100	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り
計	238,100			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
鉄 道 交 通 対 策 事 業 費	16,500	13,100
〔京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等〕	〔 16,500 〕	〔 13,100 〕
コウノトリ文化館整備事業費	25,600	1,900
土 地 改 良 事 業 費	85,400	86,800
〔 蓼 川 用 水 路 〕	〔 2,700 〕	〔 3,700 〕
〔 下 鶴 井 地 区 〕	〔 6,700 〕	〔 4,700 〕
〔 農 道 橋 耐 震 化 事 業 〕	〔 17,100 〕	〔 10,400 〕
〔 農 道 橋 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 12,300 〕	〔 23,400 〕
〔 ふ る さ と 農 道 〕	〔 15,300 〕	〔 14,100 〕
〔 蓼 川 堰 〕	〔 8,800 〕	〔 8,000 〕
治 山 事 業 費	3,200	2,300
〔 林 地 崩 壊 対 策 事 業 〕	〔 3,200 〕	〔 2,300 〕
観 光 施 設 整 備 事 業 費	14,000	13,400
〔 但 東 シ ル ク 温 泉 や ま び こ 〕	〔 8,000 〕	〔 7,400 〕
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	22,900	20,900
道 路 整 備 事 業 費	216,500	202,000
〔 道 路 構 造 物 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 63,300 〕	〔 57,300 〕
〔 枳 本 太 田 線 〕	〔 22,200 〕	〔 20,300 〕
〔 八 条 線 〕	〔 19,000 〕	〔 15,200 〕
〔 道 路 維 持 事 業 〕	〔 19,600 〕	〔 16,800 〕

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
橋りょう整備事業費	200,300	220,500
〔橋りょう長寿命化事業〕	〔154,500〕	〔174,700〕
公園整備事業費	41,300	56,500
〔公園施設長寿命化事業〕	〔41,300〕	〔56,500〕
土地区画整理事業費	21,000	17,100
〔稲葉川〕	〔21,000〕	〔17,100〕
消防防災施設整備事業費	249,800	243,400
〔消防ポンプ自動車〕	〔179,900〕	〔179,000〕
〔高規格救急自動車〕	〔37,000〕	〔34,100〕
〔消火栓〕	〔23,000〕	〔22,000〕
〔支援車〕	〔6,800〕	〔6,300〕
〔搬送車〕	〔3,100〕	〔2,000〕
消防防災設備整備事業費	453,300	428,800
〔デジタル防災行政無線〕	〔449,500〕	〔425,000〕
公立小学校整備事業費	244,800	224,400
〔八条小学校〕	〔0〕	〔7,100〕
〔五荘小学校〕	〔0〕	〔13,600〕
〔非構造部材等耐震化事業〕	〔134,000〕	〔90,600〕
〔長寿命化事業〕	〔3,200〕	〔0〕
〔小坂小学校〕	〔66,000〕	〔56,500〕
〔豊岡小学校〕	〔0〕	〔15,000〕
公立中学校整備事業費	5,200	3,800
〔但東中学校〕	〔5,200〕	〔3,800〕
社会教育施設整備事業費	586,900	570,400
〔植村直己冒険館〕	〔393,000〕	〔383,800〕
〔生涯学習サロン〕	〔168,800〕	〔165,400〕
〔新文化会館〕	〔17,000〕	〔15,100〕
〔日本・モンゴル民族博物館〕	〔8,100〕	〔6,100〕

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
保健体育施設整備事業費	63,700	73,400
〔城崎ボートセンター〕	〔 4,500 〕	〔 4,300 〕
〔こうのとりスタジアム〕	〔 50,400 〕	〔 48,800 〕
〔豊岡学校給食センター〕	〔 0 〕	〔 7,200 〕
〔日高学校給食センター〕	〔 0 〕	〔 4,900 〕
〔スポーツトラクター〕	〔 8,800 〕	〔 8,200 〕
計	3,570,200	3,498,500



令和 2 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 25 号 ) に 関 する 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	9,562,425	27,500	9,589,925
2. 地 方 譲 与 税	438,581	△2,906	435,675
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	△31,766	48,234
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,814,232	△116,448	1,697,784
8. ゴルフ場利用税交付金	11,666	△1,640	10,026
14. 分 担 金 及 び 負 担 金	194,369	△15,943	178,426
15. 使 用 料 及 び 手 数 料	747,812	△36,995	710,817
16. 国 庫 支 出 金	15,424,355	243,551	15,667,906
17. 県 支 出 金	3,131,312	△9,648	3,121,664
18. 財 産 収 入	241,063	6,502	247,565
19. 寄 附 金	923,150	5	923,155
20. 繰 入 金	3,055,001	△973,720	2,081,281
22. 諸 収 入	2,449,544	△62,336	2,387,208
23. 市 債	3,570,200	166,400	3,736,600
歳 入 合 計	60,113,495	△807,444	59,306,051



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	266,011	△4,669	261,342
2. 総務費	15,694,553	△217,276	15,477,277
3. 民生費	13,439,692	△205,860	13,233,832
4. 衛生費	5,158,651	△31,986	5,126,665
5. 労働費	73,344	△357	72,987
6. 農林水産業費	1,928,498	△21,697	1,906,801
7. 商工費	3,001,607	△68,526	2,933,081
8. 土木費	5,391,473	6,058	5,397,531
9. 消防費	2,117,360	△61,830	2,055,530
10. 教育費	6,070,055	△201,442	5,868,613
13. 諸支出金	59,005	141	59,146
歳出合計	60,113,495	△807,444	59,306,051

一般会計

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△92	△4,577
△32,955	△27,100	△37,889	△119,332
△22,893		△14,759	△168,208
50,651		△33,826	△48,811
			△357
36,456	500	△27,734	△30,919
293,693	△600	△128,232	△233,387
20,512	15,000	△133	△29,321
△6,516	△30,900		△24,414
△105,045	△28,600	△9,544	△58,253
		141	
233,903	△71,700	△252,068	△717,579

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	3,284,000	25,000	3,309,000
計	3,738,300	25,000	3,763,300

(款) 1. 市税

(項) 3. 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計
2. 種別割	288,000	2,500	290,500
計	302,494	2,500	304,994

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方揮発油譲与税	90,909	△2,279	88,630
計	90,909	△2,279	88,630

(款) 2. 地方譲与税

(項) 5. 航空機燃料譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 航空機燃料譲与税	826	△627	199
計	826	△627	199

(款) 6. 法人事業税交付金

(項) 1. 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 法人事業税交付金	80,000	△31,766	48,234
計	80,000	△31,766	48,234

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明
1.	現年課税分		25,000	現年課税分 25,000

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明
1.	現年課税分		2,500	現年課税分 2,500

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明
1.	地方揮発油譲与税		△2,279	地方揮発油譲与税 △2,279

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明
1.	航空機燃料譲与税		△627	航空機燃料譲与税 △627

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明
1.	法人事業税交付金		△31,766	法人事業税交付金 △31,766

## (款) 7. 地方消費税交付金

## (項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方消費税交付金	1,814,232	△116,448	1,697,784
計	1,814,232	△116,448	1,697,784

## (款) 8. ゴルフ場利用税交付金

## (項) 1. ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. ゴルフ場利用税交付金	11,666	△1,640	10,026
計	11,666	△1,640	10,026

## (款) 14. 分担金及び負担金

## (項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 農林水産業費分担金	11,724	△3,349	8,375
計	15,874	△3,349	12,525

## (款) 14. 分担金及び負担金

## (項) 2. 負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費負担金	175,929	△12,594	163,335
計	178,495	△12,594	165,901

## (款) 15. 使用料及び手数料

## (項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務使用料	43,943	△840	43,103

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地方消費税交付金	△116,448	地方消費税交付金	△116,448

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. ゴルフ場利用税交付金	△1,640	ゴルフ場利用税交付金	△1,640

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 農業費分担金	△3,320	基盤整備事業費分担金	△3,320
2. 林業費分担金	△29	治山事業費分担金	△29

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 老人福祉費負担金	△1,992	老人福祉法第28条収入	△1,992
3. 児童福祉費負担金	△10,602	特定教育・保育施設利用者負担金 現年度分	△10,602 △10,602

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理使用料	△840	城崎市民センター使用料	△80

## (款) 15. 使用料及び手数料

## (項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
(総務使用料)			
4. 衛生使用料	21,313	△157	21,156
6. 商工使用料	10,158	△632	9,526
7. 土木使用料	347,909	△9,218	338,691
8. 教育使用料	18,681	△7,329	11,352
計	526,799	△18,176	508,623

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(総務管理使用料)		行政財産目的外使用料 有償旅客運送使用料 豊岡稽古堂使用料 城崎国際アートセンター使用料 コミュニティセンター使用料	1,801 △880 △377 △1,000 △304
1. 保健衛生使用料	△157	総合健康ゾーン駐車場使用料	△157
1. 商工使用料	△632	温泉使用料 竹野温泉 神鍋温泉 出石温泉 シルク温泉	△632 △170 △1,949 1,481 6
3. 都市計画使用料	△3,153	駐車場使用料 出石西の丸駐車場 出石庁舎南側駐車場 出石鉄砲町駐車場	△3,153 △1,907 195 △1,441
4. 住宅使用料	△6,065	現年度分 公営住宅使用料 特公賃住宅使用料 移住促進住宅使用料 滞納繰越分 公営住宅使用料 市営住宅駐車場使用料 高屋住宅 塩津住宅 今森住宅 一本松住宅 上山住宅 元薬師2号住宅 上郷住宅 福住住宅 元薬師1号住宅	△5,987 △5,543 △52 △392 △4 △4 △74 △64 59 △24 3 △31 27 4 △45 △3
1. 小学校使用料	△384	学校施設使用料	△384
2. 中学校使用料	2	学校施設使用料	2
4. 社会教育使用料	△5,944	豊岡市民会館使用料 歴史博物館入館料 日本・モンゴル民族博物館入館料 美術館入館料	△4,174 △600 △711 △459
5. 保健体育使用料	△1,003	体育館使用料 中竹野ふるさと館 玄武洞スポーツ公園使用料 神美台スポーツ公園使用料 城崎ボートセンター使用料 城崎スポーツ広場使用料	△1 △1 △291 △682 △94 65

## (款) 15. 使用料及び手数料

## (項) 2. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務手数料	43,184	△1,925	41,259
3. 衛生手数料	176,065	△16,894	159,171
計	221,013	△18,819	202,194

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	2,696,191	△17,192	2,678,999
計	3,040,079	△17,192	3,022,887

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	8,196,461	△30,806	8,165,655
2. 民生費国庫補助金	1,388,325	13,674	1,401,999

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 戸籍住民基本台帳手数料	△1,925	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 印鑑証明手数料 自動車臨時運行許可手数料 その他手数料	△413 △943 △588 △61 80
2. 清掃手数料	△16,894	ごみ処理手数料 家庭系廃棄物 し尿処理手数料 汲取手数料 処分手数料	△15,105 △15,105 △1,789 △1,446 △343

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	15,304	特別障害者手当等給付費負担金 国民健康保険基盤安定費負担金 障害者(児)自立支援給付費負担金 自立支援医療費負担金 生活困窮者自立相談支援事業等負担金	△1,889 △208 24,874 △5,142 △2,331
2. 老人福祉費負担金	922	低所得者保険料軽減負担金	922
3. 児童福祉費負担金	△33,418	母子生活支援施設措置費負担金 児童扶養手当給付費負担金 児童手当負担金	△568 △7,796 △25,054

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	△30,625	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 アーティスト・イン・レジデンス国際文化交流促進事業 費補助金 個人番号カード交付事務費補助金 特別定額給付金給付事業費補助金	3,993 △1,100 4,433 △37,951
3. 国立公園等資源整備 事業費補助金	△181	野生動物観光促進事業費補助金	△181
1. 社会福祉費補助金	△380	障害者地域生活支援事業費補助金 介護保険指定機関等管理システム改修事業費補助金	△360 △20

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費国庫補助金)			
3. 衛生費国庫補助金	94,043	△2,062	91,981
6. 土木費国庫補助金	323,317	29,519	352,836
7. 消防費国庫補助金	6,139	△3,342	2,797
8. 教育費国庫補助金	508,812	40,034	548,846

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 老人福祉費補助金	△861	社会資本整備総合交付金 人生いきいき住宅助成事業費 疾病予防対策事業費補助金	△1,211 △1,211 350
3. 児童福祉費補助金	14,915	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 児童虐待防止対策支援事業費補助金 地域子育て支援拠点事業費補助金 放課後児童健全育成事業費補助金 延長保育事業費補助金 一時預かり事業費補助金 認定こども園特別支援教育・保育事業費補助金 子育て短期支援事業費補助金 ファミリー・サポート・センター事業費補助金 養育支援訪問事業費補助金 子どものための教育・保育給付交付金 保育所等業務効率化推進事業費補助金 保育体制強化事業費補助金 子育てのための施設等利用給付交付金 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金	△1,124 119 △100 △15 2,680 115 10,403 △523 △7 77 △682 16,575 △100 △1,823 △1,981 △5,628 △3,071
1. 保健衛生費補助金	△2,062	循環型社会形成推進交付金 がん検診推進事業費補助金 緊急風しん抗体検査等事業費補助金	△264 △96 △1,702
1. 道路橋りょう費補助金	25,020	防災・安全交付金 交通安全施設整備事業費 道路メンテナンス事業費補助金	△2,700 △2,700 27,720
3. 都市計画費補助金	16,000	社会資本整備総合交付金 公園施設長寿命化事業費	16,000 16,000
4. 住宅費補助金	△11,501	社会資本整備総合交付金 簡易耐震診断推進事業費 公営住宅等ストック総合改善事業費 民間住宅耐震改修助成事業費 老朽危険空家対策事業費	△11,501 △1,076 △3,692 △5,110 △1,623
1. 消防費補助金	△3,342	社会資本整備総合交付金 がけ地近接等危険住宅移転事業費 公衆無線LAN環境整備支援事業費補助金	△3,334 △3,334 △8
1. 教育総務費補助金	8,529	学校教育活動再開支援事業費補助金 学校教育活動継続支援事業費補助金	6,874 1,655
2. 小学校費補助金	17,570	特別支援教育就学児童奨励費補助金 学校施設環境改善交付金	△335 17,905
3. 中学校費補助金	△210	特別支援教育就学生徒奨励費補助金	△210
5. 社会教育費補助金	8,037	史跡等購入費補助金 社会資本整備総合交付金 植村直己冒険館機能強化事業費 文化芸術振興費補助金	△194 9,200 9,200 △969

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
(教育費国庫補助金)			
21. 地方創生臨時交付金	1,726,107	213,607	1,939,714
計	12,343,723	260,624	12,604,347

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	468	119	587
計	40,553	119	40,672

## (款) 17. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,638,195	△17,799	1,620,396
計	1,641,839	△17,799	1,624,040

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	397,696	△10,407	387,289

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
6. 保健体育費補助金	6,108	学校施設環境改善交付金	6,108
1. 地方創生臨時交付金	213,607	地方創生臨時交付金	213,607

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 戸籍住民基本台帳費委託金	119	中長期在留者居住地届出等事務委託金	119

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	8,124	国民健康保険基盤安定費負担金 保険税軽減基準額 障害者(児)自立支援給付費負担金 自立支援医療費負担金	△1,742 △1,742 12,437 △2,571
2. 老人福祉費負担金	△5,350	後期高齢者医療保険基盤安定費負担金 低所得者保険料軽減負担金	△5,811 461
3. 児童福祉費負担金	△20,573	教育・保育給付費負担金 母子生活支援施設措置費負担金 児童手当負担金 子育てのための施設等利用給付費負担金	△13,268 △284 △6,030 △991

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費補助金	△12,987	民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助金 乳幼児等医療費助成事業費補助金 医療費 事務費 高齢重度障害医療費助成事業費補助金	△177 △9,750 △9,500 △250 △500

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費県補助金)			
3. 衛生費県補助金	8,304	△1,376	6,928
5. 農林水産業費県補助金	744,647	35,706	780,353
7. 土木費県補助金	5,733	△3,898	1,835

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(社会福祉費補助金)		医療費	△500
		こども医療費助成事業費補助金	△1,963
		入院医療費	△326
		通院医療費	△1,537
		事務費	△100
		障害者地域生活支援事業費補助金	△180
		在宅重度肢体不自由児(者)訪問リハビリ支援事業費補助金	△417
2. 老人福祉費補助金	△2,860	老人クラブ活動費補助金	△273
		活動強化推進事業	△152
		老人クラブ連合会事業	△37
		単位老人クラブ	△84
		人生いきいき住宅助成事業費補助金	△2,587
3. 児童福祉費補助金	5,440	延長保育促進事業費補助金	△1,739
		放課後児童健全育成事業費補助金	2,680
		ひょうご保育料軽減事業費補助金	△2,261
		一時預かり事業費補助金	8,830
		地域子育て支援拠点事業費補助金	△15
		ファミリー・サポート・センター事業費補助金	77
		養育支援訪問事業費補助金	△682
		認定こども園特別支援教育・保育事業費補助金	△523
		実費徴収に係る補足給付事業費補助金	△55
		子育て短期支援事業費補助金	△7
		保育体制強化事業費補助金	△912
		保育教諭のための資格・免許取得支援事業費補助金	47
1. 保健衛生費補助金	△1,376	健康増進事業費補助金	△1,376
1. 農業費補助金	56,688	農業経営基盤強化資金利子補給事業費補助金	△34
		機構集積支援事業費補助金	△488
		多面的機能支払交付金	△16,551
		地籍調査事業費補助金	37,731
		環境保全型農業直接支払推進交付金	△7,468
		新規就農総合支援事業費補助金	△750
		農村地域防災減災事業費補助金	11,186
		法人化促進総合対策事業費補助金	△1,203
		農地整備事業費補助金	△3,650
		農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金	△11
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金	△132
		担い手確保・経営強化支援交付金	△1,201
		畜産クラスター事業費補助金	39,259
2. 林業費補助金	△19,357	森林環境保全整備事業費補助金	△3,702
		森林病虫害等防除事業費補助金	△119
		治山事業費補助金	△2,000
		緊急防災林整備事業費補助金	△11,532
		混交林整備事業費補助金	△2,004
3. 水産業費補助金	△1,625	並型魚礁設置事業費補助金	△1,625
5. 住宅費補助金	△3,898	簡易耐震診断推進事業費補助金	△312
		民間住宅耐震改修助成事業費補助金	△2,950
		老朽危険空家対策事業費補助金	△666

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(土木費県補助金)			
9. 教育費県補助金	42,577	△82	42,495
12. 消防費県補助金	4,074	△4,074	0
計	1,288,684	15,869	1,304,553

## (款) 17. 県支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	156,312	△2,859	153,453
6. 土木費委託金	23,995	△4,859	19,136
計	200,789	△7,718	193,071

## (款) 18. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	31,096	532	31,628
計	56,633	532	57,165

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(住宅費補助金)		住宅新築資金等貸付金償還推進助成事業補助金	30
2. 小学校費補助金	△66	環境体験事業及び自然学校推進事業交付金	△66
5. 社会教育費補助金	△16	史跡等購入費補助金	△16
2. 災害対策費補助金	△4,074	住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費補助金	△4,074

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
5. 統計調査費委託金	△2,859	国勢調査事務委託金 工業統計調査事務委託金 統計調査員確保対策事業費委託金	△2,758 △87 △14
1. 土木管理費委託金	△100	公共用地取得事務委託金	△100
4. 港湾費委託金	△4,235	海岸環境整備事業委託金	△4,235
5. 都市計画費委託金	△524	都市計画基礎調査委託金	△524

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 利子及び配当金	△19	日和山観光(株)出資配当金	△19
2. 基金運用利子	551	市債管理基金利子 福祉基金利子 水と土保全対策基金利子 奨学基金利子 コウノトリ基金利子 植村直己顕彰基金利子 土地開発基金利子 被災者生活再建支援基金利子 地域振興基金利子 公共施設整備基金利子 学校教育施設整備基金利子 森林環境基金利子	13 3 1 3 1 3 2 11 350 133 30 1

## (款) 18. 財産収入

## (項) 2. 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売却収入	179,815	6,301	186,116
2. 物品売却収入	3,480	△328	3,152
4. 生産物売却収入	1,135	△3	1,132
計	184,430	5,970	190,400

## (款) 19. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
8. 教育費寄附金	7,750	5	7,755
計	923,150	5	923,155

## (款) 20. 繰入金

## (項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
7. 太陽光発電事業特別会計繰入金	52,522	△4,133	48,389
計	147,909	△4,133	143,776

## (款) 20. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,724,772	△844,700	880,072
6. コウノトリ基金繰入金	21,499	△152	21,347
10. 東井義雄遺徳顕彰基金繰入金	2,011	△170	1,841
13. 地域振興基金繰入金	468,157	△5,605	462,552

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 土地売払収入	3,706	土地売払収入	3,706
3. 立木売払収入	2,595	立木売払収入	2,595
1. 物品売払収入	△328	不用物品売払収入	△328
1. 生産物売払収入	△3	電力売払収入 今森住宅太陽光発電	△3 △3

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 社会教育費寄附金	5	植村直己顕彰基金寄附金	5

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 太陽光発電事業特別 会計繰入金	△4,133	太陽光発電事業特別会計繰入金	△4,133

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	△844,700	財政調整基金繰入金	△844,700
1. コウノトリ基金繰入金	△152	コウノトリ基金繰入金	△152
1. 東井義雄遺徳顕彰基 金 繰 入 金	△170	東井義雄遺徳顕彰基金繰入金	△170
1. 地域振興基金繰入金	△5,605	地域振興基金繰入金	△5,605

## (款) 20. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
16. 公共施設整備基金繰入金	192,250	△5,660	186,590
17. 被災者生活再建支援基金繰入金	140,900	△113,300	27,600
計	2,907,092	△969,587	1,937,505

## (款) 22. 諸収入

## (項) 3. 貸付金元利収入

目	補正前の額	補正額	計
5. 土木費貸付金元利収入	1,396	2,336	3,732
計	574,936	2,336	577,272

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,856,751	△64,672	1,792,079

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	公共施設整備基金繰入金	△5,660	公共施設整備基金繰入金	△5,660
1.	被災者生活再建支援基金繰入金	△113,300	被災者生活再建支援基金繰入金	△113,300

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
2.	住宅資金貸付金元利収入	2,336	住宅改修資金貸付金元利収入 元金 利子 住宅新築資金貸付金元利収入 元金 利子 宅地取得資金貸付金元利収入 元金 利子	2,212 2,015 197 64 66 △2 60 54 6

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	実費弁償金	△7,919	保育所弁償金 各種検診弁償金 健康診査 胃がん検診 子宮がん検診 肺がん検診 乳がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 喀たん検診 肝炎ウィルス検診	217 △8,136 △8 △2,112 △2,768 △1,036 △995 △749 △332 △6 △130
3.	雑入	△56,753	複写料 設計図書等資料代 広告料 エレベーター 頒布代 植村直己冒険館グッズ 書籍等	123 186 144 144 △554 27 △551

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑 入)			

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
(雑	入)	歴史博物館グッズ	△30
		私用電話料	△13
		他会計負担分消耗品等	△1,900
		委託料	△1,183
		大型動物死体処理	△1,183
		派遣職員給与費等負担金	△550
		宮城県南三陸町	△550
		受益者負担金	△2,227
		国際交流員住宅費	90
		外国語指導助手住宅費	△2,317
		工事費負担金	1,160
		蓼川堰	1,160
		参加者負担金	△1,618
		歴史博物館自主事業	△178
		兵庫県北部合同企業説明会出展	△1,440
		利用者負担金	△309
		産前・産後サポーター派遣(養育支援訪問)	△109
		子育て短期支援事業	△108
		インターネット回線	△92
		光熱水費等使用者負担金	△12,011
		総合健康ゾーン健康増進施設	△12,400
		城崎国際アートセンター	389
		保育所給食費負担金	△400
		認定こども園給食費負担金	△1,900
		事業負担金	△7,329
		埋蔵文化財発掘調査費負担金	△3,846
		豊岡最終処分場負担金	△2,443
		ワークイノベーション推進事業負担金	△1,040
		協議会等負担金	△23,876
		豊岡市野生動物被害対策推進協議会負担金	△23,876
		市営住宅共益費	△136
		市営住宅負担金	256
		栄町団地駐車場利用者負担金	△25
		市営住宅修繕費負担金	275
		市営住宅訴訟費用負担金	6
		移住促進住宅共益費	△32
		建物共済負担金	444
		中竹野ふるさと館	444
		補助金・交付金	△3,198
		森林管理100%作戦推進事業費補助金	△2,399
		電動車両充電インフラ普及事業支援金	154
		学校臨時休業対策費補助金	△1,085
		後期高齢者医療制度改正広報事業費等補助金	132
		事業協賛金	200
		オリンピック・パラリンピック	200
		研修費助成金	△200
		市町村振興協会	△200
		市民会館等入場料	△860
		市民会館等	△860
		美術展等出展料	△145
		全国かな書展	△145
		松くい虫損失補償金	△890
		返納金	65
		「スポーツクラブ21ひょうご」豊岡市推進委員会補助	
		金返納金	65

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
計	1,857,787	△64,672	1,793,115

## (款) 23. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	114,200	△27,100	87,100
6. 農林水産業債	88,600	500	89,100
7. 商工債	14,000	△600	13,400
8. 土木債	635,100	15,000	650,100
9. 消防債	703,100	△30,900	672,200
10. 教育債	903,500	△28,600	874,900

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理債	△27,100	鉄道交通対策事業債 京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等 コウノトリ文化館整備事業債	△3,400 △3,400 △23,700
1. 農業債	1,400	土地改良事業債 蓼川用水路 下鶴井地区 農道橋耐震化事業 農道橋長寿命化事業 ふるさと農道 蓼川堰	1,400 1,000 △2,000 △6,700 11,100 △1,200 △800
2. 林業債	△900	治山事業債 林地崩壊対策事業	△900 △900
1. 商工債	△600	観光施設整備事業債 但東シルク温泉やまびこ	△600 △600
1. 土木管理債	△2,000	急傾斜地崩壊対策事業債	△2,000
2. 道路橋りょう債	5,700	道路整備事業債 道路構造物長寿命化事業 栃本太田線 八条線 道路維持事業 橋りょう整備事業債 橋りょう長寿命化事業	△14,500 △6,000 △1,900 △3,800 △2,800 20,200 20,200
5. 都市計画債	11,300	公園整備事業債 公園施設長寿命化事業 土地区画整理事業債 稲葉川	15,200 15,200 △3,900 △3,900
1. 消防債	△30,900	消防防災施設整備事業債 消防ポンプ自動車 高規格救急自動車 消火栓 支援車 搬送車 消防防災設備整備事業債 デジタル防災行政無線	△6,400 △900 △2,900 △1,000 △500 △1,100 △24,500 △24,500
2. 小学校債	△20,400	公立小学校整備事業債 八条小学校 五荘小学校	△20,400 7,100 13,600

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(教 育 債)			
17. 減 収 補 填 債	0	238,100	238,100
計	3,570,200	166,400	3,736,600

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(小 学 校 債)		非構造部材等耐震化事業 長寿命化事業 小坂小学校 豊岡小学校	△43,400 △3,200 △9,500 15,000
3. 中 学 校 債	△1,400	公立中学校整備事業債 但東中学校	△1,400 △1,400
5. 社 会 教 育 債	△16,500	社会教育施設整備事業債 植村直己冒険館 生涯学習サロン 新文化会館 日本・モンゴル民族博物館	△16,500 △9,200 △3,400 △1,900 △2,000
6. 保 健 体 育 債	9,700	保健体育施設整備事業債 城崎ボートセンター こうのとりスタジアム 豊岡学校給食センター 日高学校給食センター スポーツトラクター	9,700 △200 △1,600 7,200 4,900 △600
1. 減 収 補 填 債	238,100	減収補填債	238,100

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	266,011	△4,669	261,342			△92	△4,577
計	266,011	△4,669	261,342			△92	△4,577

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,135,381	8,954	2,144,335			△2,875	11,829

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	△463	人件費	△477
4. 共済費	△14	扶養手当	20
8. 旅費	△3,431	議員期末手当	△483
10. 需用費	△150	共済組合負担金	△27
12. 委託料	△200	議員共済組合負担金	13
13. 使用料及び賃借料	△411	議会管理費【議会事務局】	△1,515
		普通旅費	△754
		修繕料	△150
		業務委託料	△200
		会議録作成業務	
		自動車借上料	△140
		OA機器借上料	△221
		通行料	△50
		議会運営活動費【議会事務局】	△2,677
		費用弁償	△2,677

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	△2,128	人件費	36,738
2. 給料	△109	会計年度任用職員報酬	△2,128
3. 職員手当等	△854	パートタイム職員	△2,128
4. 共済費	△4,150	一般職給	△109
7. 報償費	△170	一般職員	△109
8. 旅費	△3,952	扶養手当	50
9. 交際費	△700	住居手当	△108
10. 需用費	△765	通勤手当	△206
11. 役務費	△2,732	期末手当	△590
12. 委託料	△3,352	共済組合負担金	△1,288
13. 使用料及び賃借料	△462	雇用保険料	△624
18. 負担金、補助及び交付金	28,328	健保、厚生年金保険料	△626
		地方公務員災害補償基金負担金	△363
		労災保険料	△1,037
		非常勤職員公務災害補償保険料負担金	△212
		退職手当組合	43,979
		一般管理費【総務課】	△17,638
		普通旅費	△22
		特別旅費	△325
		消耗品費	△300
		印刷製本費	△465
		通信運搬費	△2,100
		手数料	△632
		業務委託料	△900

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(一般管理費)							
2. 広報費	26,036	△1,112	24,924				△1,112
5. 財産管理費	1,670,304	△11,346	1,658,958	1,200		△1,100	△11,446

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			区長宛文書配送・区分業務 例規集作成等業務 負担金 <span style="float:right">△894</span> 電子入札部会 <span style="float:right">△894</span> 補助金 <span style="float:right">△12,000</span> 地区集会施設整備費 <span style="float:right">△12,000</span> 秘書渉外費 【秘書広報課】 <span style="float:right">△1,400</span> 普通旅費 <span style="float:right">△700</span> 交際費 <span style="float:right">△700</span> 職員研修事業費 【人事課】 <span style="float:right">△4,292</span> 特別旅費 <span style="float:right">△1,676</span> 負担金 <span style="float:right">△2,616</span> 但馬市町合同研修会 <span style="float:right">△1,020</span> 派遣職員研修 <span style="float:right">△1,596</span> 行革推進事業費 【政策調整課】 <span style="float:right">△194</span> 普通旅費 <span style="float:right">△130</span> 負担金 <span style="float:right">△64</span> 会議等出席 <span style="float:right">△64</span> 戦略的政策評価事業費 【政策調整課】 <span style="float:right">△1,677</span> 普通旅費 <span style="float:right">△351</span> 業務委託料 <span style="float:right">△1,249</span> 戦略的政策評価支援業務 負担金 <span style="float:right">△77</span> 会議等出席 <span style="float:right">△77</span> 公共施設マネジメント推進事業費 【公共施設マネジ メント推進室】 <span style="float:right">△2,583</span> 報償金 <span style="float:right">△170</span> 費用弁償 <span style="float:right">△316</span> 普通旅費 <span style="float:right">△432</span> 業務委託料 <span style="float:right">△1,203</span> 公共施設マネジメントシステム更新業務 地域デザイン懇談会運営支援業務 公共施設等総合管理計画改訂等業務 クラウド使用料 <span style="float:right">△462</span>
8. 旅	費	△46	広報広聴事業費 【秘書広報課】 <span style="float:right">△1,112</span> 普通旅費 <span style="float:right">△46</span>
10. 需	用	△1,000	印刷製本費 <span style="float:right">△1,000</span> 業務委託料 <span style="float:right">△66</span>
12. 委	託	△66	記録映像制作業務
10. 需	用	△1,631	自動車管理費 【総務課】 <span style="float:right">△1,500</span> 燃料費 <span style="float:right">△1,200</span> 修繕料 <span style="float:right">△300</span>
11. 役	務	△214	土地管理費 【財政課】 <span style="float:right">△3,613</span>
12. 委	託	△749	印刷製本費 <span style="float:right">△131</span> 手数料 <span style="float:right">△214</span> 業務委託料 <span style="float:right">△749</span>
21. 補償、補填及び賠償	金	△12,564	市有地測量業務 賠償金 <span style="float:right">△2,519</span>
24. 積	立	3,810	損害賠償金 <span style="float:right">△2,519</span>

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(財産管理費)							
6. 企画費	510,307	△2,150	508,157	82		△601	△1,631
7. まちづくり推進費	146,149	△42,873	103,276				△42,873

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
27. 繰出金	2		基金管理費 【生涯学習課・環境経済課・農林水産課 ・都市整備課・会計課・こども育成課】 3,810 財政調整基金積立金 △790 市債管理基金積立金 43,961 市債管理基金積立金(利子) 13 奨学基金積立金(利子) 3 コウノトリ基金積立金(利子) 1 植村直己顕彰基金積立金 5 被災者生活再建支援基金積立金(利子) 11 地域振興基金積立金 △45,575 地域振興基金積立金(利子) 350 公共施設整備基金積立金(利子) 133 森林環境基金積立金 5,667 森林環境基金積立金(利子) 1 学校教育施設整備基金積立金(利子) 30 土地開発基金繰出金(運用利子) 【会計課】 2 土地開発基金繰出金 2 財産管理費 【財政課】 △10,045 補償金 △10,045 指定管理者支援金 △10,045
8. 旅費	△262		企画調整費 【政策調整課】 △867 負担金 △867
10. 需用費	△295		但馬広域行政事務組合 △867 多文化共生推進事業費 【秘書広報課】 △25
11. 役務費	△48		普通旅費 △25 城崎国際アートセンター管理費 【大交流課】 △495
12. 委託料	△600		光熱水費 △295 業務委託料 △200
18. 負担金、補助及び 交付金	△945		日直等業務 地方創生推進費 【政策調整課】 △48 手数料 △48 男女共同参画社会推進事業費 【ワークイノベーション推進室】 △434 普通旅費 △34 業務委託料 △400 一時保育業務 キャリアデザイン推進事業費 【ワークイノベーション推進室】 △281 普通旅費 △203 負担金 △78 会議等出席 △78
7. 報償費	△19,340		地域おこし協力隊推進事業費 【環境経済課・竹野地域振興課】 △42,873
8. 旅費	△3,541		報償金 △19,340 費用弁償 △3,541
10. 需用費	△2,188		消耗品費 △2,188 業務委託料 △1,500
12. 委託料	△1,500		隊員募集企画運営業務 自動車借上料 △104
13. 使用料及び賃借料	△7,761		住宅使用料 △7,657 補修材料費 △593

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(まちづくり推進費)							
8. 公共交通対策費	391,996	21,784	413,780	4,734	△3,400	△880	21,330
9. 環境政策推進費	102,971	△7,504	95,467			△7,094	△410
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	162,514	△21,174	141,340	9,729	△23,700	△5,352	△1,851

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
15. 原材料費		△593	事業用備品	△1,034
17. 備品購入費		△1,034	負担金	△916
18. 負担金、補助及び金 交付		△6,916	地域おこし協力隊研修会 補助金	△916 △6,000
4. 共済費		△16	起業支援事業費	△6,000
18. 負担金、補助及び金 交付		21,800	人件費	△16
			健保、厚生年金保険料	△16
			鉄道交通対策事業費 【都市整備課】	395
			負担金	3,407
			京都丹後鉄道	3,407
			補助金	△3,012
			鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	△2,294
			北近畿タンゴ鉄道安全運行維持助成費	△718
			バス交通対策事業費 【都市整備課】	16,600
			補助金	16,600
			地方バス等公共交通維持確保対策費	16,600
			公共交通利用促進事業費 【都市整備課】	4,805
			補助金	4,805
			e通勤バス運行費	133
			路線バス協働運行費	4,672
1. 報酬		△119	人件費	△164
3. 職員手当等		△29	委員報酬	△119
4. 共済費		△16	環境審議会委員	△119
7. 報償費		△85	期末手当	△29
8. 旅費		△461	健保、厚生年金保険料	△16
11. 役務費		△1,124	環境政策推進事業費 【コウノトリ共生課】	△281
12. 委託料		△2,106	普通旅費	△281
18. 負担金、補助及び金 交付		△3,564	ごみの減量・資源化対策事業費 【生活環境課】	△7,059
			報償金	△85
			費用弁償	△61
			普通旅費	△119
			手数料	△1,124
			業務委託料	△2,106
			指定ごみ袋等作製業務	
			漂着ごみ等現状調査業務	
			補助金	△3,564
			資源ごみ集団回収促進費	△3,564
3. 職員手当等		△189	人件費	△227
4. 共済費		△38	期末手当	△85
7. 報償費		△836	勤勉手当	△104
8. 旅費		△963	共済組合負担金	△38
10. 需用費		△717	コウノトリ文化館管理費 【コウノトリ共生課】	△12,400
11. 役務費		△150	整備工事費	△12,300
			空調設備	
			交付金	△100
			コウノトリと共に生きる生態系づくり交付金	△100
			コウノトリ野生復帰推進事業費 【コウノトリ共生課】	
			費用弁償	△723
				△361

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(コウノトリ野生復帰推進事業費)							
11. 情報管理費	267,802	△667	267,135	△621			△46
12. 市民プラザ費	70,044	△289	69,755	△50			△239
13. 城崎振興局費	31,047	△325	30,722			△40	△285

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	△240	普通旅費 △65 印刷製本費 △297
13. 使用料及び賃借料	△271	ラムサール条約関連事業費 【コウノトリ共生課】 △279 報償金 △20
14. 工事請負費	△12,300	費用弁償 △51 普通旅費 △151 消耗品費 △20 食糧費 △10 会場借上料 △7 負担金 △20
18. 負担金、補助及び交付金	△5,470	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 △20 生物多様性推進事業費 【コウノトリ共生課】 △1,955 報償金 △509 費用弁償 △248 普通旅費 △87 消耗品費 △200 手数料 △150 維持管理委託料 △240 大規模湿地管理 重機借上料 △171 補助金 △350 小さな自然再生支援事業費 △350 「コウノトリ未来・国際かいぎ」開催事業費 【コウノトリ共生課】 △5,289 報償金 △105 消耗品費 △91 用品借上料 △93 負担金 △5,000 コウノトリ未来・国際かいぎ実行委員会 △5,000 コウノトリ次世代育成事業費 【コウノトリ共生課】 △301 報償金 △202 消耗品費 △99
3. 職員手当等	△95	人件費 △103 期末手当 △95
4. 共済費	△8	共済組合負担金 △20 健保、厚生年金保険料 12
12. 委託料	△495	行政情報化推進事業費 【情報推進課・高年介護課】 △564 業務委託料 △495
17. 備品購入費	△69	社会保障・税番号制度対応システム改修業務 事業用備品 △69
10. 需用費	△132	市民プラザ管理費 【生涯学習課】 △289 消耗品費 △132
17. 備品購入費	△157	庁用備品 △157
10. 需用費	△164	庁舎管理費 【城崎地域振興課】 △225 消耗品費 △20
11. 役務費	△120	燃料費 △44 通信運搬費 △120
12. 委託料	△16	保守点検委託料 △16 受水槽保守点検
13. 使用料及び賃借料	△25	機器借上料 △25

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(城崎振興局費)							
14. 竹野振興局費	26,444	0	26,444	△2,030			2,030
15. 日高振興局費	35,409	0	35,409	△3,850			3,850
16. 出石振興局費	27,724	0	27,724	△910			910
17. 但東振興局費	26,739	0	26,739			△32	32
19. 恩給及び退職年金費	792	△132	660				△132
21. 交通安全対策費	11,395	△797	10,598				△797
22. 但馬空港利用促進費	82,855	△41,521	41,334				△41,521
24. 諸費	34,520	△4,631	29,889			△3,720	△911

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			自動車管理費 【城崎地域振興課】	△100
			燃料費	△100
			財源更正	
6. 恩給及び退職年金	△132	人件費	△132	
		恩給及び退職年金	△132	
		退隠料及び遺族扶助料	△132	
3. 職員手当等	△22	人件費	△22	
		期末手当	△22	
8. 旅費	△34	交通安全対策事業費 【生活環境課・城崎市民福祉課】	△754	
10. 需用費	△130	普通旅費	△13	
		消耗品費	△130	
11. 役務費	△14	手数料	△14	
		業務委託料	△229	
12. 委託料	△229	臨時駐車場整理業務		
		会場借上料	△49	
13. 使用料及び賃借料	△49	補助金	△319	
		交通安全協会	△319	
18. 負担金、補助及び交付金	△319	交通災害共済事業費 【生活環境課】	△21	
		普通旅費	△21	
4. 共済費	△21	人件費	△21	
		健保、厚生年金保険料	△21	
8. 旅費	△4,000	但馬空港利用促進事業費 【都市整備課】	△41,500	
		普通旅費	△4,000	
18. 負担金、補助及び交付金	△37,500	補助金	△37,500	
		コウノトリ但馬空港利用促進協議会	△37,500	
1. 報酬	△44	人件費	△44	
		委員報酬	△44	
8. 旅費	△87	生活安全推進協議会委員	△44	
		25人		
10. 需用費	△20	防犯対策事業費 【生活環境課】	△4,521	
		普通旅費	△21	
11. 役務費	△8	消耗品費	△20	
		手数料	△8	
13. 使用料及び賃借料	△112	会場借上料	△112	
		補助金	△4,360	
18. 負担金、補助及び交付金	△4,360	防犯灯整備費	△3,720	
		防犯カメラ設置費	△640	
		犯罪被害者等支援事業費 【生活環境課】	△66	
		普通旅費	△66	

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
32. 地域コミュニティ推進費	531,852	△12,683	519,169	△20,415		△304	8,036
34. 地方創生推進事業費	517,326	△66,133	451,193	11,441		△13,966	△63,608

一般会計

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明
4.	共 済 費		△67	人件費 △67 健保、厚生年金保険料 △67
7.	報 償 費		△291	地域コミュニティ推進事業費 【コミュニティ政策課】 △1,940
8.	旅 費		△869	報償金 △291 費用弁償 △692
12.	委 託 料		△668	普通旅費 △177 負担金 △80
14.	工 事 請 負 費		△10,008	研修 △80 交付金 △700
18.	負担金、補助及び 交 付 金		△780	地域コミュニティ活性化交付金 △700 コミュニティセンター管理費 【コミュニティ政策課】 △10,676 投資委託料 △668 設計監理 整備工事費 △9,048 空調設備 設置工事費 △960 網戸 換気扇
7.	報 償 費		△5,640	多文化共生推進事業費 【政策調整課】 △719 普通旅費 △119 負担金 △600
8.	旅 費		△6,533	外国人住民に関する調査研究事業費 △600
10.	需 用 費		△1,839	ワークイノベーション推進事業費 【ワークイノベーション推進室】 △1,050
11.	役 務 費		△1,332	報償金 △288 普通旅費 △92
12.	委 託 料		△17,363	業務委託料 △670 ワークショップ支援業務
13.	使用料及び賃借料		△7,992	ジェンダーギャップ解消推進事業費 【ワークイノベーション推進室】 △132
17.	備 品 購 入 費		△135	会場借上料 △132
18.	負担金、補助及び 交 付 金		△25,299	子育て中の女性の就労促進事業費 【ワークイノベーション推進室】 △605 消耗品費 △50 修繕料 △45 通信運搬費 △10 業務委託料 △500 就労促進業務 子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費 【生涯学習課】 △1,830 事業委託料 △1,830 子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業 文化芸術創造交流事業費 【文化振興課】 △1,298 印刷製本費 △544 手数料 △509 事業委託料 △245 サンタクロース会議公演事業 結婚・女性活躍推進事業費 【健康増進課】 △552 報償金 △72 補助金 △480

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							

節		説 明
区 分	金 額	
		ママ団体イベント開催事業費補助金 △100
		出会い機会創出事業費補助金 △380
		特産振興事業費 【環境経済課】 △1,208
		普通旅費 △188
		通信運搬費 △90
		会場借上料 △330
		補助金 △600
		豊岡財布生産能力育成事業費 △600
		企業誘致推進事業費 【環境経済課】 △3,798
		報償金 △936
		補助金 △2,862
		I T関連事業所開設支援事業費 △2,572
		高度I T起業家等集積支援事業費 △290
		内発型産業育成事業費 【環境経済課】 △8,459
		報償金 △1,329
		費用弁償 △738
		普通旅費 △25
		補助金 △6,367
		ステップアップ支援事業費 △805
		創業支援事業費 △5,562
		I ターン推進事業費 【環境経済課】 △1,274
		業務委託料 △1,274
		飛んでるローカル豊岡編集部運営業務
		Uターン推進事業費 【環境経済課】 △2,930
		普通旅費 △30
		印刷製本費 △1,000
		会場借上料 △1,900
		定住推進事業費 【環境経済課】 △6,744
		補助金 △6,744
		定住促進事業費 △6,744
		城崎国際アートセンター事業費 【大交流課】 △1,600
		費用弁償 △500
		事業委託料 △1,100
		AIR国際文化交流促進事業
		観光事業費 【大交流課】 △1,500
		補助金 △1,500
		豊岡ツーリズム協議会
		海外戦略推進事業費 【大交流課】 △3,752
		普通旅費 △51
		特別旅費 △408
		通信運搬費 △250
		火災保険料 △3
		業務委託料 △1,078
		インフォメーションカウンター運営業務
		観光レップ業務
		事業委託料 △1,791
		インバウンド地域連携事業
		欧米豪プロモーション事業
		住宅使用料 △131
		負担金 △40
		自治体国際化協会 △40
		政策アドバイザー推進事業費 【大交流課】 △1,470
		報償金 △1,000

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							

節		説 明	
区 分	金 額		
		費用弁償	△470
		文化と教育の先端自治体連携事業費 【大交流課】	△841
		普通旅費	△336
		通行料	△3
		駐車料	△2
		負担金	△500
		文化と教育の先端自治体連携事業費	△500
		コウノトリ育むお米ブランド化推進事業費 【農林水産課】	△3,520
		普通旅費	△2,250
		消耗品費	△200
		通信運搬費	△300
		自動車借上料	△670
		機器借上料	△100
		新規就農総合支援事業費 【農林水産課】	△1,787
		補助金	△1,787
		新規就農者確保事業費	△750
		若手農家支援事業費	△1,037
		城崎温泉街交通環境改善事業費 【建設課】	△545
		業務委託料	△545
		城崎温泉街交通環境改善施策調査検討業務	
		コミュニケーション教育推進事業費 【こども教育課】	△386
		報償金	△175
		費用弁償	△211
		英語教育推進事業費 【こども教育課】	△15,643
		報償金	△190
		費用弁償	△59
		普通旅費	△36
		特別旅費	△884
		通信運搬費	△27
		手数料	△140
		火災保険料	△3
		業務委託料	△8,267
		外国語指導助手派遣業務	
		JETプログラムコーディネート業務	
		住宅使用料	△3,564
		住宅敷金	△660
		住宅用備品	△366
		負担金	△1,447
		自治体国際化協会	△1,447
		ふるさと教育推進事業費 【こども教育課】	△700
		報償金	△200
		自動車借上料	△500
		豊岡の未来を創る高校生支援事業費 【こども教育課】	△2,372
		補助金	△2,372
		豊岡の未来を創る高校生支援事業費	△2,372
		非認知能力向上対策事業費 【こども教育課】	△549
		報償金	△350
		費用弁償	△136
		業務委託料	△63
		非認知能力向上対策業務	

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							
38. 特別定額給付金支給費	8,099,043	△37,943	8,061,100	△37,951			8
計	14,999,085	△220,542	14,778,543	△38,641	△27,100	△35,964	△118,837

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	253,277	△349	252,928				△349
2. 賦課徴収費	92,820	△1,000	91,820				△1,000
計	346,097	△1,349	344,748				△1,349

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			英語遊び保育推進事業費 【こども育成課】 <span style="float:right">△1,100</span> 報償金 <span style="float:right">△1,100</span> ファミリーサポートセンター事業費 【こども育成課】 <span style="float:right">231</span> 事業用備品 <span style="float:right">231</span>
1. 報酬		△11,013	人件費 <span style="float:right">△15,049</span> 会計年度任用職員報酬 <span style="float:right">△11,013</span>
3. 職員手当等		△1,925	パートタイム職員 <span style="float:right">△11,013</span> 通勤手当 <span style="float:right">△624</span>
4. 共済費		△2,111	時間外勤務手当 <span style="float:right">△1,060</span> 期末手当 <span style="float:right">△241</span>
10. 需用費		△2,095	健保、厚生年金保険料 <span style="float:right">△2,111</span>
11. 役務費		△1,002	特別定額給付金支給事業費 【総務課】 <span style="float:right">△22,894</span> 消耗品費 <span style="float:right">△888</span>
12. 委託料		△8,197	印刷製本費 <span style="float:right">△1,034</span> 修繕料 <span style="float:right">△173</span> 通信運搬費 <span style="float:right">△975</span>
18. 負担金、補助及び交付金		△11,600	手数料 <span style="float:right">△27</span> 業務委託料 <span style="float:right">△8,197</span> 特別定額給付金支給関連業務 交付金 <span style="float:right">△11,600</span> 特別定額給付金 <span style="float:right">△11,600</span>

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料		△193	人件費 <span style="float:right">△349</span> 一般職給 <span style="float:right">△193</span>
4. 共済費		△156	一般職員 <span style="float:right">△193</span> 共済組合負担金 <span style="float:right">△127</span> 健保、厚生年金保険料 <span style="float:right">△29</span>
11. 役務費		△1,000	賦課徴収事務費 【税務課】 <span style="float:right">△1,000</span> 手数料 <span style="float:right">△1,000</span>

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	272,719	6,768	279,487	8,545		△1,925	148
計	272,719	6,768	279,487	8,545		△1,925	148

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	15,609	56	15,665				56
計	17,183	56	17,239				56

## (款) 2. 総務費

## (項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 統計調査総務費	334	△81	253	△14			△67

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬		△187	人件費 △1,059
2. 給料		△166	会計年度任用職員報酬 △187 パートタイム職員 △187
3. 職員手当等		△541	一般職給 △166 一般職員 △166
4. 共済費		△165	扶養手当 △52 通勤手当 △72 期末手当 △417
8. 旅費		△150	共済組合負担金 △99 健保、厚生年金保険料 △66
10. 需用費		△300	戸籍住民基本台帳事務費 【市民課】 7,827 普通旅費 △150
12. 委託料		3,993	消耗品費 △200 印刷製本費 △100
13. 使用料及び賃借料		△149	業務委託料 3,993 住民基本台帳システム等改修業務
17. 備品購入費		4,433	OA機器借上料 △149 庁用備品 4,433

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等		56	人件費 56 住居手当 56

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
8. 旅費		△67	統計調査総務費 【総務課】 △67 普通旅費 △67
10. 需用費		△14	調査員確保対策事業費 【総務課】 △14 消耗品費 △5 食糧費 △6 修繕料 △3

## (款) 2. 総務費

## (項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 工業統計調査費	469	△87	382	△87			
45. 国勢調査費	32,858	△2,000	30,858	△2,758			758
計	34,229	△2,168	32,061	△2,859			691

## (款) 2. 総務費

## (項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	25,240	△41	25,199				△41
計	25,240	△41	25,199				△41

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,120,561	△9,754	1,110,807	△4,036		3	△5,721

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△62	人件費	△62
10. 需 用 費		△25	調査員報酬	△62
			工業統計調査費 【環境経済課】	△25
			消耗品費	△9
			修繕料	△16
1. 報	酬	△2,000	人件費	△2,000
			指導員報酬	△800
			調査員報酬	△1,200

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職 員 手 当 等		△41	人件費	△41
			期末手当	△41

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△106	人件費	△260
			委員報酬	△106
3. 職 員 手 当 等		15	民生委員推薦会委員	△106
			住居手当	15
4. 共 済 費		△169	共済組合負担金	△113
			健保、厚生年金保険料	△56
12. 委 託 料		△1,281	福祉事務所費 【社会福祉課】	△110
			業務委託料	△110
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		△2,418	介護保険システム改修業務	
			特別障害者手当等運営対策事業費 【社会福祉課】	△2,518
			障害児等福祉手当	△857
19. 扶 助 費		△2,518	特別障害者手当	△1,661
			民生委員・児童委員活動事業費 【社会福祉課】	△2,418
27. 繰 出 金		△3,277	補助金	△2,418
			民生委員児童委員連合会	△2,418

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会福祉総務費)							
2. 身体障害者福祉費	9,132	△833	8,299	△417			△416
3. 知的障害者福祉費	50,055	△4,431	45,624				△4,431
8. 隣保館費	13,852	△25	13,827				△25
10. 医療費助成事業費	354,240	△32,700	321,540	△12,213			△20,487
15. 障害者総合支援事業費	2,141,740	38,344	2,180,084	29,058			9,286
16. 生活困窮者自立支援事業費	35,645	△9,980	25,665	△2,331			△7,649
計	3,907,430	△19,379	3,888,051	10,061		3	△29,443

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【市民課】	△5,659
			国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△5,659
			国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健康増進課】	2,382
			国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	2,382
			障害者福祉計画策定事業費 【社会福祉課】	△1,171
			業務委託料	△1,171
			障害者福祉計画策定業務	
18. 負担金、補助及び交付金		△833	身体障害者福祉事業費 【社会福祉課】	△833
			補助金	△833
			在宅重度肢体不自由児（者）訪問リハビリ支援事業費	△833
1. 報酬		△633	人件費	△633
			会計年度任用職員報酬	△633
8. 旅費		△279	事務員（社会福祉課）	△633
			知的障害者福祉事業費 【社会福祉課】	△3,798
10. 需用費		△10	普通旅費	△279
			消耗品費	△10
11. 役務費		△303	手数料	△303
			負担金	△3,206
18. 負担金、補助及び交付金		△3,206	強度行動障害地域生活支援事業費	△3,206
4. 共済費		△25	人件費	△25
			健保、厚生年金保険料	△25
11. 役務費		△700	乳幼児等医療費助成事業費 【市民課】	△26,500
			手数料	△500
19. 扶助費		△32,000	乳幼児等医療助成金	△26,000
			高齢重度障害者医療費助成事業費 【市民課】	△1,000
			高齢重度障害者医療助成金	△1,000
			こども医療費助成事業費 【市民課】	△5,200
			手数料	△200
			こども医療助成金	△5,000
11. 役務費		△895	障害者（児）自立支援給付事業費 【社会福祉課】	49,769
			手数料	21
12. 委託料		△225	障害福祉サービス費	49,748
			障害者（児）医療給付事業費 【社会福祉課】	△10,284
19. 扶助費		39,464	更生医療費	△10,284
			地域生活支援事業費 【社会福祉課】	△1,141
			手数料	△916
			事業委託料	△225
			スポーツ大会開催事業	
19. 扶助費		△9,980	住居確保給付金支給事業費 【社会福祉課】	△9,980
			住居確保給付金	△9,980

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	2,937,744	△19,292	2,918,452	△4,428		132	△14,996
2. 老人福祉事業費	131,090	△4,794	126,296	△3,721			△1,073
3. 老人保護措置費	205,489	△27,014	178,475			△1,992	△25,022
計	3,330,704	△51,100	3,279,604	△8,149		△1,860	△41,091

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,938,591	△79,409	1,859,182	△34,344		△217	△44,848

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△56	人件費	△7
4. 共済費		49	通勤手当	△10
			期末手当	△46
27. 繰出金		△19,285	共済組合負担金	60
			健保、厚生年金保険料	△11
			介護保険事業特別会計繰出金【高年介護課】	△11,515
			介護保険事業特別会計繰出金	△11,515
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金【市民課】	△7,770
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△7,770
18. 負担金、補助及び交付金		△6,071	老人クラブ活動事業費【高年介護課】	△450
19. 扶助費		1,277	補助金	△450
			単位老人クラブ	△450
			外出支援サービス助成事業費【高年介護課】	1,275
			負担金	△2
			但馬地区福祉有償運送運営協議会	△2
			外出支援サービス助成費	1,277
			住宅改造費助成事業費【高年介護課】	△5,379
			補助金	△5,379
			人生いきいき住宅助成事業費	△5,379
			老人福祉事業費【高年介護課】	△240
			補助金	△240
			ふれあいいいきサロン	△240
19. 扶助費		△27,014	老人保護措置事業費【高年介護課】	△27,014
			施設入所者措置費	△27,014

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△690	人件費	△1,305
3. 職員手当等		△189	委員報酬	△156
			子ども・子育て会議委員	△156
4. 共済費		△426	会計年度任用職員報酬	△534
			パートタイム職員	△376
7. 報償費		△194	保育士(こども育成課)	△158
			住居手当	56
8. 旅費		△151	通勤手当	△44
			期末手当	△201
10. 需用費		△205	共済組合負担金	△46
			健保、厚生年金保険料	△380
11. 役務費		△89	児童福祉総務費【こども育成課】	△163
			業務委託料	△131
			子育て家庭ショートステイ業務	

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(児童福祉総務費)							
2. 放課後児童クラブ 運営費	279,696	8,350	288,046	5,326			3,024
4. 私立保育所費	2,314,827	△25,849	2,288,978	△7,077		△5,798	△12,974

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	△2,638	庁用備品 △32
13. 使用料及び賃借料	△42	児童扶養手当給付事業費 【社会福祉課】 △22,267 児童扶養手当 △22,267
17. 備 品 購 入 費	△43	子育てセンター運営事業費 【こども育成課】 △45 通信運搬費 △34 庁用備品 △11
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△15,360	児童手当給付事業費 【市民課】 △37,115 児童手当 △37,115 養育支援訪問事業費 【健康増進課・こども育成課】 △2,707 消耗品費 △200 業務委託料 △2,507
19. 扶 助 費	△59,382	養育支援訪問業務 子どもの貧困対策推進事業費 【社会福祉課】 △727 報償金 △194 費用弁償 △117 普通旅費 △34 会場借上料 △29 通行料 △13 補助金 △340 子ども食堂開設事業費 △200 子ども食堂運営事業費 △140 児童扶養手当・就学援助費受給者支援給付事業費 【 社会福祉課・こども教育課】 △270 消耗品費 △2 印刷製本費 △3 通信運搬費 △17 手数料 △38 交付金 △210 児童扶養手当・就学援助費受給者支援給付金 △210 ひとり親世帯等臨時特別給付金支給事業費 【社会福 祉課】 △14,810 交付金 △14,810 ひとり親世帯臨時特別給付金 △3,140 就学援助費受給世帯臨時特別給付金 △11,850 就学援助費受給世帯等新生児臨時特別給付金 180
3. 職 員 手 当 等	△33	人件費 308 期末手当 △33
4. 共 済 費	341	健保、厚生年金保険料 341 放課後児童健全育成事業費 【こども育成課】 8,042
10. 需 用 費	97	消耗品費 97 庁用備品 7,945
17. 備 品 購 入 費	7,945	
7. 報 償 費	△495	児童保育運営事業費 【こども育成課】 △17,443 報償金 △495
8. 旅 費	△261	費用弁償 △261 消耗品費 △50
10. 需 用 費	△110	修繕料 △60 私立保育園施設型給付費 429
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△8,406	入所委託費負担金 5,453 私立認定こども園施設型給付費 △11,503 地域型保育給付費 △6,995

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(私立保育所費)							
5. 公立保育所費	659,137	△29,745	629,392	18,824		△6,887	△41,682
6. 母子・父子福祉費	20,496	△2,607	17,889	△1,906			△701

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
19. 扶 助 費		△16,577	施設等利用費	△3,961
			私立保育園等振興事業費 【こども育成課】	△1,350
			補助金	△1,350
			託児保育者	△250
			多子世帯等保育料軽減事業費	△1,100
			子ども子育て支援交付金等事業費 【こども育成課】	△7,056
			補助金	△7,056
			実費徴収に係る補足給付事業費	△160
			保育の質の向上のための研修事業費	△1,000
			認定こども園特別支援教育・保育事業費	△1,500
			保育所等業務効率化推進事業費	△750
			保育体制強化事業費	△3,646
1. 報 酬		696	人件費	△28,474
			会計年度任用職員報酬	696
2. 給 料		△20,553	パートタイム職員	696
			一般職給	△20,553
3. 職 員 手 当 等		△3,439	一般職員	△1,605
			会計年度任用職員	△18,948
4. 共 済 費		△5,178	扶養手当	△47
			住居手当	29
7. 報 償 費		△50	通勤手当	△996
			期末手当	△2,393
8. 旅 費		△586	勤勉手当	△32
			共済組合負担金	△554
10. 需 用 費		△288	健保、厚生年金保険料	△3,379
			学校共済組合負担金	△1,245
11. 役 務 費		△110	保育所管理費 【教育総務課】	600
			光熱水費	600
13. 使用料及び賃借料		△49	児童保育運営事業費 【こども育成課】	△955
			報償金	△50
18. 負担金、補助及び 交 付 金		△188	費用弁償	△39
			普通旅費	△547
			保険料	△82
			通行料	△43
			駐車料	△6
			負担金	△110
			会議等出席	△110
			補助金	△78
			森本へき地保育園通園助成金	△78
			一時保育事業費 【こども育成課】	△916
			消耗品費	△312
			光熱水費	△48
			賄材料費	△528
			通信運搬費	△24
			保険料	△4
3. 職 員 手 当 等		△40	人件費	△66
			通勤手当	△26
4. 共 済 費		△26	期末手当	△14
			健保、厚生年金保険料	△26
19. 扶 助 費		△2,541	母子・父子福祉事業費 【社会福祉課】	△1,404
			母子・父子自立支援給付費	△1,404

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(母子・父子福祉費)							
9. 子育て世帯臨時特別給付金支給費	109,387	△5,628	103,759	△5,628			
計	5,322,134	△134,888	5,187,246	△24,805		△12,902	△97,181

## (款) 3. 民生費

## (項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	54,785	△493	54,292				△493
計	879,424	△493	878,931				△493

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	354,612	△15,833	338,779			△12,557	△3,276

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		母子生活支援施設措置事業費 【社会福祉課】 <span style="float:right">△1,137</span> 施設入所者支援費 <span style="float:right">△1,137</span>
11. 役 務 費	△78	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費 【市民課】 <span style="float:right">△5,628</span> 手数料 <span style="float:right">△78</span> 業務委託料 <span style="float:right">△1,320</span> システム改修業務 交付金 <span style="float:right">△4,230</span> 子育て世帯への臨時特別給付金 <span style="float:right">△4,230</span>
12. 委 託 料	△1,320	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△4,230	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職 員 手 当 等	△180	人件費 <span style="float:right">△200</span> 住居手当 <span style="float:right">△80</span> 期末手当 <span style="float:right">△100</span> 共済組合負担金 <span style="float:right">△20</span> 生活保護総務費 【社会福祉課】 <span style="float:right">△90</span> 普通旅費 <span style="float:right">△90</span> 生活保護適正実施推進事業費 【社会福祉課】 <span style="float:right">△203</span> 特別旅費 <span style="float:right">△203</span>
4. 共 済 費	△20	
8. 旅 費	△293	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報 酬	△231	人件費 <span style="float:right">△441</span> 会計年度任用職員報酬 <span style="float:right">△231</span> パートタイム職員 <span style="float:right">△231</span> 通勤手当 <span style="float:right">△44</span> 共済組合負担金 <span style="float:right">△112</span> 健保、厚生年金保険料 <span style="float:right">△54</span> 保健センター運営費 【健康増進課】 <span style="float:right">△2,565</span> 普通旅費 <span style="float:right">△100</span> OAソフト借上料 <span style="float:right">△2,465</span>
3. 職 員 手 当 等	△44	
4. 共 済 費	△166	
8. 旅 費	△100	
10. 需 用 費	△12,400	

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(保健衛生総務費)							
2. 生涯健康推進費	244,540	△54,620	189,920	△1,052		△7,443	△46,125
3. 予 防 費	779,896	△16,463	763,433	53,669			△70,132
4. 環 境 衛 生 費	19,317	△793	18,524	△264			△529
6. 公 害 行 政 費	4,548	△665	3,883				△665

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
13. 使用料及び賃借料		△2,465	総合健康ゾーン健康増進施設管理費 【健康増進課】	△12,400
			光熱水費	△12,400
17. 備品購入費		△427	総合健康ゾーン運営事業費 【健康増進課】	△427
			庁用備品	△427
1. 報酬		△696	人件費	△696
			委員報酬	△45
7. 報償費		△1,986	歩いて暮らすまちづくり審議会委員	△45
			会計年度任用職員報酬	△651
8. 旅費		△502	指導員(健康増進課)	△55
			歯科衛生士(健康増進課)	△263
10. 需用費		△56	栄養士(健康増進課)	△22
			保育士(健康増進課)	△168
12. 委託料		△46,695	臨床心理士(健康増進課)	△143
			健康教育事業費 【健康増進課】	△56
13. 使用料及び賃借料		△60	消耗品費	△56
			健康診査事業費 【健康増進課】	△45,483
17. 備品購入費		△125	業務委託料	△45,483
			すこやか市民健診業務	
19. 扶助費		△4,500	人間ドック業務	
			母子保健事業費 【健康増進課】	△5,773
			報償金	△36
			普通旅費	△52
			業務委託料	△1,000
			産後ケア業務	
			会場借上料	△60
			事業用備品	△125
			妊婦健康診査費助成金	△2,000
			特定不妊治療費助成金	△2,000
			新生児聴覚検査費助成金	△500
			歩いて暮らすまちづくり推進事業費 【健康増進課】	△2,612
			報償金	△1,950
			費用弁償	△274
			普通旅費	△176
			業務委託料	△212
			コーディネート・分析業務	
10. 需用費		△9,911	予防接種事業費 【健康増進課】	△16,463
			医薬材料費	△9,911
12. 委託料		△6,552	業務委託料	△6,552
			予防接種業務	
			抗体検査業務	
			風しん抗体検査・予防接種クーポン券印刷等業務	
18. 負担金、補助及び交付金		△793	浄化槽設置事業費 【下水道課】	△793
			補助金	△793
			浄化槽設置事業費	△793
12. 委託料		△665	公害行政事業費 【生活環境課】	△216
			業務委託料	△216
			自動車騒音常時監視業務	
			水質保全対策事業費 【生活環境課】	△449
			維持管理委託料	△449

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(公害行政費)							
7. 火葬場費	33,019	△653	32,366				△653
8. 病院費	2,749,731	44,948	2,794,679				44,948
9. 診療所費	101,595	27,979	129,574	△1,629			29,608
計	4,609,776	△16,100	4,593,676	50,724		△20,000	△46,824

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 清掃総務費	22,074	△65	22,009				△65
2. 塵芥処理費	495,113	△14,663	480,450	△73		△12,037	△2,553

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			公共用水域水質管理
12. 委託料	△653	斎場管理費 【生活環境課】 △653 維持管理委託料 △137 清掃管理 業務委託料 △516 残骨処理業務	
18. 負担金、補助及び 交付金	44,948	公立豊岡病院組合負担金 【健康増進課】 44,948 負担金 44,948 公立豊岡病院組合 44,948	
27. 繰出金	27,979	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】 27,979 診療所事業特別会計繰出金 27,979	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	△54	人件費 △65 期末手当 △54	
4. 共済費	△11	共済組合負担金 △11	
10. 需用費	△2,400	塵芥処理事業費 【生活環境課】 △10,091 業務委託料 △1,293	
11. 役務費	△450	大型動物死体処理業務 負担金 △8,798	
12. 委託料	△3,015	北但行政事務組合 △8,798 最終処分場管理費 【生活環境課】 △2,683	
18. 負担金、補助及び 交付金	△8,798	光熱水費 △1,000 薬剤費 △1,000 業務委託料 △683 水質検査業務 ダイオキシン類測定業務 遮水工等検査支援業務 遮水工等検査業務 旧清掃施設管理費 【生活環境課】 △1,889 消耗品費 △200 修繕料 △100 薬剤費 △100 手数料 △450 業務委託料 △1,039 水質検査業務 ダイオキシン類測定業務	

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. し尿処理費	31,688	△1,158	30,530			△1,789	631
計	548,875	△15,886	532,989	△73		△13,826	△1,987

## (款) 5. 労働費

## (項) 1. 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 労働諸費	73,344	△357	72,987				△357
計	73,344	△357	72,987				△357

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業委員会費	68,591	△1,423	67,168	△488			△935
2. 農業総務費	373,455	△166	373,289				△166
3. 農業振興費	609,059	△68,277	540,782	△26,589		△23,876	△17,812

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	△512	し尿処理費 【生活環境課】 業務委託料	△1,158 △512
18. 負担金、補助及び交付金	△646	し尿収集運搬業務負担金 し尿処理費	△646 △646

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び交付金	△357	若者定住促進事業費 【環境経済課】 補助金 若者定住促進事業費	△357 △357 △357

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	△104	人件費	△124
4. 共済費	△20	期末手当 共済組合負担金	△104 △20
8. 旅費	△969	農業委員会費 【農業委員会事務局】 費用弁償 普通旅費	△1,299 △933 △36
13. 使用料及び賃借料	△330	自動車借上料	△330
3. 職員手当等	△10	人件費	△166
4. 共済費	△156	通勤手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	△10 △52 △104
7. 報償費	1,876	農業振興事業費 【農林水産課】 補助金	△1,801 △1,333
8. 旅費	△157	強い農業・担い手づくり総合支援事業費 担い手確保・経営強化支援事業費	△132 △1,201
10. 需用費	△4	利子補給金 農業経営基盤強化資金	△468 △69

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(農業振興費)							
5. 農地費	525,599	51,994	577,593	38,856	1,400	△2,036	13,774

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11. 役 務 費		△150	美しい村づくり資金	△399
12. 委 託 料		△68	農産物認証制度事業費 【農林水産課】 手数料	△150 △150
13. 使用料及び賃借料		△650	有害鳥獣駆除対策事業費 【農林水産課】 報償金	△130 1,936
18. 負担金、補助及び 交 付 金		△69,124	業務委託料 有害鳥獣駆除業務 自動車借上料 通行料 補助金 有害鳥獣防護柵等設置事業費 有害鳥獣捕獲柵等設置事業費 狩猟免許取得促進事業費 高齢者等農作業生きがい対策事業費 ニホンザル被害防除対策事業費 鳥獣被害防止緊急対策事業費 【農林水産課】 負担金 豊岡市野生動物被害対策推進協議会 多面的機能支払事業費 【農林水産課】 交付金 共同活動交付金 長寿命化活動交付金 環境保全型農業直接支払事業費 【農林水産課】 交付金 環境保全型農業直接支払事業費 法人化・高度化促進施設整備事業費 【農林水産課】 補助金 法人化促進総合対策事業費 豊岡市農業ビジョン推進事業費 【農林水産課】 報償金 費用弁償 普通旅費 食糧費	△68 △500 △150 △1,348 △433 △72 △75 △466 △302 △31,945 △31,945 △31,945 △22,366 △22,366 △10 △22,356 △9,958 △9,958 △9,958 △1,706 △1,706 △1,706 △221 △60 △106 △51 △4
2. 給 料		△184	人件費	△818
3. 職 員 手 当 等		△401	一般職給 一般職員 扶養手当	△184 △184 33
4. 共 済 費		△233	住居手当 期末手当	△179 △255
7. 報 償 費		399	共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	△182 △51
8. 旅 費		145	農業用施設管理費 【農林水産課】 投資委託料	90 4,770
10. 需 用 費		345	調査設計 防災対策工事	 △5,000
11. 役 務 費		113	負担金 防災減災事業費	320 320
12. 委 託 料		58,045	基盤整備促進事業費 【農林水産課】 負担金	△1,687 △1,687
13. 使用料及び賃借料		132	基幹水利施設ストックマネジメント事業費 農地整備事業費	△1,176 △4,905
14. 工 事 請 負 費		△5,000	基幹農道整備事業費	4,394

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(農地費)							
6. 畜産業費	8,051	39,259	47,310	39,259			
7. たん水防除施設費	7,238	6,590	13,828	6,400			190
計	1,594,547	27,977	1,622,524	57,438	1,400	△25,912	△4,949

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 林業総務費	43,356	△3,319	40,037				△3,319
2. 林業振興費	194,829	△38,185	156,644	△19,357	△900	△1,822	△16,106

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△1,367	地籍調査事業費 【地籍調査課】	54,409
			報償金	399
			普通旅費	145
			消耗品費	183
			燃料費	71
			印刷製本費	13
			修繕料	78
			通信運搬費	97
			保険料	16
			保守点検委託料	126
			CADシステム保守点検	
			地籍調査事務支援システム保守点検	
			業務委託料	53,149
			地籍調査業務	
			自動車借上料	94
			OA機器借上料	38
18. 負担金、補助及び交付金		39,259	畜産振興事業費 【農林水産課】	39,259
			補助金	39,259
			畜産クラスター事業費	39,259
10. 需用費		135	ポンプ場管理費 【農林水産課】	6,590
			光熱水費	135
12. 委託料		6,452	維持管理委託料	52
			運転管理	
18. 負担金、補助及び交付金		3	投資委託料	6,400
			調査設計	
			負担金	3
			田鶴野排水機場運転管理費	3

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△47	人件費	△62
			期末手当	△47
4. 共済費		△15	共済組合負担金	△15
12. 委託料		△3,257	林業総務費 【農林水産課】	△3,257
			保守点検委託料	△3,257
			ペレットストーブ保守点検	
7. 報償費		△108	林業振興事業費 【農林水産課】	△120
			補助金	△120
8. 旅費		△203	生産森林組合育成事業費	△120

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(林業振興費)							
4. 森林公園等管理費	9,046	△397	8,649				△397
計	247,231	△41,901	205,330	△19,357	△900	△1,822	△19,822

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 水産業振興費	68,664	△7,773	60,891	△1,625			△6,148

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	△51	市行造林事業費 【農林水産課】 △7,182 事業委託料 △424
12. 委託料	△3,900	施業 整備工事費 △6,758
14. 工事請負費	△9,658	作業道
18. 負担金、補助及び 交付金	△24,265	森林管理100%作戦推進事業費 【農林水産課】 △10,300 消耗品費 △12 補助金 △10,288 森林管理100%作戦推進事業費 △10,288 治山事業費 【農林水産課】 △2,900 山腹復旧工事費 △2,900 治山 松くい虫防除事業費 【農林水産課】 △1,596 事業委託料 △1,596 地上散布事業 伐倒駆除事業 緊急防災林整備事業費 【農林水産課】 △11,532 補助金 △11,532 緊急防災林整備事業費 △11,532 森林環境整備事業費 【農林水産課】 △2,551 報償金 △108 費用弁償 △190 普通旅費 △13 消耗品費 △32 食糧費 △7 業務委託料 △1,880 委員会運營業務 補助金 △321 バイオマス利活用設備等整備事業 △321 混交林整備事業費 【農林水産課】 △2,004 補助金 △2,004 混交林整備事業費 △2,004
12. 委託料	△397	森林公園管理費 【農林水産課】 △397 運営委託料 △397 指定管理料 (奈佐森林公園)

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
13. 使用料及び賃借料	△55	水産業振興事業費 【農林水産課】 △5,768 負担金 △2,902
14. 工事請負費	△1,950	農業水路等長寿命化・防災減災事業費 △2,902 補助金 △1,642

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(水産業振興費)							
計	86,720	△7,773	78,947	△1,625			△6,148

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	84,568	△172	84,396	△47			△125
2. 商工振興費	2,099,626	0	2,099,626	260,566		△113,300	△147,266
3. 消費者行政推進費	19,498	△677	18,821				△677
4. 特産振興費	78,620	0	78,620	2,600			△2,600
5. 観光費	496,618	△45,735	450,883	30,374			△76,109

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び交付金	△5,768	内水面漁業振興対策事業費 △252 外国人漁業実習生コミュニケーション向上支援事業費 △10 水産業振興支援対策事業費 △1,380 利子補給金 △1,224 燃油高騰特別対策経営資金 △932 豊かな海づくり資金 △292 並型魚礁設置事業費 【農林水産課】 △2,005 船舶借上料 △55 設置工事費 △1,950 鋼製魚礁等	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	△100	人件費 △172 一般職給 △100	
3. 職員手当等	△12	一般職員 △100 住居手当 △12	
4. 共済費	△60	共済組合負担金 △60	
		財源更正	
3. 職員手当等	△17	人件費 △17 期末手当 △17	
8. 旅費	△460	消費者行政推進事業費 【生活環境課】 △660 普通旅費 △460	
10. 需用費	△200	消耗品費 △200	
		財源更正	
1. 報酬	△303	人件費 △734 会計年度任用職員報酬 △303	
3. 職員手当等	△93	パートタイム職員 △303 通勤手当 △35	
4. 共済費	△338	期末手当 △58 共済組合負担金 △14	
7. 報償費	△302	健保、厚生年金保険料 △324 観光事業費 【大交流課】 △44,780	
8. 旅費	△609	報償金 △302 費用弁償 △79	
12. 委託料	△25,547	普通旅費 △361 業務委託料 △20,000 誘客促進強化業務	

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(観光費)							
9. 観光施設管理費	111,759	△1,996	109,763		△600	△632	△764
11. 経済成長戦略推進費	107,300	△19,946	87,354	200		△14,300	△5,846
計	3,001,607	△68,526	2,933,081	293,693	△600	△128,232	△233,387

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△18,543	事業委託料 閑散期団体誘客拡大事業 ワーケーションモニターツアー実施事業 補助金 観光協会 豊岡ツーリズム協議会 観光地魅力強化事業費 観光協会等地代家賃支援事業費 山陰海岸ジオパーク推進事業費 【大交流課】 費用弁償 普通旅費 業務委託料 ジオパーク普及啓発業務	△5,495 △18,543 △13,988 △284 △1,800 △2,471 △221 △13 △156 △52
8. 旅費		△141	城崎文芸館管理費 【城崎地域振興課】 補修工事費	△1,595 △1,595
10. 需用費		△260	電気設備 観光施設管理費 【出石地域振興課】	△260 △260
14. 工事請負費		△1,595	光熱水費 玄武洞公園整備事業費 【大交流課】 普通旅費	△260 △141 △141
7. 報償費		△90	経済成長戦略推進事業費 【環境経済課】 報償金	△4,491 △90
8. 旅費		△226	費用弁償 普通旅費	△97 △129
11. 役務費		△318	業務委託料 豊岡市経済成長戦略検証業務	△3,520
12. 委託料		△6,072	通行料 負担金	△16 △639
13. 使用料及び賃借料		△16	但馬産業フェア開催費	△639
14. 工事請負費		△6,108	企業誘致推進事業費 【環境経済課】 設置工事費 看板	△1,108 △108
16. 公有財産購入費		△4,862	補助金 企業立地事業者工場等賃借料	△1,000 △1,000
18. 負担金、補助及び交付金		△1,679	豊岡市工業会支援事業費 【環境経済課】 補助金 豊岡市工業会	△40 △40 △40
21. 補償、補填及び賠償金		△575	産業用地整備事業費 【環境経済課】 手数料 投資委託料 実施設計等 造成工事費 産業用地 土地購入費 土地購入費 補償金 立木補償金	△14,307 △318 △2,552 △6,000 △4,862 △4,862 △575 △575

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	230,788	△2,393	228,395		△2,000		△393
2. 用地対策費	4,884	0	4,884	△100			100
4. 排水機樋門管理費	54,598	△1,379	53,219				△1,379
計	358,510	△3,772	354,738	△100	△2,000		△1,672

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	112,932	△651	112,281				△651
2. 道路維持費	426,703	△9,000	417,703		△8,800		△200
3. 道路新設改良費	170,820	△6,026	164,794		△5,700		△326

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 共 済 費	△369	人件費	△369
		共済組合負担金	△77
8. 旅 費	△400	健保、厚生年金保険料	△292
13. 使用料及び賃借料	△200	土木総務費 【建設課】	△900
		普通旅費	△400
		OAソフト借上料	△200
17. 備 品 購 入 費	△300	事業用備品	△300
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△2,200	急傾斜地崩壊対策事業費 【建設課】	△1,124
		負担金	△2,200
		急傾斜地崩壊対策事業費	△2,200
22. 償還金、利子及び割 引	1,076	還付金	1,076
		受益者分担金過年度過誤納還付金	1,076
		財源更正	
3. 職 員 手 当 等	△29	人件費	△29
		期末手当	△29
12. 委 託 料	△200	排水機樋門管理費 【建設課・城崎地域振興課】	△1,350
		業務委託料	△200
14. 工 事 請 負 費	△1,150	ごみ撤去業務	
		補修工事費	△1,150
		機械設備	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 共 済 費	△51	人件費	△51
		共済組合負担金	△51
12. 委 託 料	△600	道路橋りょう総務費 【建設課】	△600
		業務委託料	△600
		道路台帳更新業務	
14. 工 事 請 負 費	△9,000	道路維持事業費 【建設課】	△9,000
		補修工事費	△9,000
		補修	
4. 共 済 費	△26	人件費	△26
		共済組合負担金	△26
14. 工 事 請 負 費	△6,000	栃本太田線道路改良事業費 【建設課】	△2,000
		道路新設改良工事費	△2,000
		栃本太田線	
		八条線道路改良事業費 【建設課】	△4,000
		道路新設改良工事費	△4,000

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(道路新設改良費)							
5. 橋りょう維持費	311,040	43,910	354,950	27,720	20,200		△4,010
7. 交通安全施設整備費	55,136	△5,936	49,200	△2,950			△2,986
計	1,775,665	22,297	1,797,962	24,770	5,700		△8,173

## (款) 8. 土木費

## (項) 3. 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 河川総務費	71,445	△44	71,401				△44
計	71,445	△44	71,401				△44

## (款) 8. 土木費

## (項) 4. 港湾費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 港湾管理費	11,130	△4,235	6,895	△4,235			
計	11,130	△4,235	6,895	△4,235			

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		八条線
12. 委託料	55,899	橋りょう長寿命化事業費 【建設課】 43,910 投資委託料 55,899
14. 工事請負費	△11,989	詳細設計 調査 補修工事費 △11,989 橋りょう等
14. 工事請負費	△5,936	交通安全施設整備事業費 【建設課】 △5,936 整備工事費 △5,936 防護柵・区画線等

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	△44	人件費 △44 期末手当 △44

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	△35	海岸環境整備事業費 【建設課】 △4,235 燃料費 △35
11. 役務費	△100	手数料 △100 業務委託料 △4,000
12. 委託料	△3,960	海岸漂着物処分業務 事業委託料 40
13. 使用料及び賃借料	△140	海岸環境整備事業 重機借上料 △140

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	137,964	△3,561	134,403	△524		△1,441	△1,596
2. 公園管理費	119,552	22,900	142,452	16,000	15,200	4,805	△13,105
4. 駐車場管理費	27,349	△1,389	25,960			△1,712	323
5. 土地区画整理費	42,208	△5,027	37,181		△3,900		△1,127
計	2,922,644	12,923	2,935,567	15,476	11,300	1,652	△15,505

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△207	人件費	△402
3. 職員手当等		△107	委員報酬	△207
4. 共済費		△88	都市計画審議会委員 11人	△147
7. 報償費		△100	歴史的建築物保存活用専門委員会委員 4人	△60
8. 旅費		△654	住居手当	94
12. 委託料		△345	期末手当	△201
13. 使用料及び賃借料		△60	共済組合負担金	△88
18. 負担金、補助及び交付金		△2,000	都市計画総務費【都市整備課】	△445
			普通旅費	△100
			業務委託料	△345
			都市計画図修正業務	
			都市景観形成事業費【都市整備課】	△2,714
			報償金	△100
			費用弁償	△207
			普通旅費	△347
			会場借上料	△60
			補助金	△2,000
			保存活用計画策定事業費	△2,000
12. 委託料		△395	公園施設長寿命化事業費【都市整備課】	22,900
14. 工事請負費		23,295	投資委託料	△395
			設計	
			整備工事費	△9,305
			山王公園	
			日高児童公園	
			町分公園	
			北部公園	
			設置工事費	32,600
			遊具	
10. 需用費		△313	出石駐車場管理費【出石地域振興課】	△889
12. 委託料		△576	光熱水費	△253
14. 工事請負費		△500	修繕料	△60
			業務委託料	△576
			交通誘導警備業務	
			城崎駐車場管理費【城崎地域振興課】	△500
			補修工事費	△500
			舗装	
3. 職員手当等		△27	人件費	△27
12. 委託料		△900	期末手当	△27
14. 工事請負費		△4,100	稲葉川土地区画整理事業費【都市整備課】	△5,000
			業務委託料	△900
			竣工式会場設営等業務	
			整備工事費	△4,100
			土地区画整理	

## (款) 8. 土木費

## (項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	252,079	△21,111	230,968	△15,399		△1,785	△3,927
計	252,079	△21,111	230,968	△15,399		△1,785	△3,927

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,046,561	△4,927	1,041,634				△4,927

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△143	人件費	△211
			期末手当	△143
4. 共済費		△68	共済組合負担金	△27
			健保、厚生年金保険料	△41
8. 旅費		△280	住宅管理費 【建築住宅課】	△280
			普通旅費	△280
11. 役務費		△90	住宅耐震改修促進事業費 【建築住宅課】	△13,601
			業務委託料	△1,386
12. 委託料		△5,619	耐震診断業務	
			補助金	△12,215
18. 負担金、補助及び 交付金		△14,911	住宅耐震改修促進事業費	△10,223
			住宅耐震リフォーム事業費	△1,992
			住宅新築資金等貸付回収事業費 【建築住宅課】	△90
			手数料	△90
			老朽危険空家対策事業費 【建築住宅課】	△6,929
			業務委託料	△4,233
			特定空家除却等業務	
			負担金	△32
			会議等出席	△32
			補助金	△2,664
			老朽危険空家除却支援事業費	△2,664

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△149	人件費	△2,970
			一般職給	△149
3. 職員手当等		△2,360	一般職員	△149
			扶養手当	△94
4. 共済費		△461	住居手当	255
			通勤手当	△197
8. 旅費		△672	期末手当	△2,131
			勤勉手当	△193
10. 需用費		△617	共済組合負担金	△443
			健保、厚生年金保険料	△18
13. 使用料及び賃借料		△423	職員研修費 【消防本部】	△772
			特別旅費	△672
17. 備品購入費		△176	消耗品費	△31
			負担金	△69
18. 負担金、補助及び 交付金		△69	兵庫県消防学校	△69
			一般管理費 【消防本部】	△423
			通行料	△423
			消防活動事業費 【消防本部】	△586
			消耗品費	△586

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(常備消防費)							
2. 非常備消防費	362,916	△11,068	351,848				△11,068
3. 消防施設費	200,097	△6,209	193,888		△6,400		191
4. 水防費	2,210	△60	2,150				△60
5. 災害対策費	505,576	△39,566	466,010	△6,516	△24,500		△8,550

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			消防設備管理費 【消防本部】	△176
			事業用備品	△176
1. 報酬	△1,182	人件費	△1,960	
		委員報酬	△1,182	
3. 職員手当等	△65	消防団員	△1,182	
		1,999人		
4. 共済費	△20	扶養手当	34	
		期末手当	△99	
7. 報償費	△7,688	共済組合負担金	△20	
		負担金	△693	
8. 旅費	△274	福祉共済制度掛金	△693	
		非常備消防事業費 【防災課】	△9,108	
10. 需用費	△50	報償金	△7,688	
		費用弁償	△253	
13. 使用料及び賃借料	△198	普通旅費	△21	
		食糧費	△50	
17. 備品購入費	△89	機器借上料	△100	
		通行料	△98	
18. 負担金、補助及び交付金	△1,502	事業用備品	△89	
		負担金	△22	
		兵庫県消防学校中級幹部科入校	△22	
		補助金	△430	
		消防団員運転資格取得事業費	△430	
		交付金	△357	
		消防団運営費	△357	
17. 備品購入費	△5,209	豊岡消防署消防設備・施設整備事業費 【消防本部】	△1,487	
		事業用備品	△1,487	
18. 負担金、補助及び交付金	△1,000	城崎分署消防設備・施設整備事業費 【消防本部】	△900	
		事業用備品	△900	
		消火栓管理費 【防災課】	△1,000	
		負担金	△1,000	
		新設改良工事費	△1,000	
		出石分署消防設備・施設整備事業費 【消防本部】	△2,822	
		事業用備品	△2,822	
10. 需用費	△10	水防事業費 【防災課】	△60	
		食糧費	△10	
15. 原材料費	△50	水防資材費	△50	
1. 報酬	△680	人件費	△680	
		委員報酬	△110	
8. 旅費	△343	防災会議委員	△110	
		会計年度任用職員報酬	△570	
11. 役務費	△1,937	防災支援員 (防災課)	△570	
13. 使用料及び賃借料	△529	災害対策事業費 【防災課・社会福祉課・建築住宅課】	△12,337	
		普通旅費	△282	
14. 工事請負費	△21,532	手数料	△222	
		保険料	△350	
17. 備品購入費	△2,585	補助金	△11,483	
		土砂災害対策支援事業費	△11,483	

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(災害対策費)							
計	2,117,360	△61,830	2,055,530	△6,516	△30,900		△24,414

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	403,147	△5,451	397,696	△4,900			△551
3. 教育振興基本計画 推進費	20,111	△2,121	17,990				△2,121

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び交付金		△11,960	防災行政無線管理費 【防災課】 △385 電波使用料 △385 防災行政無線整備事業費 【防災課】 △25,687 普通旅費 △61 通信運搬費 △1,365 電波使用料 △144 整備工事費 △21,532 防災行政無線 事業用備品 △2,585 避難所充実事業費 【防災課】 △477 補助金 △477 津波避難場所整備費 △477

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬		△490	人件費 △1,028 会計年度任用職員報酬 △490
2. 給料		△122	パートタイム職員 △490 一般職給 △122
3. 職員手当等		△105	一般職員 △122 扶養手当 26
4. 共済費		△311	通勤手当 △32 期末手当 △99
8. 旅費		△140	共済組合負担金 △116 健保、厚生年金保険料 △154
12. 委託料		△3,800	学校共済組合負担金 △41 学校教育事務局費 【こども教育課】 △140
13. 使用料及び賃借料		△403	費用弁償 △9 普通旅費 △131
14. 工事請負費		△80	スクールバス運行管理費 【こども教育課】 △3,800 業務委託料 △3,800 通学バス運行管理業務 幼保対策事業費 【こども育成課】 △483 OAソフト借上料 △403 整備工事費 △80 情報通信設備
7. 報償費		△362	教育プラン推進事業費 【こども教育課】 △1,682 報償金 △362
8. 旅費		△597	費用弁償 △158 消耗品費 △12
10. 需用費		△12	自動車借上料 △1,150

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(教育振興基本計画 推進費)							
4. 教育研修センター 費	46,576	△671	45,905				△671
5. 学校振興費	155,405	△26,495	128,910	17,455		△238	△43,712
6. 特別支援教育費	137,694	△987	136,707				△987

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
13.	使用料及び賃借料		△1,150	すくすくプラン推進事業費 【こども育成課】 費用弁償 特別旅費 こども支援センター機能充実事業費 【こども教育課】 費用弁償 普通旅費	△200 △133 △67 △239 △34 △205
7.	報 償 費		△256	教育研修センター管理費 【こども教育課】 報償金	△671 △256
8.	旅 費		△145	費用弁償 普通旅費	△104 △41
10.	需 用 費		△220	消耗品費 補助金	△220 △50
18.	負担金、補助及び 交 付 金		△50	学校園等支援事業研修費	△50
1.	報 酬		△15,853	人件費	△19,510
3.	職 員 手 当 等		△577	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員 通勤手当	△15,853 △15,853 △514
4.	共 済 費		△3,080	期末手当 健保、厚生年金保険料	△63 △3,080
8.	旅 費		△956	学校振興事業費 【こども教育課】 補助金	△8,800 △8,800
10.	需 用 費		3,310	小学校体育・文化活動費 中学校部活動大会出場費	△300 △8,500
12.	委 託 料		△312	外国語指導助手招致事業費 【こども教育課】 普通旅費	△1,495 △491
18.	負担金、補助及び 交 付 金		△9,027	特別旅費 業務委託料 JETプログラムコーディネート業務 負担金 自治体国際化協会 会議等出席 感染症対策事業費 【こども教育課】 消耗品費	△465 △312 △227 △210 △17 3,310 3,310
1.	報 酬		△471	人件費	△879
3.	職 員 手 当 等		△147	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員 通勤手当	△471 △471 △147
4.	共 済 費		△261	健保、厚生年金保険料 特別支援教育事業費 【こども教育課】	△261 △108
7.	報 償 費		△50	報償金	△50
8.	旅 費		△13	費用弁償 会場借上料 負担金	△13 △17 △28
13.	使用料及び賃借料		△17	但馬特別支援教育研究協議会	△28
18.	負担金、補助及び 交 付 金		△28		

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 認定こども園費	32,069	△5,270	26,799	247			△5,517
計	797,886	△40,995	756,891	12,802		△238	△53,559

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	962,843	△13,730	949,113	15,083		△384	△28,429
2. 小学校教育振興費	86,014	△5,690	80,324	△201			△5,489
3. 小学校施設整備費	548,868	△59,579	489,289	△82,907	△20,400		43,728

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
11. 役 務 費	△306	認定こども園運営事業費 【こども育成課】	△5,270
12. 委 託 料	△900	通信運搬費	△306
13. 使用料及び賃借料	△2,614	業務委託料	△900
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△1,450	通園バス添乗業務	
		自動車借上料	△2,614
		補助金	△1,450
		私立認定こども園振興事業費	△1,450

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報 酬	△263	人件費	△884
3. 職 員 手 当 等	△210	会計年度任用職員報酬	△263
4. 共 済 費	△411	パートタイム職員	△263
10. 需 用 費	△10,046	通勤手当	△58
12. 委 託 料	△2,780	期末手当	△152
21. 補償、補填及び賠償 金	△20	共済組合負担金	△17
		健保、厚生年金保険料	△394
		学校施設管理費 【教育総務課】	△10,020
		光熱水費	△10,000
		補償金	△20
		耕作補償金	△20
		学校保健安全管理費 【こども教育課】	△2,826
		医薬材料費	△46
		業務委託料	△2,780
		学校医業務	
		児童健康診査業務	
		教職員健康診査業務	
7. 報 償 費	△1,070	通学補助事業費 【こども教育課】	△1,000
11. 役 務 費	△1,000	通信運搬費	△1,000
13. 使用料及び賃借料	△2,470	特別支援教育就学奨励事業費 【こども教育課】	△670
19. 扶 助 費	△1,150	特別支援就学奨励費	△670
		小学校体験活動事業費 【こども教育課】	△4,020
		報償金	△1,070
		会場借上料	△1,680
		用品借上料	△790
		小学校体験活動費助成金	△480
12. 委 託 料	△9,007	学校施設整備事業費 【教育総務課】	△59,579
14. 工 事 請 負 費	△50,572	投資委託料	△9,007
		実施設計	
		設計監理	

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(小学校施設整備費)							
計	1,597,725	△78,999	1,518,726	△68,025	△20,400	△384	9,810

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	395,660	△1,214	394,446	6,749		2	△7,965
2. 中学校教育振興費	68,309	△4,820	63,489	△110			△4,710
3. 中学校施設整備費	86,380	△1,350	85,030	△20,180	△1,400		20,230
計	550,349	△7,384	542,965	△13,541	△1,400	2	7,555

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	304,017	△6,076	297,941				△6,076

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		整備工事費 空調設備 非構造部材等耐震化
		△50,572

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△58	人件費
3. 職員手当等	△124	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員
4. 共済費	△228	通勤手当 期末手当
10. 需用費	△14	健保、厚生年金保険料
12. 委託料	△790	学校保健安全管理費 【こども教育課】 医薬材料費 業務委託料
11. 役務費	△3,300	学校医業務 生徒健康診査業務 教職員健康診査業務
18. 負担金、補助及び交付金	△1,100	通学補助事業費 【こども教育課】 通信運搬費
19. 扶助費	△420	補助金 自転車・ヘルメット
12. 委託料	△1,350	特別支援教育就学奨励事業費 【こども教育課】 特別支援就学奨励費
		学校施設整備事業費 【教育総務課】 投資委託料 設計監理

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△2,402	人件費

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(幼稚園費)							
計	304,017	△6,076	297,941				△6,076

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	338,589	△3,925	334,664	△8,020	△3,400	8,329	△834

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料		△1,728	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員
3. 職員手当等		△838	幼稚園教諭(こども育成課) 一般職給
4. 共済費		△152	会計年度任用職員 通勤手当
8. 旅費		△300	期末手当 健保、厚生年金保険料
11. 役員費		△400	学校共済組合負担金 幼稚園運営事業費【こども育成課】
12. 委託料		△350	普通旅費 通信運搬費
13. 使用料及び賃借料		△384	業務委託料 通園バス添乗業務
18. 負担金、補助及び 交付金		478	自動車借上料 通行料 負担金 会議等出席 管外幼稚園

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬		△28	人件費 会計年度任用職員報酬
3. 職員手当等		△88	補助員(竹野地域振興課) 期末手当
4. 共済費		△82	共済組合負担金 健保、厚生年金保険料
7. 報償費		△152	仲田光成記念全国かな書展開催事業費【竹野地域振興課】
8. 旅費		△828	報償金 費用弁償
10. 需用費		△133	食糧費 印刷製本費
12. 委託料		△2,404	業務委託料 額装業務
13. 使用料及び賃借料		△40	会場借上料 東井義雄の心を伝える推進事業費【但東地域振興課】
18. 負担金、補助及び 交付金		△170	補助金 東井義雄の心を伝える推進事業費 生涯学習サロン整備事業費【生涯学習課】 投資委託料

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会教育総務費)							
2. 人権教育費	6,857	△1,349	5,508				△1,349
3. 文化財保護費	196,961	△11,059	185,902	△4,117		△3,839	△3,103

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			設計監理
7. 報償費	△420	人権教育推進事業費 【生涯学習課】	△1,349
8. 旅費	△13	報償金	△420
10. 需用費	△58	普通旅費	△13
18. 負担金、補助及び交付金	△858	消耗品費	△58
		補助金	△858
		豊岡市人権教育推進協議会	△858
1. 報酬	△2,318	人件費	△2,329
3. 職員手当等	42	会計年度任用職員報酬	△2,318
4. 共済費	△53	作業員(文化振興課)	△1,835
7. 報償費	△321	15人	
8. 旅費	△1,033	出土遺物整理員(文化振興課)	△483
10. 需用費	△566	2人	
11. 役務費	△304	住居手当	112
12. 委託料	△2,033	期末手当	△70
13. 使用料及び賃借料	△933	共済組合負担金	△16
14. 工事請負費	△3,224	健保、厚生年金保険料	△37
17. 備品購入費	△81	埋蔵文化財発掘調査事業費 【文化振興課】	△1,599
21. 補償、補填及び賠償金	△235	報償金	△5
		費用弁償	△35
		普通旅費	△4
		消耗品費	17
		燃料費	49
		印刷製本費	△127
		通信運搬費	△100
		手数料	△105
		業務委託料	△913
		発掘業務	
		測量業務	
		自動車借上料	△16
		建物借上料	16
		機械借上料	△350
		重機借上料	55
		事業用備品	△81
		伝統的建造物群保存地区保存事業費 【出石地域振興課】	△2,599
		報償金	△316
		費用弁償	△534
		普通旅費	△275
		修繕料	△495
		通信運搬費	△55
		手数料	△44
		業務委託料	△880
		申請物件調査業務	
		図面カルテ作成業務	
		但馬国分寺跡整備事業費 【文化振興課】	△371
		普通旅費	△126
		消耗品費	△10
		補償金	△235

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(文化財保護費)							
4. 青少年教育費	9,633	△1,229	8,404				△1,229
6. 図書館費	152,697	△550	152,147				△550
7. 市民会館等管理費	166,446	△12,020	154,426	△82	△1,900	△9,834	△204
8. 市民会館等自主事業費	14,296	△1,112	13,184	△25		△860	△227

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			物件移転補償金 <span style="float:right">△235</span> 永楽館管理費 【出石地域振興課】 <span style="float:right">△3,523</span> 普通旅費 <span style="float:right">△59</span> 投資委託料 <span style="float:right">△240</span> 工事監理 整備工事費 <span style="float:right">△3,224</span> 換気設備 出石永楽館狂言開催事業費 【文化振興課】 <span style="float:right">△638</span> 会場借上料 <span style="float:right">△20</span> 自動車借上料 <span style="float:right">△608</span> 建物借上料 <span style="float:right">△10</span>	
18. 負担金、補助及び交付金		△1,229	青少年健全育成事業費 【生涯学習課】 <span style="float:right">△1,229</span> 補助金 <span style="float:right">△1,229</span> 子ども会連絡協議会運営費 <span style="float:right">△630</span> 子どもと心でつながる市民運動推進費 <span style="float:right">△599</span>	
1. 報酬		△175	人件費 <span style="float:right">△550</span>	
3. 職員手当等		△83	会計年度任用職員報酬 <span style="float:right">△175</span> パートタイム職員 <span style="float:right">△175</span> 通勤手当 <span style="float:right">28</span>	
4. 共済費		△292	期末手当 <span style="float:right">△111</span> 共済組合負担金 <span style="float:right">△24</span> 健保、厚生年金保険料 <span style="float:right">△268</span>	
1. 報酬		△768	人件費 <span style="float:right">△1,011</span>	
3. 職員手当等		△142	会計年度任用職員報酬 <span style="float:right">△768</span> パートタイム職員 <span style="float:right">△518</span> 操作員(文化振興課) <span style="float:right">△250</span>	
4. 共済費		△101	期末手当 <span style="float:right">△142</span> 共済組合負担金 <span style="float:right">△12</span>	
7. 報償費		△1,645	健保、厚生年金保険料 <span style="float:right">△89</span> 豊岡市民会館管理費 【文化振興課】 <span style="float:right">△2,931</span>	
8. 旅費		△614	報償金 <span style="float:right">△1,600</span> 普通旅費 <span style="float:right">△162</span>	
10. 需用費		△993	消耗品費 <span style="float:right">△193</span> 光熱水費 <span style="float:right">△800</span>	
11. 役務費		△70	庁用備品 <span style="float:right">△176</span>	
12. 委託料		△7,511	新文化会館整備事業費 【新文化会館整備推進室】 <span style="float:right">△8,078</span> 報償金 <span style="float:right">△45</span> 費用弁償 <span style="float:right">△66</span>	
17. 備品購入費		△176	普通旅費 <span style="float:right">△386</span> 通信運搬費 <span style="float:right">△70</span> 投資委託料 <span style="float:right">△2,085</span> 土質調査等 業務委託料 <span style="float:right">△5,426</span> 新文化会館整備技術支援業務 新文化会館基本設計業務	
8. 旅費		△109	市民会館等自主事業費 【文化振興課】 <span style="float:right">△1,112</span> 普通旅費 <span style="float:right">△109</span>	
10. 需用費		△335	食糧費 <span style="float:right">△100</span> 印刷製本費 <span style="float:right">△235</span>	

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(市民会館等自主事業費)							
9. 博物館等管理費	787,038	△20,760	766,278	△8,704	△11,200	△1,056	200
10. 博物館等自主事業費	17,356	△694	16,662			△384	△310
計	1,707,693	△52,698	1,654,995	△20,948	△16,500	△7,644	△7,606

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	96,592	△3,776	92,816	△82		265	△3,959

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
11. 役 務 費	△247	手数料	△247
12. 委 託 料	△421	業務委託料 公演業務	△421
1. 報 酬	△48	人件費	△243
3. 職 員 手 当 等	△21	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員	△48 △48
4. 共 済 費	△174	期末手当 健保、厚生年金保険料	△21 △174
8. 旅 費	△65	歴史博物館管理費 【文化振興課】 光熱水費	△17,358 △400
10. 需 用 費	△400	整備工事費 空調設備	△16,958
11. 役 務 費	△414	日本・モンゴル民族博物館管理費 【文化振興課】 整備工事費	△2,645 △1,987
13. 使用料及び賃借料	△10	空調設備 補修工事費	△658
14. 工 事 請 負 費	△19,603	屋根等 美術館管理費 【文化振興課】	△514
17. 備 品 購 入 費	△25	普通旅費 保険料	△65 △414
7. 報 償 費	△60	通行料 庁用備品	△10 △25
8. 旅 費	△80	歴史博物館事業費 【文化振興課】 通信運搬費	△200 △200
10. 需 用 費	△250	美術館事業費 【文化振興課】 報償金	△494 △60
11. 役 務 費	△279	費用弁償 消耗品費	△80 △160
12. 委 託 料	△25	印刷製本費 通信運搬費 業務委託料 展示物監視業務	△90 △79 △25

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報 酬	△231	人件費	△395
3. 職 員 手 当 等	△114	委員報酬 スポーツ推進委員	△91 △91
4. 共 済 費	△50	会計年度任用職員報酬 管理員 (スポーツ振興課) 期末手当	△140 △140 △114

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(保健体育総務費)							
4. 体育館費	36,790	0	36,790		△200	354	△154
5. 市民グラウンド費	149,011	0	149,011		△2,200	△814	3,014
7. 学校給食共同調理所費	418,170	△11,514	406,656	△15,251	12,100	△1,085	△7,278
計	1,112,385	△15,290	1,097,095	△15,333	9,700	△1,280	△8,377

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
7. 報 償 費	△584	共済組合負担金	△22	
		健保、厚生年金保険料	△28	
8. 旅 費	△434	保健体育総務費 【スポーツ振興課】	△128	
		自動車借上料	△99	
10. 需 用 費	△100	通行料	24	
		設置工事費	△53	
12. 委 託 料	△300	網戸		
		生涯スポーツ振興事業費 【スポーツ振興課】	△963	
13. 使用料及び賃借料	△1,034	報償金	△200	
		報償品	△44	
14. 工 事 請 負 費	△53	会場借上料	△26	
		自動車借上料	△193	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△876	補助金	△500	
		日本女子ソフトボールリーグ豊岡大会実行委員会	△500	
		スポーツフェスティバル開催事業費 【スポーツ振興課】	△318	
		報償金	△290	
		費用弁償	△28	
		ボート推進事業費 【スポーツ振興課】	△176	
		負担金	△176	
		ボート所在市町村協議会	△176	
		オリンピック・パラリンピック推進事業費 【スポーツ振興課】	△1,796	
		報償金	△50	
		費用弁償	△202	
		普通旅費	△204	
		消耗品費	△100	
		業務委託料	△300	
		合宿受入支援業務		
		自動車借上料	△500	
		建物借上料	△240	
		負担金	△200	
		ボート日本代表食支援事業費	△200	
		財源更正		
		財源更正		
1. 報 酬	△6,013	人件費	△9,837	
		会計年度任用職員報酬	△6,013	
3. 職 員 手 当 等	△1,791	パートタイム職員	△6,013	
		扶養手当	37	
4. 共 済 費	△2,033	住居手当	73	
		通勤手当	△101	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△1,677	期末手当	△1,800	
		共済組合負担金	△77	
		健保、厚生年金保険料	△1,956	
		給食センター管理費 【教育総務課】	△1,677	
		補助金	△1,677	
		学校給食調理業者衛生管理改善事業費	△1,677	

## (款) 13. 諸支出金

## (項) 1. 普通財産取得費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土地取得費	29,005	141	29,146			141	
計	29,005	141	29,146			141	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
16. 公有財産購入費	141	土地取得費 【財政課】 141 土地購入費 141 土地開発基金用地 141

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				計 (千円)	
補正後	長 等	4		34,680	14,791 (4.45月分)		49,471	9,118	58,589	
	議 員	23	100,692		42,941 (4.45月分)		143,633	36,115	179,748	
	その他の 特別職	2,993	114,060				114,060	412	114,472	
	計	3,020	214,752	34,680	57,732		307,164	45,645	352,809	
補正前	長 等	4		34,680	14,957 (4.50月分)		49,637	9,118	58,755	
	議 員	23	100,692		43,424 (4.50月分)		144,116	36,102	180,218	
	その他の 特別職	3,028	116,752				116,752	412	117,164	
	計	3,055	217,444	34,680	58,381		310,505	45,632	356,137	
比 較	長 等	0		0	△ 166		△ 166	0	△ 166	
	議 員	0	0		△ 483		△ 483	13	△ 470	
	その他の 特別職	△ 35	△ 2,692				△ 2,692	0	△ 2,692	
	計	△ 35	△ 2,692	0	△ 649		△ 3,341	13	△ 3,328	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1,236 ) 873	1,122,994	2,979,274	2,100,290	6,202,558	1,173,848	7,376,406	
補正前	( 947 ) 873	1,159,240	3,002,578	2,115,421	6,277,239	1,195,387	7,472,626	
比 較	( 289 ) 0	△ 36,246	△ 23,304	△ 15,131	△ 74,681	△ 21,539	△ 96,220	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	108,330	36,774	114,991	2,472	12,550
	補正前	108,323	36,463	118,254	2,472	12,550
	比 較	7	311	△ 3,263	0	0
管理職員特別 勤務手当	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	254,889	33,920	9,696	99,801	700
	補正前	255,949	33,920	9,696	99,801	700
	比 較	△ 1,060	0	0	0	0
児童手当	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	898,266	475,581	52,320		
	補正前	909,063	475,910	52,320		
	比 較	△ 10,797	△ 329	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 794 )		2,867,269	1,833,359	4,700,628	950,098	5,650,726	
補正前	( 794 )		2,869,897	1,841,943	4,711,840	953,446	5,665,286	
比 較	( 0 )		△ 2,628	△ 8,584	△ 11,212	△ 3,348	△ 14,560	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	108,330	36,774	66,199	2,472	12,550
	補正前	108,323	36,463	67,143	2,472	12,550
	比 較	7	311	△ 944	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	254,889	33,920	9,696	99,801	700
	補正前	255,949	33,920	9,696	99,801	700
	比 較	△ 1,060	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	680,577	475,581	51,870		
	補正前	687,146	475,910	51,870		
	比 較	△ 6,569	△ 329	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1,236 ) 79	1,122,994	112,005	266,931	1,501,930	223,750	1,725,680	
補正前	( 947 ) 79	1,159,240	132,681	273,478	1,565,399	241,941	1,807,340	
比 較	( 289 ) 0	△ 36,246	△ 20,676	△ 6,547	△ 63,469	△ 18,191	△ 81,660	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			48,792		
	補正前			51,111		
	比 較			△ 2,319		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	217,689		450		
	補正前	221,917		450		
	比 較	△ 4,228		0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 23,304	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 23,304	職員の変動によるもの △ 23,304 千円	
職員手当	△ 15,131	制度改正に伴う増減分	△ 10,797	期末手当の減額分 △ 10,797 千円	期末手当(12月) 0.05月分減
		その他の増減分	△ 4,334	扶養手当 7 千円 住居手当 311 千円 通勤手当 △ 3,263 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 △ 1,060 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 △ 329 千円 児童手当 千円	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( ) 2.25	( ) 2.20	( ) 4.45	有	
補正前	( ) 2.25	( ) 2.25	( ) 4.50	有	
比 較	( ) 0	( ) △0.05	( ) △0.05	有	



地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	38,043,339	35,266,845	2,863,100	△ 71,700
(1) 総 務	6,388,774	5,540,700	125,200	△ 27,100
(4) 農 林 水 産	1,044,223	1,045,582	90,100	500
(5) 商 工	2,217,759	1,734,396	14,000	△ 600
(6) 土 木	7,944,194	7,478,743	977,200	15,000
(7) 消 防	2,848,926	3,308,291	703,100	△ 30,900
(8) 教 育	9,596,786	8,846,928	944,400	△ 28,600
3. そ の 他 債	16,449,027	16,330,391	1,102,600	238,100
(1) 市町村民税減収(税)補てん債	245,145	185,653		238,100
合 計	54,669,844	51,925,386	3,972,100	166,400

(単位 千円)

増減見込み		当該年度末現在高見込額		
見込額	当該年度中 元金償還見込額	補正前の額	補正額	補正後の額
2,791,400	5,166,403	32,963,542	△ 71,700	32,891,842
98,100	929,010	4,736,890	△ 27,100	4,709,790
90,600	128,588	1,007,094	500	1,007,594
13,400	255,432	1,492,964	△ 600	1,492,364
992,200	1,125,549	7,330,394	15,000	7,345,394
672,200	438,654	3,572,737	△ 30,900	3,541,837
915,800	1,292,501	8,498,827	△ 28,600	8,470,227
1,340,700	1,374,325	16,058,666	238,100	16,296,766
238,100	51,122	134,531	238,100	372,631
4,138,500	6,553,230	49,344,256	166,400	49,510,656

歳入補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	9,562,425	27,500	9,589,925
2	地 方 譲 与 税	438,581	△ 2,906	435,675
6	法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	△ 31,766	48,234
7	地 方 消 費 税 交 付 金	1,814,232	△ 116,448	1,697,784
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	11,666	△ 1,640	10,026
14	分 担 金 及 び 負 担 金	194,369	△ 15,943	178,426
15	使 用 料 及 び 手 数 料	747,812	△ 36,995	710,817
16	国 庫 支 出 金	15,424,355	243,551	15,667,906
17	県 支 出 金	3,131,312	△ 9,648	3,121,664
18	財 産 収 入	241,063	6,502	247,565
19	寄 附 金	923,150	5	923,155
20	繰 入 金	3,055,001	△ 973,720	2,081,281

(単位 千円)

主 な 内 容			
市民税	25,000	軽自動車税	2,500
地方揮発油譲与税	△ 2,279	航空機燃料譲与税	△ 627
基盤整備事業費	△ 3,320	治山事業費	△ 29
行政財産目的	1,801	有償旅客運送	△ 880
城崎国際アートセンター	△ 1,000	温泉	△ 632
駐車場	△ 3,153	住宅	△ 5,987
豊岡市民会館	△ 4,174	歴史博物館	△ 600
日本・モンゴル民族博物館	△ 711	住民基本台帳	△ 943
ごみ処理	△ 15,105	し尿処理	△ 1,789
社会保障・税番号制度システム整備費	3,993	個人番号カード交付事務費	4,433
特別定額給付金給付事業費	△ 37,951	母子家庭等対策総合支援事業費	△ 1,124
放課後児童健全育成事業費	2,680	一時預かり事業費	10,403
子どものための教育・保育給付交付金	16,575	保育体制強化事業費	△ 1,823
子育てのための施設等利用給付交付金	△ 1,981	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費	△ 5,628
ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費	△ 3,071	緊急風しん抗体検査等事業費	△ 1,702
防災・安全交付金	△ 2,700	道路メンテナンス事業費	27,720
社会資本整備総合交付金	10,355	学校教育活動再開支援事業費	6,874
学校教育活動継続支援事業費	1,655	学校施設環境改善交付金	24,013
地方創生臨時交付金	213,607		
乳幼児等医療費助成事業費	△ 9,750	こども医療費助成事業費	△ 1,963
人生いきいき住宅助成事業費	△ 2,587	延長保育促進事業費	△ 1,739
放課後児童健全育成事業費	2,680	ひょうご保育料軽減事業費	△ 2,261
一時預かり事業費	8,830	健康増進事業費	△ 1,376
多面的機能支払交付金	△ 16,551	地籍調査事業費	37,731
環境保全型農業直接支払推進交付金	△ 7,468	農村地域防災減災事業費	11,186
法人化促進総合対策事業費	△ 1,203	農地整備事業費	△ 3,650
担い手確保・経営強化支援交付金	△ 1,201	畜産クラスター事業費	39,259
森林環境保全整備事業費	△ 3,702	治山事業費	△ 2,000
緊急防災林整備事業費	△ 11,532	混交林整備事業費	△ 2,004
並型魚礁設置事業費	△ 1,625	民間住宅耐震改修助成事業費	△ 2,950
住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費	△ 4,074	国勢調査事務	△ 2,758
海岸環境整備事業	△ 4,235		
土地売払収入	3,706	立木売払収入	2,595
社会教育費寄附金	5		
太陽光発電事業特別会計繰入金	△ 4,133	財政調整基金繰入金	△ 844,700
地域振興基金繰入金	△ 5,605	公共施設整備基金繰入金	△ 5,660
被災者生活再建支援基金繰入金	△ 113,300		

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
22	諸 収 入	2,449,544	△ 62,336	2,387,208
23	市 債	3,570,200	166,400	3,736,600
歳 入 合 計		60,113,495	△ 807,444	59,306,051

主 な 内 容			
各種検診弁償金	△ 8,136	他会計負担分消耗品等	△ 1,900
大型動物死体処理委託料	△ 1,183	受益者負担金	△ 2,227
蓼川堰工事費負担金	1,160	兵庫県北部合同企業説明会出展負担金	△ 1,440
光熱水費等使用者負担金	△ 12,011	認定こども園給食費負担金	△ 1,900
事業負担金	△ 7,329	豊岡市野生動物被害対策推進協議会負担金	△ 23,876
補助金・交付金	△ 3,198		
鉄道交通対策事業債	△ 3,400	コウノトリ文化館整備事業債	△ 23,700
土地改良事業債	1,400	治山事業債	△ 900
観光施設整備事業債	△ 600	急傾斜地崩壊対策事業債	△ 2,000
道路整備事業債	△ 14,500	橋りょう整備事業債	20,200
公園整備事業債	15,200	土地区画整理事業債	△ 3,900
消防防災施設整備事業債	△ 6,400	消防防災設備整備事業債	△ 24,500
公立小学校整備事業債	△ 20,400	公立中学校整備事業債	△ 1,400
社会教育施設整備事業債	△ 16,500	保健体育施設整備事業債	9,700
減収補填債	238,100		

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	266,011	△ 4,669	261,342
2	総 務 費	15,694,553	△ 217,276	15,477,277
3	民 生 費	13,439,692	△ 205,860	13,233,832
4	衛 生 費	5,158,651	△ 31,986	5,126,665

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	△ 477	議会管理費	△ 1,515
議会運営活動費	△ 2,677		
人件費	17,438	一般管理費	△ 17,638
秘書渉外費	△ 1,400	職員研修事業費	△ 4,292
戦略的政策評価事業費	△ 1,677	公共施設マネジメント推進事業費	△ 2,583
広報広聴事業費	△ 1,112	自動車管理費	△ 1,500
土地管理費	△ 3,613	基金管理費	3,810
財産管理費	△ 10,045	地域おこし協力隊推進事業費	△ 42,873
バス交通対策事業費	16,600	公共交通利用促進事業費	4,805
ごみの減量・資源化対策事業費	△ 7,059	コウノトリ文化館管理費	△ 12,400
生物多様性推進事業費	△ 1,955	「コウノトリ未来・国際かいぎ」開催事業費	△ 5,289
但馬空港利用促進事業費	△ 41,500	防犯対策事業費	△ 4,521
地域コミュニティ推進事業費	△ 1,940	コミュニティセンター管理費	△ 10,676
子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費	△ 1,830	文化芸術創造交流事業費	△ 1,298
特産振興事業費	△ 1,208	企業誘致推進事業費	△ 3,798
内発型産業育成事業費	△ 8,459	Iターン推進事業費	△ 1,274
Uターン推進事業費	△ 2,930	定住推進事業費	△ 6,744
城崎国際アートセンター事業費	△ 1,600	観光事業費	△ 1,500
海外戦略推進事業費	△ 3,752	政策アドバイザー推進事業費	△ 1,470
コウノトリ育むお米ブランド化推進事業費	△ 3,520	新規就農総合支援事業費	△ 1,787
英語教育推進事業費	△ 15,643	豊岡の未来を創る高校生支援事業費	△ 2,372
特別定額給付金支給事業費	△ 22,894	戸籍住民基本台帳事務費	7,827
人件費	△ 30,662	特別障害者手当等運営対策事業費	△ 2,518
民生委員・児童委員活動事業費	△ 2,418	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰出金	△ 5,659
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金	2,382	知的障害者福祉事業費	△ 3,798
乳幼児等医療費助成事業費	△ 26,500	こども医療費助成事業費	△ 5,200
障害者(児)自立支援給付事業費	49,769	障害者(児)医療給付事業費	△ 10,284
住居確保給付金支給事業費	△ 9,980	介護保険事業特別会計繰出金	△ 11,515
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△ 7,770	外出支援サービス助成事業費	1,275
住宅改造費助成事業費	△ 5,379	老人保護措置事業費	△ 27,014
児童扶養手当給付事業費	△ 22,267	児童手当給付事業費	△ 37,115
養育支援訪問事業費	△ 2,707	ひとり親世帯等臨時特別給付金支給事業費	△ 14,810
放課後児童健全育成事業費	8,042	児童保育運営事業費	△ 17,443
私立保育園等振興事業費	△ 1,350	子ども子育て支援交付金等事業費	△ 7,056
母子・父子福祉事業費	△ 1,404	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費	△ 5,628
人件費	△ 1,137	保健センター運営費	△ 2,565
総合健康ゾーン健康増進施設管理費	△ 12,400	健康診査事業費	△ 45,483
母子保健事業費	△ 5,773	歩いて暮らすまちづくり推進事業費	△ 2,612
予防接種事業費	△ 16,463	公立豊岡病院組合負担金	44,948
診療所事業特別会計繰出金	27,979	塵芥処理事業費	△ 10,091
最終処分場管理費	△ 2,683	旧清掃施設管理費	△ 1,889

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
5	勞 働 費	73,344	△ 357	72,987
6	農 林 水 産 業 費	1,928,498	△ 21,697	1,906,801
7	商 工 費	3,001,607	△ 68,526	2,933,081
8	土 木 費	5,391,473	6,058	5,397,531
9	消 防 費	2,117,360	△ 61,830	2,055,530
10	教 育 費	6,070,055	△ 201,442	5,868,613
13	諸 支 出 金	59,005	141	59,146
歳 出 合 計		60,113,495	△ 807,444	59,306,051

主 な 内 容			
若者定住促進事業費	△ 357		
人件費	△ 1,170	農業委員会費	△ 1,299
農業振興事業費	△ 1,801	鳥獣被害防止緊急対策事業費	△ 31,945
多面的機能支払事業費	△ 22,366	環境保全型農業直接支払事業費	△ 9,958
法人化・高度化促進施設整備事業費	△ 1,706	基盤整備促進事業費	△ 1,687
地籍調査事業費	54,409	畜産振興事業費	39,259
ポンプ場管理費	6,590	林業総務費	△ 3,257
市行造林事業費	△ 7,182	森林管理100%作戦推進事業費	△ 10,300
治山事業費	△ 2,900	松くい虫防除事業費	△ 1,596
緊急防災林整備事業費	△ 11,532	森林環境整備事業費	△ 2,551
混交林整備事業費	△ 2,004	水産業振興事業費	△ 5,768
並型魚礁設置事業費	△ 2,005		
人件費	△ 923	観光事業費	△ 44,780
城崎文芸館管理費	△ 1,595	経済成長戦略推進事業費	△ 4,491
企業誘致推進事業費	△ 1,108	産業用地整備事業費	△ 14,307
人件費	△ 1,159	急傾斜地崩壊対策事業費	△ 1,124
排水機樋門管理費	△ 1,350	道路維持事業費	△ 9,000
栃本太田線道路改良事業費	△ 2,000	八条線道路改良事業費	△ 4,000
橋りょう長寿命化事業費	43,910	交通安全施設整備事業費	△ 5,936
海岸環境整備事業費	△ 4,235	都市景観形成事業費	△ 2,714
公園施設長寿命化事業費	22,900	稲葉川土地区画整理事業費	△ 5,000
住宅耐震改修促進事業費	△ 13,601	老朽危険空家対策事業費	△ 6,929
人件費	△ 5,610	非常備消防事業費	△ 9,108
豊岡消防署消防設備・施設整備事業費	△ 1,487	出石分署消防設備・施設整備事業費	△ 2,822
災害対策事業費	△ 12,337	防災行政無線整備事業費	△ 25,687
人件費	△ 42,394	スクールバス運行管理費	△ 3,800
教育プラン推進事業費	△ 1,682	学校振興事業費	△ 8,800
外国語指導助手招致事業費	△ 1,495	感染症対策事業費	3,310
認定こども園運営事業費	△ 5,270	学校施設管理費(小)	△ 10,020
学校保健安全管理費(小)	△ 2,826	小学校体験活動事業費	△ 4,020
学校施設整備事業費(小)	△ 59,579	通学補助事業費(中)	△ 4,400
学校施設整備事業費(中)	△ 1,350	仲田光成記念全国かな書展開催事業費	△ 1,332
生涯学習サロン整備事業費	△ 2,225	人権教育推進事業費	△ 1,349
埋蔵文化財発掘調査事業費	△ 1,599	伝統的建造物群保存地区保存事業費	△ 2,599
永楽館管理費	△ 3,523	青少年健全育成事業費	△ 1,229
豊岡市民会館管理費	△ 2,931	新文化会館整備事業費	△ 8,078
歴史博物館管理費	△ 17,358	日本・モンゴル民族博物館管理費	△ 2,645
オリンピック・パラリンピック推進事業費	△ 1,796	給食センター管理費	△ 1,677
土地取得費	141		

# 歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,386,231	△ 48,703	1,337,528
2	給 料	3,037,258	△ 23,304	3,013,954
3	職 員 手 当 等	2,173,802	△ 15,780	2,158,022
4	共 済 費	1,241,738	△ 21,526	1,220,212
6	恩 給 及 び 退 職 年 金	792	△ 132	660
7	報 償 費	317,571	△ 40,020	277,551
8	旅 費	90,404	△ 37,138	53,266
9	交 際 費	2,563	△ 700	1,863
10	需 用 費	1,770,596	△ 47,625	1,722,971
11	役 務 費	422,672	△ 19,171	403,501
12	委 託 料	5,643,085	△ 58,767	5,584,318
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	300,494	△ 31,372	269,122
14	工 事 請 負 費	3,197,714	△ 157,063	3,040,651
15	原 材 料 費	19,415	△ 643	18,772
16	公 有 財 産 購 入 費	903,744	△ 4,721	899,023
17	備 品 購 入 費	959,273	1,747	961,020
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	19,472,759	△ 184,096	19,288,663
19	扶 助 費	7,192,729	△ 115,341	7,077,388
21	補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金	92,057	△ 13,394	78,663
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	7,013,272	1,076	7,014,348
24	積 立 金	1,430,585	3,810	1,434,395
27	繰 出 金	2,771,024	5,419	2,776,443
歳 出 合 計		60,113,495	△ 807,444	59,306,051

## 歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性質別	補正前の額	補正額	計
1	人件費	8,378,441	△ 65,466	8,312,975
2	物件費	8,223,018	△ 231,556	7,991,462
3	維持補修費	250,208	△ 156	250,052
4	扶助費	7,193,962	△ 115,341	7,078,621
5	補助費等	19,081,573	△ 200,936	18,880,637
(1)	負担金・寄附金 補助金・交付金	18,128,859	△ 131,777	17,997,082
(2)	その他	952,714	△ 69,159	883,555
6	普通建設事業費	5,266,383	△ 203,218	5,063,165
(1)	補助事業費	1,838,452	△ 24,637	1,813,815
(2)	単独事業費	3,427,931	△ 178,581	3,249,350
10	積立金	1,430,585	3,810	1,434,395
13	繰出金	2,771,024	5,419	2,776,443
歳出合計		60,113,495	△ 807,444	59,306,051

# 投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位:千円)

事業名	予算額	特 定 財 源			一般財源	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他		
総務費	一 般 管 理 費	△ 12,000			△ 12,000	
	鉄 道 交 通 対 策 事 業 費	△ 2,294	4,734	△ 3,400	△ 3,628	
	コウノトリ文化館管理費	△ 12,300	10,000	△ 23,700	1,400	
	日高振興局プロジェクト事業費		△ 3,850		3,850	
	コミュニティセンター管理費	△ 10,676	△ 20,415		9,739	
小 計	△ 37,270	△ 9,531	△ 27,100		△ 639	
民生費	住 宅 改 造 費 助 成 事 業 費	△ 5,379	△ 2,587		△ 2,792	
小 計		△ 5,379	△ 2,587		△ 2,792	
衛生費	浄 化 槽 設 置 事 業 費	△ 793	△ 264		△ 529	
小 計		△ 793	△ 264		△ 529	
農林水産業費	農 業 振 興 事 業 費	△ 1,201	△ 1,201			
	有害鳥獣駆除対策事業費	△ 433			△ 433	
	鳥獣被害防止緊急対策事業費	△ 31,945			△ 23,876	△ 8,069
	農業用施設管理費	90	1,125	△ 2,000	1,160	△ 195
	基盤整備促進事業費	△ 1,687		3,400	△ 3,320	△ 1,767
	ポンプ場管理費	6,400				6,400
	市行造林事業費	△ 7,182	△ 3,702		1,496	△ 4,976
	森林管理100%作戦推進事業費	△ 10,288			△ 2,399	△ 7,889
	治山事業費	△ 2,900	△ 2,000	△ 900	△ 29	29
並型魚礁設置事業費	△ 1,950	△ 1,625			△ 325	
小 計	△ 51,096	△ 7,403	500	△ 26,968	△ 17,225	
商工費	城崎文芸館管理費	△ 1,595			△ 1,595	
	但東シルク温泉やまびこ管理費			△ 600	600	
	企業誘致推進事業費	△ 108			△ 108	
	産業用地整備事業費	△ 14,307			△ 14,300	△ 7
小 計	△ 16,010		△ 600	△ 14,300	△ 1,110	
土木費	土 木 総 務 費	△ 300			△ 300	
	急傾斜地崩壊対策事業費	△ 2,200		△ 2,000	△ 200	
	排水機樋門管理費	△ 1,150			△ 1,150	
	道路維持事業費	△ 9,000		△ 8,800	△ 200	
	栃本太田線道路改良事業費	△ 2,000		△ 1,900	△ 100	
	八条線道路改良事業費	△ 4,000		△ 3,800	△ 200	
	橋りょう長寿命化事業費	43,910	27,720	20,200		△ 4,010
	交通安全施設整備事業費	△ 5,936	△ 2,950			△ 2,986

<普通建設事業>

(単位:千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
土木費	公園施設長寿命化事業費	22,900	16,000	15,200		△ 8,300
	城崎駐車場管理費	△ 500				△ 500
	稲葉川土地区画整理事業費	△ 5,000		△ 3,900		△ 1,100
	住宅管理費		△ 3,692		△ 5,543	9,235
	住宅耐震改修促進事業費	△ 10,223	△ 8,060			△ 2,163
小計		26,501	29,018	15,000	△ 5,543	△ 11,974
消防費	消防装備管理費	△ 176				△ 176
	豊岡消防署消防設備・施設整備事業費	△ 1,487		△ 1,600		113
	城崎分署消防設備・施設整備事業費	△ 900		△ 900		
	消火栓管理費	△ 1,000		△ 1,000		
	出石分署消防設備・施設整備事業費	△ 2,822		△ 2,900		78
	災害対策事業費		△ 8			8
	防災行政無線整備事業費	△ 24,117		△ 24,500		383
小計		△ 30,502	△ 8	△ 30,900		406
教育費	幼保対策事業費	△ 80				△ 80
	学校施設整備事業費(小学校)	△ 59,579	△ 92,001	△ 20,400		52,822
	学校施設整備事業費(中学校)	△ 1,350	△ 20,180	△ 1,400		20,230
	生涯学習サロン整備事業費	△ 2,225	△ 8,020	△ 3,400		9,195
	永楽館管理費	△ 3,464	△ 3,906			442
	但馬国分寺跡整備事業費	△ 371	△ 210			△ 161
	新文化会館整備事業費	△ 2,085		△ 1,900		△ 185
	歴史博物館管理費	△ 16,958	△ 17,904			946
	日本・モンゴル民族博物館管理費	△ 2,645		△ 2,000		△ 645
	植村直己冒険館機能強化事業費		9,200	△ 9,200		
	保健体育総務費	△ 53	△ 82			29
	城崎ポートセンター管理費			△ 200		200
	こうのとりスタジアム管理費			△ 1,600		1,600
	植村直己記念スポーツ公園管理費			△ 600		600
	給食センター管理費		△ 15,341	12,100		3,241
小計		△ 88,810	△ 148,444	△ 28,600		88,234
諸支出金	土地取得費	141			141	
小計		141			141	
合計		△ 203,218	△ 139,219	△ 71,700	△ 46,670	54,371

※今回の補正予算分のみ掲載

# 地方債の内訳

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算計上額
公共事業等債 (充当率90%)	土地改良事業	基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金(蓼川用水路)	1,000
		農地整備事業費負担金(下鶴井地区)	△ 2,000
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	△ 2,000
小計			△ 3,000
学校教育施設等整備事業債 (充当率75%)	公立小学校整備事業	小坂小学校空調整備	△ 9,500
小計			△ 9,500
学校教育施設等整備事業債 (充当率100%)	公立小学校整備事業	豊岡小学校空調整備	15,000
		八条小学校空調整備	7,100
		五荘小学校空調整備	13,600
		豊岡学校給食センター空調整備	7,200
		日高学校給食センター空調整備	4,900
小計			47,800
一般補助施設整備等事業債 (充当率90%)	土地改良事業	蓼川堰補修事業費負担金	△ 800
小計			△ 800
合併特例事業債 (充当率95%)	鉄道交通対策事業	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	△ 3,400
	コウノトリ文化館整備事業	コウノトリ文化館整備	△ 23,700
	土地改良事業	基幹農道整備事業費負担金(北但地区農道橋耐震化)	△ 6,700
		広域営農団地農道整備事業費負担金(北但地区農道橋長寿命化)	11,100
		ふるさと農道整備	△ 1,200
	道路整備事業	道路構造物長寿命化事業	△ 6,000
		栃本太田線整備	△ 1,900
		八条線整備	△ 3,800
		大開一日市線整備	△ 2,800
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	20,200
土地区画整理事業	稲葉川土地区画整理事業	△ 3,900	
社会教育施設整備事業	生涯学習サロン整備	△ 3,400	

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算 計上額
合併特例事業債 (充当率 95%)	保健体育施設整備事業	スポーツトラクター整備	△ 600
小 計			△ 26,100
緊急防災・減災債 (充当率 100%)	消防防災施設整備事業	消防ポンプ自動車整備	△ 900
		高規格救急自動車整備	△ 2,900
		消火栓整備	△ 1,000
		支援車整備	△ 500
		搬送車整備	△ 1,100
	消防防災設備整備事業	デジタル防災行政無線整備	△ 24,500
公立小学校整備事業	非構造部材等耐震化事業	△ 43,400	
小 計			△ 74,300
公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率 90%)	公園整備事業	公園施設長寿命化事業	15,200
	公立小学校整備事業	学校施設長寿命化事業	△ 3,200
	社会教育施設整備事業	新文化会館整備事業	△ 1,900
	保健体育施設整備事業	このとりスタジアム整備	△ 1,600
小 計			8,500
緊急自然災害 防止対策債 (充当率 100%)	治山事業	林地崩壊対策事業	△ 900
小 計			△ 900
辺地対策事業債 (充当率 100%)	社会教育施設整備事業	植村直己冒険館整備	△ 9,200
小 計			△ 9,200
過疎対策事業債 (充当率 100%)	観光施設整備事業	但東シルク温泉やまびこ整備	△ 600
	公立中学校整備事業	但東中学校空調整備	△ 1,400
	社会教育施設整備事業	日本・モンゴル民族博物館整備	△ 2,000
	保健体育施設整備事業	城崎ポートセンター整備	△ 200
小 計			△ 4,200
減 収 補 填 債			238,100
小 計			238,100
合 計			166,400

※今回の補正予算分のみ掲載



第 29 号議案

令和 2 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）

令和 2 年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 121,066 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,848,761 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,401,699	67,732	1,469,431
	1. 国民健康保険税	1,401,699	67,732	1,469,431
3. 国庫支出金		36,600	△20,685	15,915
	2. 国庫補助金	36,600	△20,685	15,915
4. 県支出金		6,573,029	△177,376	6,395,653
	1. 県補助金	6,573,029	△177,376	6,395,653
5. 財産収入		680	22	702
	1. 財産運用収入	680	22	702
6. 繰入金		837,491	△5,659	831,832
	1. 他会計繰入金	657,491	△5,659	651,832
8. 諸収入		19,732	14,900	34,632
	1. 延滞金、加算金及び過料	3,513	2,500	6,013
	4. 雑収入	16,218	12,400	28,618
歳入合計		8,969,827	△121,066	8,848,761

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		140,511	△147	140,364
	1. 総 務 管 理 費	130,190	△147	130,043
2. 保 険 給 付 費		6,150,372	△100,000	6,050,372
	1. 療 養 諸 費	5,299,647	△100,000	5,199,647
8. 保 健 事 業 費		138,394	△23,789	114,605
	1. 保 健 事 業 費	21,703	△413	21,290
	2. 特定健康診査等事業費	116,691	△23,376	93,315
9. 基 金 積 立 金		27,206	△10,953	16,253
	1. 基 金 積 立 金	27,206	△10,953	16,253
11. 諸 支 出 金		61,404	13,823	75,227
	1. 償還金及び還付加算金	51,005	11,500	62,505
	3. 繰 出 金	10,399	2,323	12,722
歳 出 合 計		8,969,827	△121,066	8,848,761



令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(事業勘定)補正予算(第5号)に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,401,699	67,732	1,469,431
3. 国庫支出金	36,600	△20,685	15,915
4. 県支出金	6,573,029	△177,376	6,395,653
5. 財産収入	680	22	702
6. 繰入金	837,491	△5,659	831,832
8. 諸収入	19,732	14,900	34,632
歳入合計	8,969,827	△121,066	8,848,761



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	140,511	△147	140,364
2. 保険給付費	6,150,372	△100,000	6,050,372
3. 国民健康保険事業費納付金	2,431,840	0	2,431,840
8. 保健事業費	138,394	△23,789	114,605
9. 基金積立金	27,206	△10,953	16,253
11. 諸支出金	61,404	13,823	75,227
歳出合計	8,969,827	△121,066	8,848,761

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△147	
△100,000			
△86,384		9,801	76,583
△7,500		△413	△15,876
		22	△10,975
△4,177			18,000
△198,061	0	9,263	67,732

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,400,299	66,932	1,467,231
2. 退職被保険者等国民健康保険税	1,400	800	2,200
計	1,401,699	67,732	1,469,431

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 災害臨時特例補助金	30,000	△20,685	9,315
計	36,600	△20,685	15,915

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,573,029	△177,376	6,395,653
計	6,573,029	△177,376	6,395,653

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	医療給付費分現年課税	39,932	医療給付費 39,932
2.	後期高齢者支援金分現年課税	20,000	後期高齢者支援金 20,000
3.	介護納付金分現年課税	3,000	介護納付金 3,000
4.	医療給付費分滞納繰越	1,000	医療給付費 1,000
5.	後期高齢者支援金分滞納繰越	2,000	後期高齢者支援金 2,000
6.	介護納付金分滞納繰越	1,000	介護納付金 1,000
4.	医療給付費分滞納繰越	500	医療給付費 500
5.	後期高齢者支援金分滞納繰越	100	後期高齢者支援金 100
6.	介護納付金分滞納繰越	200	介護納付金 200

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	災害臨時特例補助金	△20,685	災害臨時特例補助金 △20,685

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	普通交付金	△100,000	普通交付金 △100,000
2.	特別交付金	△77,376	特別調整交付金(豊岡市分) △17,966 都道府県繰入金(2号分) △59,410

## (款) 5. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	680	22	702
計	680	22	702

## (款) 6. 繰入金

## (項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	657,491	△5,659	651,832
計	657,491	△5,659	651,832

## (款) 8. 諸収入

## (項) 1. 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者延滞金	3,500	2,500	6,000
計	3,513	2,500	6,013

## (款) 8. 諸収入

## (項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者第三者納付金	5,000	5,400	10,400
3. 一般被保険者返納金	2,000	7,000	9,000
計	16,218	12,400	28,618

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 利子及び配当金		22	国民健康保険財政調整基金利子 22

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)		△2,184	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) △2,184
2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)		△415	保険基盤安定繰入金(保険者支援分) △415
3. 職員給与費等繰入金		△3,060	職員給与費等繰入金 △3,060

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 延滞金		2,500	保険税滞納延滞金 2,500

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 第三者納付金		5,400	第三者行為納付金 5,400
1. 返納金		7,000	不当利得返納金 7,000

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	130,190	△147	130,043			△147	
計	130,190	△147	130,043			△147	

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者療養給付費	5,254,161	△100,000	5,154,161	△100,000			
計	5,299,647	△100,000	5,199,647	△100,000			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者医療給付費分	1,673,410	0	1,673,410	△75,392		9,801	65,591
計	1,673,410	0	1,673,410	△75,392		9,801	65,591

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 2. 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	558,921	0	558,921	△8,413			8,413

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	△168	人件費 △147 住居手当 △79
4. 共済費	20	通勤手当 △89 共済組合負担金 △45
18. 負担金、補助及び交付金	1	健保、厚生年金保険料 65 負担金 1 退職手当組合 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△100,000	保険給付事業費 【市民課】 △100,000 療養給付費 △100,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## (款) 3. 国民健康保険事業費納付金

## (項) 2. 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	558,921	0	558,921	△8,413			8,413

## (款) 3. 国民健康保険事業費納付金

## (項) 3. 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護納付金分	199,509	0	199,509	△2,579			2,579
計	199,509	0	199,509	△2,579			2,579

## (款) 8. 保健事業費

## (項) 1. 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生普及費	21,703	△413	21,290			△413	
計	21,703	△413	21,290			△413	

## (款) 8. 保健事業費

## (項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定健康診査等事業費	116,691	△23,376	93,315	△7,500			△15,876

国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△286	人件費 △413 会計年度任用職員報酬 △286
4. 共済費	△127	パートタイム職員 △286 健保、厚生年金保険料 △127

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△34	人件費 △68 会計年度任用職員報酬 △34
4. 共済費	△34	パートタイム職員 △34 共済組合負担金 △13
12. 委託料	△23,308	健保、厚生年金保険料 △21 特定健康診査事業費 【健康増進課】 △15,808 業務委託料 △15,808 特定健康診査業務 特定保健指導事業費 【健康増進課】 △7,500 事業委託料 △7,500

## (款) 8. 保健事業費

## (項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(特定健康診査等事業費)							
計	116,691	△23,376	93,315	△7,500			△15,876

## (款) 9. 基金積立金

## (項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	27,206	△10,953	16,253			22	△10,975
計	27,206	△10,953	16,253			22	△10,975

## (款) 11. 諸支出金

## (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者保険税還付金	19,500	△6,000	13,500	△6,000			
2. 退職被保険者等保険税還付金	800	△500	300	△500			
3. 償還金	30,305	18,000	48,305				18,000
計	51,005	11,500	62,505	△6,500			18,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		特定保健指導事業

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	△10,953	基金積立金 【市民課】 国民健康保険財政調整基金積立金 国民健康保険財政調整基金積立金 (利子)
		△10,953 △10,975 22

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引	△6,000	還付金 【税務課】 還付金 保険税過年度過誤納還付金
		△6,000 △6,000 △6,000
22. 償還金、利子及び割引	△500	還付金 【税務課】 還付金 保険税過年度過誤納還付金
		△500 △500 △500
22. 償還金、利子及び割引	18,000	返納金 【市民課】 償還金 保険給付費等交付金償還金
		18,000 18,000 18,000

## (款) 11. 諸支出金

## (項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 繰出金	10,399	2,323	12,722	2,323			
計	10,399	2,323	12,722	2,323			

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
27. 繰出金	2,323	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【市民課】 2,323 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 2,323

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 ) 17	16,946	61,491	37,027	115,464	23,052	138,516	
補正前	( 11 ) 17	17,266	61,491	37,195	115,952	23,193	139,145	
比 較	( 0 ) 0	△ 320	0	△ 168	△ 488	△ 141	△ 629	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	816	1,535	2,290		
	補正前	816	1,614	2,379		
	比 較	0	△ 79	△ 89		
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,333			574	
	補正前	3,333			574	
	比 較	0			0	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	17,712	10,227	540		
	補正前	17,712	10,227	540		
	比 較	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 17		61,491	32,860	94,351	19,766	114,117	
補正前	( ) 17		61,491	33,028	94,519	19,824	114,343	
比 較	( ) 0		0	△ 168	△ 168	△ 58	△ 226	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	816	1,535	1,656		
	補正前	816	1,614	1,745		
	比 較	0	△ 79	△ 89		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,333			574	
	補正前	3,333			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	14,179	10,227	540		
	補正前	14,179	10,227	540		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 )	16,946		4,167	21,113	3,286	24,399	
補正前	( 11 )	17,266		4,167	21,433	3,369	24,802	
比 較	( 0 )	△ 320		0	△ 320	△ 83	△ 403	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			634		
	補正前			634		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,533				
	補正前	3,533				
	比 較	0				

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	△ 168	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 168	扶養手当 千円 住居手当 △ 79 千円 通勤手当 △ 89 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

## オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	( ) 2.25	( ) 2.20	( ) 4.45	有	
補正前	( ) 2.25	( ) 2.25	( ) 4.5	有	
比 較	( ) 0	( ) △0.05	( ) △0.05	有	

第 30 号議案

令和 2 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第 3 号）

令和 2 年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,496 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 85,538 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		67,616	△7,011	60,605
	1. 外来収入	66,140	△7,211	58,929
	2. その他診療収入	1,476	200	1,676
2. 使用料及び手数料		624	△110	514
	1. 使用料	48	△10	38
	2. 手数料	576	△100	476
5. 繰入金		14,058	4,705	18,763
	1. 他会計繰入金	14,058	4,705	18,763
7. 諸収入		1,466	△1,330	136
	2. 雑収入	1,466	△1,330	136
91. 県支出金		0	1,250	1,250
	1. 県補助金	0	1,250	1,250
歳入合計		88,034	△2,496	85,538

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		45,583	△1,596	43,987
	1. 総務管理費	45,583	△1,596	43,987
2. 医療費		37,402	△900	36,502
	1. 医療費	37,402	△900	36,502
歳出合計		88,034	△2,496	85,538



令和 2 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(直診勘定)補正予算 (第 3 号) に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	67,616	△7,011	60,605
2. 使用料及び手数料	624	△110	514
5. 繰入金	14,058	4,705	18,763
7. 諸収入	1,466	△1,330	136
91. 県支出金	0	1,250	1,250
歳入合計	88,034	△2,496	85,538



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	45,583	△1,596	43,987
2. 医療費	37,402	△900	36,502
歳出合計	88,034	△2,496	85,538

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
786		△976	△1,406
464		△464	△900
1,250	0	△1,440	△2,306

2. 歳 入

(款) 1. 診療収入

(項) 1. 外来収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険診療報酬収入	9,264	△1,700	7,564
2. 社会保険診療報酬収入	5,136	△1,200	3,936
3. 後期高齢者診療報酬収入	40,646	△2,500	38,146
4. 介護保険報酬収入	1	△1	0
5. 一部負担金収入	10,037	△1,800	8,237
6. その他診療報酬収入	1,056	△10	1,046
計	66,140	△7,211	58,929

(款) 1. 診療収入

(項) 2. その他診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. その他診療収入	1,476	200	1,676
計	1,476	200	1,676

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
1. 使 用 料	48	△10	38
計	48	△10	38

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 手 数 料	576	△100	476
計	576	△100	476

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△1,700	診療報酬収入 △1,700
1. 現年度分		△1,200	診療報酬収入 △1,200
1. 現年度分		△2,500	診療報酬収入 △2,500
1. 現年度分		△1	介護保険報酬収入 △1
1. 現年度分		△1,800	一部負担金収入 △1,800
1. 現年度分		△10	その他診療報酬収入 △10

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		200	予防接種料収入 200

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 使用料		△10	自動車使用料 △10

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 手数料		△100	診断書等文書料 △100

## (款) 5. 繰入金

## (項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	12,558	2,382	14,940
2. 事業勘定繰入金	1,500	2,323	3,823
計	14,058	4,705	18,763

## (款) 7. 諸収入

## (項) 2. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 雑入	1,466	△1,330	136
計	1,466	△1,330	136

## (款) 91. 県支出金

## (項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	0	1,250	1,250
計	0	1,250	1,250

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		2,382	一般会計繰入金 2,382
1. 事業勘定繰入金		2,323	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰入金 2,323

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入		△1,330	投薬容器代 △80 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 △250 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 △1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 県補助金		1,250	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 1,000 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 250

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	45,583	△1,596	43,987	786		△976	△1,406
計	45,583	△1,596	43,987	786		△976	△1,406

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 医療用消耗器材費	3,653	0	3,653	200		△200	
2. 医療用衛生材料費	30,000	△1,000	29,000				△1,000
3. 医療用機械器具費	3,749	100	3,849	264		△264	100
計	37,402	△900	36,502	464		△464	△900

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△421	人件費	△796
			一般職給	△421
3. 職員手当等		△128	会計年度任用職員 通勤手当	△421 △24
4. 共済費		△230	期末手当	△104
			共済組合負担金	△47
18. 負担金、補助及び交付金		△817	健保、厚生年金保険料 負担金	△183 △17
			退職手当組合	△17
			一般管理費 【健康増進課】 負担金	△800 △800
			公立豊岡病院組合医師派遣費	△800

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			財源更正	
10. 需用費		△1,000	医療用衛生材料費 【健康増進課】 医薬材料費	△1,000 △1,000
13. 使用料及び賃借料		100	医療用機械器具費 【健康増進課】 機器借上料	100 100

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 5 )		14,729	14,500	29,229	3,095	32,324	
補正前	( 5 )		15,150	14,628	29,778	3,325	33,103	
比 較	( 0 )		△ 421	△ 128	△ 549	△ 230	△ 779	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	78		328	456	8,384
	補正前	78		352	456	8,384
	比 較	0		△ 24	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	315			755	
	補正前	315			755	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,060	1,124			
	補正前	3,164	1,124			
	比 較	△ 104	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 )		6,457	12,641	19,098	1,143	20,241	
補正前	( 1 )		6,457	12,667	19,124	1,143	20,267	
比 較	( 0 )		0	△ 26	△ 26	0	△ 26	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	78			456	8,384
	補正前	78			456	8,384
	比 較	0			0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	315			755	
	補正前	315			755	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,529	1,124			
	補正前	1,555	1,124			
	比 較	△ 26	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 4 )		8,272	1,859	10,131	1,952	12,083	
補正前	( 4 )		8,693	1,961	10,654	2,182	12,836	
比 較	( 0 )		△ 421	△ 102	△ 523	△ 230	△ 753	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			328		
	補正前			352		
	比 較			△ 24		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,531				
	補正前	1,609				
	比 較	△ 78				

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	△ 421	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	△ 421	職員の変動によるもの	△ 421 千円	
職員手当	△ 128	制度改正に伴う増減分	△ 26	期末手当の減額分	△ 26 千円	期末手当(12月) 0.05月分減
		その他の増減分	△ 102	扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 管理職手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	千円 千円 △ 24 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 △ 78 千円 千円 千円	

## オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( 2.25 )	( 2.20 )	( 4.45 )	有	
補正前	( 2.25 )	( 2.25 )	( 4.50 )	有	
比 較	( 0 )	( △0.05 )	( △0.05 )	有	

第 31 号議案

令和 2 年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 2 年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,788 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,319,098 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料		938,589	14,508	953,097
	1. 後期高齢者医療保険料	938,589	14,508	953,097
4. 繰 入 金		336,177	△7,770	328,407
	1. 一般会計繰入金	336,177	△7,770	328,407
6. 諸 収 入		9,539	50	9,589
	1. 延滞金、加算金及び過料	11	50	61
歳 入 合 計		1,312,310	6,788	1,319,098

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		33,204	△22	33,182
	1. 総 務 管 理 費	30,403	△22	30,381
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		1,267,682	6,810	1,274,492
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	1,267,682	6,810	1,274,492
歳 出	合 計	1,312,310	6,788	1,319,098



令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第3号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料	938,589	14,508	953,097
4. 繰 入 金	336,177	△7,770	328,407
6. 諸 収 入	9,539	50	9,589
歳 入 合 計	1,312,310	6,788	1,319,098



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	33,204	△22	33,182
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,267,682	6,810	1,274,492
歳出合計	1,312,310	6,788	1,319,098

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△22	
		△7,698	14,508
0	0	△7,720	14,508

2. 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	589,077	68,222	657,299
2. 普通徴収保険料	349,512	△53,714	295,798
計	938,589	14,508	953,097

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 保険基盤安定繰入金	303,738	△7,748	295,990
3. その他一般会計繰入金	13,036	△22	13,014
計	336,177	△7,770	328,407

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1. 延滞金	10	50	60
計	11	50	61

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	68,222	現年度分特別徴収保険料	68,222
1. 現年度分	△54,514	現年度分普通徴収保険料	△54,514
2. 滞納繰越分	800	滞納繰越分普通徴収保険料	800

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 保険基盤安定繰入金	△7,748	保険基盤安定繰入金	△7,748
1. 職員給与費等繰入金	△22	職員給与費等繰入金	△22

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 延滞金	50	保険料滞納延滞金	50

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	30,403	△22	30,381			△22	
計	30,403	△22	30,381			△22	

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,267,682	6,810	1,274,492			△7,698	14,508
計	1,267,682	6,810	1,274,492			△7,698	14,508

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
3. 職員手当等		△22	人件費 期末手当	△22 △22

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
18. 負担金、補助及び交付金		6,810	後期高齢者医療広域連合納付金 【市民課】 納付金 納付金	6,810 6,810 6,810

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 2 )	2,014	5,246	2,999	10,259	1,928	12,187	
補正前	( 1 2 )	2,014	5,246	3,021	10,281	1,928	12,209	
比 較	( 0 0 )	0	0	△ 22	△ 22	0	△ 22	

( )内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			154		3
	補正前			154		3
	比 較			0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	773				
	補正前	773				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,371	698			
	補正前	1,393	698			
	比 較	△ 22	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 2 )		5,246	2,437	7,683	1,499	9,182	
補正前	( 2 )		5,246	2,459	7,705	1,499	9,204	
比 較	( 0 )		0	△ 22	△ 22	0	△ 22	

( )内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			29		3
	補正前			29		3
	比 較			0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	773				
	補正前	773				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	934	698			
	補正前	956	698			
	比 較	△ 22	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 1 )	2,014		562	2,576	429	3,005	
補 正 前	( 1 )	2,014		562	2,576	429	3,005	
比 較	( 0 )	0		0	0	0	0	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			125		
	補 正 前			125		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	437				
	補 正 前	437				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	△ 22	制度改正に伴う増減分	△ 22	期末手当の減額分 △ 22 千円	期末手当(12月) 0.05月分減
		その他の増減分	0	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( 2.25 )	( 2.20 )	( 4.45 )	有	
補正前	( 2.25 )	( 2.25 )	( 4.50 )	有	
比 較	( 0 )	( $\Delta 0.05$ )	( $\Delta 0.05$ )	有	

令和 2 年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

令和 2 年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 156,275 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,305,943 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料		1,802,295	20,000	1,822,295
	1. 介 護 保 険 料	1,802,295	20,000	1,822,295
3. 国 庫 支 出 金		2,438,451	△65,762	2,372,689
	1. 国 庫 負 担 金	1,646,158	△80,730	1,565,428
	2. 国 庫 補 助 金	792,293	14,968	807,261
4. 支 払 基 金 交 付 金		2,573,571	△147,398	2,426,173
	1. 支 払 基 金 交 付 金	2,573,571	△147,398	2,426,173
5. 県 支 出 金		1,401,782	△21,701	1,380,081
	1. 県 負 担 金	1,317,519	△19,388	1,298,131
	2. 県 補 助 金	84,263	△2,313	81,950
7. 繰 入 金		1,794,078	59,815	1,853,893
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,637,767	△11,515	1,626,252
	2. 基 金 繰 入 金	156,311	71,330	227,641
9. 諸 収 入		12,710	△1,229	11,481
	3. 雑 入	12,697	△1,229	11,468
歳 入 合 計		10,462,218	△156,275	10,305,943

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		301,587	△7,120	294,467
	1. 総務管理費	253,031	△2,207	250,824
	3. 介護認定審査会費	42,988	△4,913	38,075
2. 保険給付費		9,119,011	△150,000	8,969,011
	1. 介護サービス等諸費	8,330,285	△150,000	8,180,285
3. 地域支援事業費		581,369	845	582,214
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	341,969	5,169	347,138
	2. 一般介護予防事業費	32,415	△2,471	29,944
	3. 包括的支援事業・任意事業	205,949	△1,853	204,096
歳 出 合 計		10,462,218	△156,275	10,305,943



令和 2 年度豊岡市介護保険事業特別会計  
補正予算（第 4 号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料	1,802,295	20,000	1,822,295
3. 国 庫 支 出 金	2,438,451	△65,762	2,372,689
4. 支 払 基 金 交 付 金	2,573,571	△147,398	2,426,173
5. 県 支 出 金	1,401,782	△21,701	1,380,081
7. 繰 入 金	1,794,078	59,815	1,853,893
9. 諸 収 入	12,710	△1,229	11,481
歳 入 合 計	10,462,218	△156,275	10,305,943



(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	301,587	△7,120	294,467
2. 保 険 給 付 費	9,119,011	△150,000	8,969,011
3. 地 域 支 援 事 業 費	581,369	845	582,214
歳 出 合 計	10,462,218	△156,275	10,305,943

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
20		△7,140	
△113,792		△94,725	58,517
26,309		13,053	△38,517
△87,463	0	△88,812	20,000

2. 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 第1号被保険者保険料	1,802,295	20,000	1,822,295
計	1,802,295	20,000	1,822,295

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	1,646,158	△80,730	1,565,428
計	1,646,158	△80,730	1,565,428

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 調整交付金	611,292	△13,674	597,618
2. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	102,020	△564	101,456
3. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	74,064	△4,103	69,961
4. 介護保険事業費補助金	1,637	20	1,657
5. 保険者機能強化推進交付金	0	16,152	16,152
7. 介護保険保険者努力支援交付金	0	17,137	17,137
計	792,293	14,968	807,261

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費交付金	2,471,551	△146,834	2,324,717

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分特別徴収保険料	20,000	第1号被保険者介護保険料	20,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	△80,730	介護給付費負担金	△80,730

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	△13,674	普通調整交付金	△13,674
1. 現年度分	△564	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	△564
1. 現年度分	△4,103	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	△4,103
1. 介護保険事業費補助金	20	介護保険事業費補助金	20
1. 保険者機能強化推進交付金	16,152	保険者機能強化推進交付金	16,152
1. 介護保険保険者努力支援交付金	17,137	介護保険保険者努力支援交付金	17,137

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	△146,834	介護給付費交付金	△146,834

## (款) 4. 支払基金交付金

## (項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業支援交付金	102,020	△564	101,456
計	2,573,571	△147,398	2,426,173

## (款) 5. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	1,317,519	△19,388	1,298,131
計	1,317,519	△19,388	1,298,131

## (款) 5. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	47,231	△261	46,970
2. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	37,032	△2,052	34,980
計	84,263	△2,313	81,950

## (款) 7. 繰入金

## (項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費繰入金	1,139,876	△18,752	1,121,124
2. 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	42,553	5,479	48,032
3. 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	40,726	7,049	47,775
4. 低所得者保険料軽減繰入金	110,256	1,849	112,105
5. その他一般会計繰入金	304,356	△7,140	297,216

介護保険事業特別会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△564	地域支援事業交付金 △564

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△19,388	介護給付費負担金 △19,388

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△261	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業) △261
1. 現年度分		△2,052	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) △2,052

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△18,752	介護給付費繰入金 △18,752
1. 現年度分		5,479	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業) 5,479
1. 現年度分		7,049	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業) 7,049
1. 現年度分		1,849	低所得者保険料軽減繰入金 1,849
1. 職員給与費等繰入金		△385	職員給与費等繰入金 △385
2. 事務費繰入金		△6,755	事務費繰入金 △6,755

## (款) 7. 繰入金

## (項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
計	1,637,767	△11,515	1,626,252

## (款) 7. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費準備基金繰入金	156,311	71,330	227,641
計	156,311	71,330	227,641

## (款) 9. 諸収入

## (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
2. 返納金	1	15	16
3. 雑入	12,695	△1,244	11,451
計	12,697	△1,229	11,468

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 介護給付費準備基金繰入金	71,330	介護給付費準備基金繰入金 71,330

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 返納金	15	不当利得返納金 15
1. 雑入	△1,244	返納金 △292 参加者負担金 △952

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	252,331	△2,207	250,124	20		△2,227	
計	253,031	△2,207	250,824	20		△2,227	

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護認定審査会費	13,086	△733	12,353			△733	
2. 認定調査等費	29,902	△4,180	25,722			△4,180	
計	42,988	△4,913	38,075			△4,913	

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 居宅介護サービス給付費	3,284,360	△90,500	3,193,860	△59,787		△50,319	19,606
2. 特例居宅介護サービス給付費	1	0	1			△1	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△124	人件費	△385
4. 共	済	△261	会計年度任用職員報酬	△124
	費		パートタイム職員	△124
12. 委	託	△1,822	共済組合負担金	△50
	料		健保、厚生年金保険料	△211
			一般管理費 【高年介護課】	△1,822
			業務委託料	△1,822
			老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業務	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△180	人件費	△180
7. 報	償	△553	委員報酬	△180
	費		介護認定審査会委員	△180
			介護認定審査会費 【高年介護課】	△553
			報償金	△553
10. 需	用	△300	認定調査等費 【高年介護課】	△4,180
	費		燃料費	△300
11. 役	務	△3,780	通信運搬費	△380
	費		手数料	△3,400
12. 委	託	△100	業務委託料	△100
	料		訪問調査業務	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付	金	△90,500	保険給付事業費 【高年介護課】	△90,500
			給付金	△90,500
			保険給付費	△90,500
			財源更正	

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 地域密着型介護サービス給付費	1,824,027	△90,000	1,734,027	△48,884		△44,076	2,960
5. 施設介護サービス給付費	2,816,866	30,500	2,847,366	1,953		2,912	25,635
7. 居宅介護福祉用具購入費	8,638	0	8,638	△69		△30	99
8. 居宅介護住宅改修費	24,675	0	24,675	△193		△87	280
9. 居宅介護サービス計画給付費	371,718	0	371,718	△2,909		△1,302	4,211
計	8,330,285	△150,000	8,180,285	△109,889		△92,903	52,792

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 2. 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護予防サービス給付費	148,135	0	148,135	△1,160		△518	1,678
2. 特例介護予防サービス給付費	1	0	1			△1	1
3. 地域密着型介護予防サービス給付費	15,322	0	15,322	△118		△55	173
5. 介護予防福祉用具購入費	4,816	0	4,816	△38		△17	55
6. 介護予防住宅改修費	15,449	0	15,449	△120		△53	173
7. 介護予防サービス計画給付費	36,265	0	36,265	△283		△126	409
8. 特例介護予防サービス計画給付費	1	0	1			△1	1
計	219,989	0	219,989	△1,719		△771	2,490

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金	△90,000	保険給付事業費 【高年介護課】	△90,000	
		給付金	△90,000	
		保険給付費	△90,000	
18. 負担金、補助及び交付金	30,500	保険給付事業費 【高年介護課】	30,500	
		給付金	30,500	
		保険給付費	30,500	
		財源更正		
		財源更正		
		財源更正		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
		財源更正		

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 3. その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 審査支払手数料	6,437	0	6,437	△50		△21	71
計	6,437	0	6,437	△50		△21	71

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 4. 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 高額介護サービス費	171,828	0	171,828	△1,345		△587	1,932
2. 高額介護予防サービス費	172	0	172	△1		△2	3
計	172,000	0	172,000	△1,346		△589	1,935

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 5. 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 高額医療合算介護サービス費	23,295	0	23,295	664		840	△1,504
計	23,300	0	23,300	664		840	△1,504

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 7. 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定入所者介護サービス費	366,779	0	366,779	△1,522		△1,360	2,882
3. 特定入所者介護予防サービス費	221	0	221	70		79	△149

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 7. 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	367,000	0	367,000	△1,452		△1,281	2,733

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	305,891	5,169	311,060	21,248		3,422	△19,501
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	36,078	0	36,078	1,311		1,075	△2,386
計	341,969	5,169	347,138	22,559		4,497	△21,887

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般介護予防事業費	32,415	△2,471	29,944	△430		1,232	△3,273

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
11. 役 務 費	△200	予防給付基準訪問介護事業費 【高年介護課】 3,487 給付金 3,487
12. 委 託 料	△6,061	事業支給費 3,487 予防給付基準通所介護事業費 【高年介護課】 7,943
18. 負担金、補助及び交 付 金	11,430	給付金 7,943 事業支給費 7,943 支え合い通所介護事業費 【高年介護課】 △3,454 事業委託料 △3,454 支え合い通所介護事業 通所型介護予防事業費 【高年介護課】 △200 手数料 △200 支え合い生活支援サービス事業費 【高年介護課】 △2,607 事業委託料 △2,607 支え合い生活支援サービス事業
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報 酬	△800	人件費 △856 会計年度任用職員報酬 △800
4. 共 済 費	△56	歯科衛生士 △100 指導員 △500
7. 報 償 費	△320	栄養士 △200 健保、厚生年金保険料 △56
8. 旅 費	△305	介護予防普及啓発事業費 【健康増進課】 △70 報償金 △50
10. 需 用 費	△510	普通旅費 △18 負担金 △2
11. 役 務 費	△466	会議等出席 △2

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(一般介護予防事業費)							
計	32,415	△2,471	29,944	△430		1,232	△3,273

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 任意事業費	37,611	△920	36,691	471		△442	△949
5. 在宅医療・介護連携推進事業費	3,029	△663	2,366	△238		△136	△289
6. 生活支援体制整備事業費	25,978	△50	25,928	△901		3,031	△2,180
7. 認知症総合支援事業費	14,241	△159	14,082	851		△147	△863
9. 地域ケア会議推進事業費	5,905	△48	5,857	△3,326		4,432	△1,154

介護保険事業特別会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
13. 使用料及び賃借料		△12	認知症予防事業費 【高年介護課】	△186
			報償金	△70
18. 負担金、補助及び交付金		△2	費用弁償	△51
			普通旅費	△43
			消耗品費	△10
			通行料	△12
			地域介護予防活動支援事業費 【健康増進課】	△1,359
			報償金	△200
			費用弁償	△193
			消耗品費	△500
			手数料	△466

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅費		△380	家族介護支援事業費 【高年介護課】	△440
			事業委託料	△440
11. 役務費		△200	家族介護支援事業	
12. 委託料		△440	家族介護用品支給事業費 【高年介護課】	200
			家族介護用品給付費	200
18. 負担金、補助及び交付金		△100	成年後見制度利用支援事業費 【高年介護課】	△200
			手数料	△200
			介護相談員派遣事業費 【高年介護課】	△480
			費用弁償	△282
19. 扶助費		200	普通旅費	△98
			負担金	△100
			介護相談員研修	△100
7. 報償費		△464	在宅医療・介護連携推進事業費 【高年介護課】	△663
			報償金	△464
8. 旅費		△88	費用弁償	△51
			普通旅費	△37
10. 需用費		△111	消耗品費	△12
			印刷製本費	△99
8. 旅費		△50	生活支援体制整備事業費 【高年介護課】	△50
			普通旅費	△50
8. 旅費		△159	認知症地域支援推進員等設置事業費 【高年介護課】	△159
			普通旅費	△159
8. 旅費		△36	地域ケア会議推進事業費 【高年介護課】	△48
			普通旅費	△36
13. 使用料及び賃借料		△12	通行料	△12

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. 地域包括支援センター運営事業費	119,185	△13	119,172	7,293		581	△7,887
計	205,949	△1,853	204,096	4,150		7,319	△13,322

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 4. その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 審査支払手数料	1,036	0	1,036	30		5	△35
計	1,036	0	1,036	30		5	△35

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
8. 旅	費	△13	地域包括支援センター運営事業費 【高年介護課】 普通旅費
			△13 △13

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			財源更正

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	41	11,052			11,052		11,052	
	計	41	11,052			11,052		11,052	
補正前	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	56	11,232			11,232		11,232	
	計	56	11,232			11,232		11,232	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	△ 15	△ 180			△ 180		△ 180	
	計	△ 15	△ 180			△ 180		△ 180	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)					
補正後	( 76 ) 20	77,622	75,607	61,621	214,850	39,241	254,091		
補正前	( 76 ) 20	78,546	75,607	61,621	215,774	39,558	255,332		
比 較	( 0 ) 0	△ 924	0	0	△ 924	△ 317	△ 1,241		

( )内は、短時間勤務職員

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)					
補正後	( ) 20		75,607	43,237	118,844	24,281	143,125		
補正前	( ) 20		75,607	43,237	118,844	24,331	143,175		
比 較	( ) 0		0	0	0	△ 50	△ 50		

( )内は、短時間勤務職員

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 76 )	77,622		18,384	96,006	14,960	110,966	
補 正 前	( 76 )	78,546		18,384	96,930	15,227	112,157	
比 較	( 0 )	△ 924		0	△ 924	△ 267	△ 1,191	

( ) 内は、短時間勤務職員

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	( ) 2.25	( ) 2.20	( ) 4.45	有	
補 正 前	( ) 2.25	( ) 2.25	( ) 4.50	有	
比 較	( ) 0	( ) △0.05	( ) △0.05	有	



令和 2 年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第 5 号)

令和 2 年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,164 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 298,560 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入		26,292	△4,363	21,929
	1. 診療収入	16,369	△13,461	2,908
	4. 繰入金	8,735	9,098	17,833
	6. 諸収入	1,157	△1,150	7
	7. 県支出金	0	1,150	1,150
2. 森本診療所収入		94,344	△3,117	91,227
	1. 診療収入	57,320	△14,800	42,520
	4. 繰入金	31,234	11,810	43,044
	6. 諸収入	1,255	△1,250	5
	8. 県支出金	2,007	1,223	3,230
	9. 市債	2,000	△100	1,900
3. 神鍋診療所収入		85,127	△1,123	84,004
	1. 診療収入	60,840	△7,700	53,140
	4. 繰入金	19,607	6,632	26,239
	6. 諸収入	1,306	△1,300	6
	8. 県支出金	2,090	1,245	3,335
4. 高橋診療所収入		71,819	△2,687	69,132
	1. 診療収入	38,400	△4,700	33,700
	3. 県支出金	0	2,200	2,200
	4. 繰入金	29,615	1,313	30,928
	6. 諸収入	1,516	△1,200	316
	7. 市債	2,000	△300	1,700
5. 但東歯科診療所収入		16,444	△874	15,570
	1. 診療収入	8,830	60	8,890
	4. 繰入金	6,418	△874	5,544
	6. 諸収入	1,196	△1,160	36
	7. 県支出金	0	1,100	1,100
歳入合計		310,724	△12,164	298,560

診療所事業特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費		26,192	△4,363	21,829
	1. 総 務 費	20,309	△363	19,946
	2. 医 業 費	5,846	△4,000	1,846
2. 森本診療所費		94,244	△3,117	91,127
	1. 総 務 費	51,521	△117	51,404
	2. 医 業 費	40,980	△3,000	37,980
3. 神鍋診療所費		85,027	△1,123	83,904
	1. 総 務 費	47,589	△123	47,466
	2. 医 業 費	37,438	△1,000	36,438
4. 高橋診療所費		71,719	△2,687	69,032
	1. 総 務 費	43,035	△687	42,348
	2. 医 業 費	27,563	△2,000	25,563
5. 但東歯科診療所費		16,344	△874	15,470
	1. 総 務 費	8,765	△332	8,433
	2. 医 業 費	7,579	△542	7,037
歳 出	合 計	310,724	△12,164	298,560

## 第 2 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
診 療 所 整 備 事 業 費	4,900	4,500
〔森本診療所医療用機械器具〕	〔2,000〕	〔1,900〕
〔高橋診療所往診用車両〕	〔2,000〕	〔1,700〕
計	4,900	4,500

令和 2 年度豊岡市診療所事業特別会計  
補正予算（第 5 号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入	26,292	△4,363	21,929
2. 森本診療所収入	94,344	△3,117	91,227
3. 神鍋診療所収入	85,127	△1,123	84,004
4. 高橋診療所収入	71,819	△2,687	69,132
5. 但東歯科診療所収入	16,444	△874	15,570
歳入合計	310,724	△12,164	298,560



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所費	26,192	△4,363	21,829
2. 森本診療所費	94,244	△3,117	91,127
3. 神鍋診療所費	85,027	△1,123	83,904
4. 高橋診療所費	71,719	△2,687	69,032
5. 但東歯科診療所費	16,344	△874	15,470
歳出合計	310,724	△12,164	298,560

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,150		△1,150	△4,363
1,223	△100	△1,250	△2,990
1,245		△1,300	△1,068
2,200	△300	△1,200	△3,387
1,100		△1,160	△814
6,918	△400	△6,060	△12,622

2. 歳 入

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	16,369	△13,461	2,908
計	16,369	△13,461	2,908

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	8,735	9,098	17,833
計	8,735	9,098	17,833

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑 入	1,157	△1,150	7
計	1,157	△1,150	7

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 7. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県 補 助 金	0	1,150	1,150
計	0	1,150	1,150

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	国民健康保険診療報酬収入	△2,845	現年度分	△2,845
2.	社会保険診療報酬収入	△8,032	現年度分	△8,032
3.	後期高齢者診療報酬収入	△140	現年度分	△140
4.	一部負担金収入	△2,444	現年度分	△2,444

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	一般会計繰入金	9,098	一般会計繰入金	9,098

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	雑入	△1,150	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	△150 △1,000

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	県補助金	1,150	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	150 1,000

## (款) 2. 森本診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	57,320	△14,800	42,520
計	57,320	△14,800	42,520

## (款) 2. 森本診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	31,234	11,810	43,044
計	31,234	11,810	43,044

## (款) 2. 森本診療所収入

## (項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑 入	1,255	△1,250	5
計	1,255	△1,250	5

## (款) 2. 森本診療所収入

## (項) 8. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県 補 助 金	2,007	1,223	3,230
計	2,007	1,223	3,230

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 国民健康保険診療報酬収入		△1,800	現年度分 △1,800
2. 社会保険診療報酬収入		△300	現年度分 △300
3. 後期高齢者診療報酬収入		△11,000	現年度分 △11,000
4. 一部負担金収入		△1,700	現年度分 △1,700

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		11,810	一般会計繰入金 11,810

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入		△1,250	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 △250 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 △1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 医業費補助金		△27	医療施設等設備整備費補助金 △27
2. 県補助金		1,250	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 250 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 1,000

## (款) 2. 森本診療所収入

## (項) 9. 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 医業債	2,000	△100	1,900
計	2,000	△100	1,900

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	60,840	△7,700	53,140
計	60,840	△7,700	53,140

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	19,607	6,632	26,239
計	19,607	6,632	26,239

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	1,306	△1,300	6
計	1,306	△1,300	6

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1. 医業債		△100	診療所整備事業債 医療用機械器具	△100 △100

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1. 国民健康保険診療報酬収入		△1,200	現年度分	△1,200
2. 社会保険診療報酬収入		△1,100	現年度分	△1,100
3. 後期高齢者診療報酬収入		△3,600	現年度分	△3,600
4. 一部負担金収入		△1,800	現年度分	△1,800

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1. 一般会計繰入金		6,632	一般会計繰入金	6,632

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1. 雑入		△1,300	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	△300 △1,000

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 8. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	2,090	1,245	3,335
計	2,090	1,245	3,335

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	38,400	△4,700	33,700
計	38,400	△4,700	33,700

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 3. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	0	2,200	2,200
計	0	2,200	2,200

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	29,615	1,313	30,928

診療所事業特別会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 医 業 費 補 助 金	△55	医療施設等設備整備費補助金	△55
2. 県 補 助 金	1,300	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	300 1,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 国民健康保険診療報酬収入	300	現年度分	300
2. 社会保険診療報酬収入	300	現年度分	300
3. 後期高齢者診療報酬収入	△5,000	現年度分	△5,000
4. 一部負担金収入	△1,300	現年度分	△1,300
5. その他診療報酬収入	1,000	現年度分	1,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 医療施設運営費等補助金	1,000	へき地診療所運営費補助金	1,000
3. 県 補 助 金	1,200	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	200 1,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 一般会計繰入金	1,313	一般会計繰入金	1,313

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
計	29,615	1,313	30,928

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑 入	1,516	△1,200	316
計	1,516	△1,200	316

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 7. 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 医 業 債	2,000	△300	1,700
計	2,000	△300	1,700

## (款) 5. 但東歯科診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	8,830	60	8,890
計	8,830	60	8,890

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	△1,200	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 △200 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 △1,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 医療債	△300	診療所整備事業債 △300 往診用車両 △300

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 国民健康保険診療報酬収入	1,050	現年度分 1,050
2. 社会保険診療報酬収入	△700	現年度分 △700
3. 後期高齢者診療報酬収入	△500	現年度分 △500
4. 一部負担金収入	120	現年度分 120
5. その他診療報酬収入	90	現年度分 90

## (款) 5. 但東齒科診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	6,418	△874	5,544
計	6,418	△874	5,544

## (款) 5. 但東齒科診療所収入

## (項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	1,196	△1,160	36
計	1,196	△1,160	36

## (款) 5. 但東齒科診療所収入

## (項) 7. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	0	1,100	1,100
計	0	1,100	1,100

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	一般会計繰入金	△874	一般会計繰入金	△874

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	雑入	△1,160	衛生材料等 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	△60 △100 △1,000

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	県補助金	1,100	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	100 1,000

3 歳 出

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	20,309	△363	19,946				△363
計	20,309	△363	19,946				△363

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	5,846	△4,000	1,846				△4,000
計	5,846	△4,000	1,846				△4,000

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	51,521	△117	51,404	793		△793	△117
計	51,521	△117	51,404	793		△793	△117

(款) 2. 森本診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	40,980	△3,000	37,980	430	△100	△457	△2,873
計	40,980	△3,000	37,980	430	△100	△457	△2,873

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬		△246	人件費 △363 会計年度任用職員報酬 △246
3. 職員手当等		△117	パートタイム職員 △246 期末手当 △117

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費		△4,000	医業費 【健康増進課】 △4,000 医薬材料費 △4,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等		△64	人件費 △117 期末手当 △64
4. 共済費		△53	共済組合負担金 △12 健保、厚生年金保険料 △41

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費		△3,000	医業費 【健康増進課】 △3,000 医薬材料費 △3,000

## (款) 3. 神鍋診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	47,589	△123	47,466	780		△780	△123
計	47,589	△123	47,466	780		△780	△123

## (款) 3. 神鍋診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	37,438	△1,000	36,438	465		△520	△945
計	37,438	△1,000	36,438	465		△520	△945

## (款) 4. 高橋診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	43,035	△687	42,348	346	△300	△346	△387
計	43,035	△687	42,348	346	△300	△346	△387

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	△40	人件費 △123 期末手当 △40
4. 共済費	△83	共済組合負担金 △60 健保、厚生年金保険料 △23

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	△1,000	医業費 【健康増進課】 △1,000 医薬材料費 △1,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	△29	人件費 △77 期末手当 △29
4. 共済費	△31	共済組合負担金 △31 負担金 △17
17. 備品購入費	△210	退職手当組合 △17 一般管理費 【健康増進課】 △610
18. 負担金、補助及び交付金	△417	事業用備品 △210 負担金 △400 公立豊岡病院組合医師派遣費 △400

## (款) 4. 高橋診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	27,563	△2,000	25,563	1,854		△854	△3,000
計	27,563	△2,000	25,563	1,854		△854	△3,000

## (款) 5. 但東歯科診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	8,765	△332	8,433			△60	△272
計	8,765	△332	8,433			△60	△272

## (款) 5. 但東歯科診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	7,579	△542	7,037				△542
計	7,579	△542	7,037				△542

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	△1,000	医業費 【健康増進課】 △2,000 医薬材料費 △1,000
13. 使用料及び賃借料	△1,000	機器借上料 △1,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
14. 工事請負費	△262	一般管理費 【健康増進課】 △332 設置工事費 △262
17. 備品購入費	△70	空調設備 事業用備品 △70

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
17. 備品購入費	△542	医業費 【健康増進課】 △542 医療用備品 △542

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
森 本 診 療 所 整 備 事 業 債	11,257	12,587	2,000	△ 100	1,900
高 橋 診 療 所 整 備 事 業 債	57,300	57,300	2,000	△ 300	1,700
合 計	72,489	72,485	4,900	△ 400	4,500

(単位 千円)

当該年度中 元金償還見込額	当該年度末現在高見込額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
1,181	13,406	△ 100	13,306
	59,300	△ 300	59,000
2,811	74,574	△ 400	74,174

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 ) 12	8,173	44,318	47,453	99,944	14,706	114,650	
補正前	( 11 ) 12	8,419	44,318	47,703	100,440	14,873	115,313	
比 較	0 0	△ 246	0	△ 250	△ 496	△ 167	△ 663	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	516		1,289		26,944
	補正前	516		1,289		26,944
	比 較	0		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	743			2,265	
	補正前	743			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	10,468	5,228			
	補正前	10,718	5,228			
	比 較	△ 250	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 6 )		30,611	43,405	74,016	11,274	85,290	
補正前	( 6 )		30,611	43,538	74,149	11,300	85,449	
比 較	( 0 )		0	△ 133	△ 133	△ 26	△ 159	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	516		576		26,944
	補正前	516		576		26,944
	比 較	0		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	743			2,265	
	補正前	743			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	7,133	5,228			
	補正前	7,266	5,228			
	比 較	△ 133	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 11 ) 6	8,173	13,707	4,048	25,928	3,432	29,360	
補 正 前	( 11 ) 6	8,419	13,707	4,165	26,291	3,573	29,864	
比 較	( 0 ) 0	△ 246	0	△ 117	△ 363	△ 141	△ 504	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			713		
	補 正 前			713		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	3,335				
	補 正 前	3,452				
	比 較	△ 117				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	△ 250	制度改正に伴う増減分	△ 133	期末手当の減額分 △ 133 千円	期末手当(12月) 0.05月分減
		その他の増減分	△ 117	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 117 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( 2.25 )	( 2.20 )	( 4.45 )	有	
補正前	( 2.25 )	( 2.25 )	( 4.50 )	有	
比 較	( 0 )	( $\Delta 0.05$ )	( $\Delta 0.05$ )	有	

令和 2 年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 2 年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,380 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105,575 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入		101,468	△1,380	100,088
	1. 財産売払収入	101,398	△1,380	100,018
歳入合計		106,955	△1,380	105,575

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		10,230	3,100	13,330
	1. 総 務 管 理 費	10,230	3,100	13,330
2. 施 設 費		43,183	△347	42,836
	1. 施 設 費	43,183	△347	42,836
4. 諸 支 出 金		52,522	△4,133	48,389
	1. 繰 出 金	52,522	△4,133	48,389
歳 出 合 計		106,955	△1,380	105,575



令和2年度豊岡市太陽光発電事業特別会計  
補正予算（第2号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入	101,468	△1,380	100,088
歳入合計	106,955	△1,380	105,575



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	10,230	3,100	13,330
2. 施設費	43,183	△347	42,836
4. 諸支出金	52,522	△4,133	48,389
歳出合計	106,955	△1,380	105,575

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			3,100
			△347
			△4,133
0	0	0	△1,380

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 生産物売払収入	101,398	△1,380	100,018
計	101,398	△1,380	100,018

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 生産物売払収入	△1,380	電力売払収入 山宮地場太陽光発電	△1,380 △1,380

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 基金積立金	10,083	3,100	13,183				3,100
計	10,230	3,100	13,330				3,100

(款) 2. 施設費

(項) 1. 施設費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	43,183	△347	42,836				△347
計	43,183	△347	42,836				△347

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般会計繰出金	52,522	△4,133	48,389				△4,133
計	52,522	△4,133	48,389				△4,133

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	3,100	基金積立金 【コウノトリ共生課】 太陽光発電事業基金積立金	3,100 3,100

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
26. 公課費	△347	山宮地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 消費税及び地方消費税 竹貫地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 消費税及び地方消費税	△206 △206 △141 △141

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
27. 繰出金	△4,133	一般会計繰出金 【コウノトリ共生課】 一般会計繰出金	△4,133 △4,133



第35号議案

令和2年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和2年度豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	773,647 千円	△ 64,152 千円	709,495 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,332,172 千円	155 千円	2,332,327 千円
第1項 営業収益	1,761,908 千円	155 千円	1,762,063 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,186,444 千円	1,101 千円	2,187,545 千円
第1項 営業費用	1,897,990 千円	△ 32,059 千円	1,865,931 千円
第2項 営業外費用	281,405 千円	33,160 千円	314,565 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,042,731千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,935千円及び過年度分損益勘定留保資金980,796千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足

する額979,579千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,296千円及び過年度分損益勘定留保資金923,283千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	643,408千円	△1,000千円	642,408千円
第3項 負担金	63,968千円	△1,000千円	62,968千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,686,139千円	△64,152千円	1,621,987千円
第1項 建設改良費	793,073千円	△64,152千円	728,921千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	157,903千円	△1,711千円	156,192千円

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

令和2年度

豊岡市水道事業会計補正予算  
(第3号) に関する説明書

令和2年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,332,172	155	2,332,327			
1 営業収益	1,761,908	155	1,762,063			
15 その他営業 収益	59,522	155	59,677			
				015 雑収益	155	下水道使用料徴収等受託金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,186,444	1,101	2,187,545			
1 営業費用	1,897,990	△ 32,059	1,865,931			
05 原水及び浄 水費	290,152	△ 348	289,804			
				003 手当	△ 39	期末手当
				105 賞与引当金繰入 額	△ 309	賞与引当金 △ 258 法定福利費引当金 △ 51
10 配水及び給 水費	212,436	△ 5,242	207,194			
				003 手当	1,150	時間外勤務手当 1,250 期末手当 △ 100
				004 法定福利費	△ 18	共済組合負担金
				040 委託料	△ 6,500	耐震性調査事業
				105 賞与引当金繰入 額	126	賞与引当金 104 法定福利費引当金 22
20 総係費	189,215	△ 1,469	187,746			
				003 手当	△ 618	時間外勤務手当 △ 500 期末手当 △ 118
				004 法定福利費	30	共済組合負担金
				105 賞与引当金繰入 額	△ 881	賞与引当金 △ 739 法定福利費引当金 △ 142
30 資産減耗費	40,100	△ 25,000	15,100			
				115 固定資産除却費	△ 25,000	
2 営業外費用	281,405	33,160	314,565			
12 ダム管理費	15,259	1,750	17,009			
				070 負担金	1,750	ダム管理
15 消費税及び 地方消費税	71,090	31,410	102,500			
				155 消費税及び地方 消費税	31,410	

資本の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の収入	643,408	△ 1,000	642,408			
3 負担金	63,968	△ 1,000	62,968			
05 他会計負担 金	63,968	△ 1,000	62,968			
				005 一般会計負担金	△ 1,000	消火栓新設改良負担金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	1,686,139	△ 64,152	1,621,987			
1 建設改良費	793,073	△ 64,152	728,921			
05 配水施設費	773,647	△ 64,152	709,495			
				002 給料	△ 752	一般職員
				003 手当	△ 310	扶養手当           △ 91 通勤手当           △ 26 期末手当           △ 178 勤勉手当           △ 15
				004 法定福利費	△ 282	共済組合負担金
				090 工事請負費	△ 63,000	給配水管布設替等
				105 賞与引当金繰入 額	192	賞与引当金           164 法定福利費引当金   28

## 令和2年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	112,087
減価償却費	1,165,887
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 729
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 143
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,751
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 13,280
長期前受金戻入額	△ 277,323
受取利息及び受取配当金	△ 3,750
支払利息	195,019
固定資産除却損	15,000
未収金の増減額 (△は増加)	△ 106,720
未払金の増減額 (△は減少)	△ 20,655
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 3,653
前受金の増減額 (△は減少)	△ 2
小計	1,058,987
利息及び配当金の受取額	3,750
利息の支払額	△ 195,019
業務活動によるキャッシュ・フロー	867,718
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 755,391
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	9,876
負担金による収入	71,560
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 673,953
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	550,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 893,066
他会計からの出資による収入	33,839
豊岡市奨学基金への支出	△ 900
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 310,127
資金増加額	△ 116,362
資金期首残高	3,158,308
資金期末残高	3,041,946

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 18	134	62,348	35,688	98,170	20,177	118,347
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		18,656	13,206	31,862	5,983	37,845
	合 計	10	( ) 24	134	81,004	48,894	130,032	26,160	156,192
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 18	134	62,348	36,088	98,570	20,336	118,906
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		19,408	13,352	32,760	6,237	38,997
	合 計	10	( ) 24	134	81,756	49,440	131,330	26,573	157,903
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	△ 400	△ 400	△ 159	△ 559
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		△ 752	△ 146	△ 898	△ 254	△ 1,152
	合 計	0	( ) 0	0	△ 752	△ 546	△ 1,298	△ 413	△ 1,711

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,816	1,445	2,114			8,020
	補正前	2,907	1,445	2,140			7,270
	比 較	△ 91	0	△ 26			750
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,205	18,403	12,541	1,350	
	補正前		2,205	19,314	12,809	1,350	
	比 較		0	△ 911	△ 268	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 15	134	57,164	34,163	91,461	19,081	110,542
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		18,656	13,206	31,862	5,983	37,845
	合 計	10	( ) 21	134	75,820	47,369	123,323	25,064	148,387
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 15	134	57,164	34,560	91,858	19,239	111,097
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		19,408	13,352	32,760	6,237	38,997
	合 計	10	( ) 21	134	76,572	47,912	124,618	25,476	150,094
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	△ 397	△ 397	△ 158	△ 555
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		△ 752	△ 146	△ 898	△ 254	△ 1,152
	合 計	0	( ) 0	0	△ 752	△ 543	△ 1,295	△ 412	△ 1,707

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,816	1,445	1,710			8,020
	補正前	2,907	1,445	1,736			7,270
	比 較	△ 91	0	△ 26			750
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,205	17,282	12,541	1,350	
	補正前		2,205	18,190	12,809	1,350	
比 較		0	△ 908	△ 268	0		

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	3		5,184	1,525	6,709	1,096	7,805
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	3		5,184	1,525	6,709	1,096	7,805
補正前	損益勘定 支弁職員	3		5,184	1,528	6,712	1,097	7,809
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	3		5,184	1,528	6,712	1,097	7,809
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	△ 3	△ 3	△ 1	△ 4
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	0		0	△ 3	△ 3	△ 1	△ 4

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			404			
	補正前			404			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			1,121			
	補正前			1,124			
比 較			△ 3				

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 752	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 752	職員の変動によるもの △ 752 千円	職員数の異動状況 補正後 24 人 補正前 24 人 増 減 0 人
職員手当	△ 546	制度改正に伴う増減分	△ 822	期末手当の減額分 △ 822 千円	期末手当（12月） 0.05月分減
		その他の増減分	276	扶養手当 △ 91 千円 住居手当 千円 通勤手当 △ 26 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 750 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 期末手当 △ 89 千円 勤勉手当 △ 268 千円 児童手当 千円	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	( ) 2.25	( ) 2.20	( ) 4.45	有	
補 正 前	( ) 2.25	( ) 2.25	( ) 4.50	有	
比 較	( ) 0	( ) △0.05	( ) △0.05	有	

令和2年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和3年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		678,644	
ロ 建 物	1,995,269		
減価償却累計額	883,765	1,111,504	
ハ 構 築 物	33,705,401		
減価償却累計額	15,261,569	18,443,832	
ニ 機 械 及 び 装 置	8,938,700		
減価償却累計額	6,605,554	2,333,146	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	20,636		
減価償却累計額	19,604	1,032	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	102,217		
減価償却累計額	76,843	25,374	
ト 建 設 仮 勘 定		736,990	
有形固定資産合計			23,330,522

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		2,268	
ロ その他無形固定資産		188,295	
無形固定資産合計			190,563
固定資産合計			23,521,085

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		3,041,946	
(2) 未収金	489,267		
貸倒引当金	9,469	479,798	
(3) 貯蔵品		23,883	
(4) 前払金		796	
(5) その他流動資産		77	
流動資産合計			3,546,500

資産合計

27,067,585

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>10,313,053</u>		
企業債合計		10,313,053	
固定負債合計			10,313,053
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>937,340</u>		
企業債合計		937,340	
(2) 未払金		218,010	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	9,755		
ロ 法定福利費引当金	<u>1,860</u>		
引当金合計		11,615	
(4) その他流動負債		<u>3,511</u>	
流動負債合計			1,170,476
5 繰延収益			
長期前受金		11,603,099	
収益化累計額		<u>6,271,311</u>	
繰延収益合計			<u>5,331,788</u>
負債合計			16,815,317

資本の部

6 資本金			7,576,443
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	18,564		
ロ 国庫(県)補助金	52,302		
ハ 一般会計補助金	2,816		
ニ 工事負担金	75,532		
ホ その他資本剰余金	<u>161,627</u>		
資本剰余金合計		310,841	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	250,000		
ロ 資産維持積立金	570,400		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,544,584</u>		
利益剰余金合計		<u>2,364,984</u>	
剰余金合計			<u>2,675,825</u>
資本合計			<u>10,252,268</u>
負債資本合計			<u>27,067,585</u>



第36号議案

令和2年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和2年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) おもな建設改良事業			
管渠施設事業費	1,245,915 千円	122,821 千円	1,368,736 千円
処理場施設事業費	1,072,003 千円	205,884 千円	1,277,887 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	5,789,108 千円	△ 61,774 千円	5,727,334 千円
第1項 営業収益	1,837,871 千円	△ 646 千円	1,837,225 千円
第2項 営業外収益	3,951,235 千円	△ 61,128 千円	3,890,107 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	5,110,068 千円	△ 18,435 千円	5,091,633 千円
第1項 営業費用	4,448,614 千円	△ 34,940 千円	4,413,674 千円
第2項 営業外費用	655,298 千円	16,505 千円	671,803 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,365,169 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 105,929 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,862,908 千円、減債積立金 396,332 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,356,864千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 116,843 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,845,607 千円、減債積立金 394,414 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	3,520,748 千円	337,010 千円	3,857,758 千円
第1項 企業債	2,412,500 千円	127,800 千円	2,540,300 千円
第2項 補助金	1,106,156 千円	201,400 千円	1,307,556 千円
第3項 負担金	2,090 千円	7,810 千円	9,900 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	5,885,917 千円	328,705 千円	6,214,622 千円
第1項 建設改良費	2,317,918 千円	328,705 千円	2,646,623 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	1,132,600千円	1,260,400千円
計	2,428,800千円	2,556,600千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	131,071 千円	100 千円	131,171 千円

令和3年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

令和2年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第3号)に関する説明書

令和2年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,789,108	△ 61,774	5,727,334			
1 営業収益	1,837,871	△ 646	1,837,225			
10 他会計負担金	145,066	△ 646	144,420			
				010 し尿処理負担金	△ 646	
2 営業外収益	3,951,235	△ 61,128	3,890,107			
23 長期前受金戻入	1,431,406	△ 17,474	1,413,932			
				005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	△ 17,721	
				010 他会計補助金 長期前受金戻入	103	
				015 受益者負担金 (分担金)長期 前受金戻入	144	
30 消費税及び地方消費税還付金	43,654	△ 43,654	0			
				005 消費税及び地方 消費税還付金	△ 43,654	消費税及び地方消費 税還付

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	5,110,068	△ 18,435	5,091,633			
1 営業費用	4,448,614	△ 34,940	4,413,674			
05 管渠費	186,070	240	186,310			
				015 手当等	240	扶養手当 26 時間外勤務手当 250 期末手当 △ 36
				175 賞与引当金 繰入額	0	賞与引当金繰入額 △ 2 法定福利費引当金 繰入額 2
10 ポンプ場費	21,635	△ 353	21,282			
				015 手当等	△ 20	期末手当
				020 法定福利費	3	共済組合負担金
				175 賞与引当金 繰入額	△ 336	賞与引当金繰入額 △ 280 法定福利費引当金 繰入額 △ 56

15 処理場費	822,510	△ 913	821,597			
				015 手当等	△ 40	期末手当
				115 負担金	△ 915	汚泥処理負担金
				175 賞与引当金 繰入額	42	賞与引当金繰入額 繰入額
25 総係費	124,085	861	124,946			
				015 手当等	△ 94	期末手当
				020 法定福利費	△ 18	共済組合負担金
				115 負担金	155	使用料徴収事務
35 資産減耗費	96,598	△ 34,775	61,823			
				185 固定資産除却費	△ 34,775	固定資産除却損
2 営業外費用	655,298	16,505	671,803			
20 消費税及び 地方消費税	1	16,505	16,506			
				250 消費税及び 地方消費税	16,505	消費税及び地方消費 税納付

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	3,520,748	337,010	3,857,758			
1 企業債	2,412,500	127,800	2,540,300			
05 企業債	2,412,500	127,800	2,540,300			
005 企業債					127,800	下水道事業債
2 補助金	1,106,156	201,400	1,307,556			
05 国庫補助金	1,105,650	201,400	1,307,050			
005 国庫補助金					201,400	
3 負担金	2,090	7,810	9,900			
05 受益者負担金 (分担金)	2,090	7,810	9,900			
005 受益者負担金 (分担金)					7,810	

## 支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	5,885,917	328,705	6,214,622			
1 建設改良費	2,317,918	328,705	2,646,623			
05 管渠施設事業費	1,245,915	122,821	1,368,736			
				015 手当等	△ 170	時間外勤務手当 △ 125 期末手当 △ 45
				140 工事請負費	123,200	污水管渠整備工事 △ 53,000 管渠施設長寿命化 工事 73,200 内水処理等その他 工事 103,000
				175 賞与引当金繰入額	△ 209	賞与引当金繰入額 △ 173 法定福利費引当金繰入額 △ 36
15 処理場施設事業費	1,072,003	205,884	1,277,887			
				015 手当等	△ 181	時間外勤務手当 △ 125 期末手当 △ 56
				020 法定福利費	△ 10	共済組合負担金
				140 工事請負費	206,000	処理施設長寿命化 工事
				175 賞与引当金繰入額	75	賞与引当金繰入額 62 法定福利費引当金繰入額 13

# 令和2年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 千円)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	589,905
減価償却費	3,197,715
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,428
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 775
長期前受金戻入額	△ 1,413,932
受取利息及び受取配当金	△ 150
支払利息	655,295
固定資産除却損	61,823
未収金の増減額 (△は増加)	14,757
未払金の増減額 (△は減少)	72,010
小計	3,181,466
利息及び配当金の受取額	150
利息の支払額	△ 655,295
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,526,321

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,695,999
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,898,922
他会計補助金による収入	506
受益者負担金 (分担金) による収入	10,560
工事負担金による収入	4,051
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,781,958

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,223,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,567,999
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 344,899

資金増加額	399,464
資金期首残高	2,019,622
資金期末残高	2,419,086

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 12	134	46,207	25,082	71,423	14,965	86,388
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		23,515	13,831	37,346	7,437	44,783
	合 計	10	( ) 19	134	69,722	38,913	108,769	22,402	131,171
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 12	134	46,207	24,561	70,902	14,891	85,793
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		23,515	14,293	37,808	7,470	45,278
	合 計	10	( ) 19	134	69,722	38,854	108,710	22,361	131,071
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	521	521	74	595
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	△ 462	△ 462	△ 33	△ 495
	合 計	0	( ) 0	0	0	59	59	41	100

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	3,177		1,088		12	3,461
	補正前	3,151		1,088		12	3,461
	比 較	26		0		0	0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,693	16,673	11,109	1,700	
	補正前		1,693	16,640	11,109	1,700	
	比 較		0	33	0	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	134	44,595	24,708	69,437	14,624	84,061
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,641	13,373	35,014	7,078	42,092
	合 計	10	( ) 17	134	66,236	38,081	104,451	21,702	126,153
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	134	44,595	24,187	68,916	14,550	83,466
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,641	13,835	35,476	7,111	42,587
	合 計	10	( ) 17	134	66,236	38,022	104,392	21,661	126,053
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	521	521	74	595
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	△ 462	△ 462	△ 33	△ 495
	合 計	0	( ) 0	0	0	59	59	41	100

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	3,177		1,013		12	3,461
	補正前	3,151		1,013		12	3,461
	比 較	26		0		0	0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,693	15,916	11,109	1,700	
	補正前		1,693	15,883	11,109	1,700	
	比 較		0	33	0	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1		1,612	374	1,986	341	2,327
	資本勘定 支弁職員	1		1,874	458	2,332	359	2,691
	合 計	2		3,486	832	4,318	700	5,018
補正前	損益勘定 支弁職員	1		1,612	374	1,986	341	2,327
	資本勘定 支弁職員	1		1,874	458	2,332	359	2,691
	合 計	2		3,486	832	4,318	700	5,018
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	合 計	0		0	0	0	0	0

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			75			
	補正前			75			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			757			
	補正前			757			
	比 較			0			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 19 人 補正前 19 人 増 減 0 人
職員手当	59	制度改正に伴う増減分	33	期末手当の減額分 33 千円	期末手当(12月) 0.05月分減
		その他の増減分	26	扶養手当 26 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( 2.25 )	( 2.20 )	( 4.45 )	有	
補正前	( 2.25 )	( 2.25 )	( 4.50 )	有	
比 較	( 0 )	( △0.05 )	( △0.05 )	有	

令和2年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和3年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,931,338	
ロ 立木		41,477	
ハ 建物	8,382,976		
減価償却累計額	<u>2,918,849</u>	5,464,127	
ニ 建物附属設備	1,143,888		
減価償却累計額	<u>1,094,233</u>	49,655	
ホ 構築物	104,731,550		
減価償却累計額	<u>38,413,950</u>	66,317,600	
ヘ 機械及び装置	29,549,235		
減価償却累計額	<u>19,330,756</u>	10,218,479	
ト 車両及び運搬具	8,494		
減価償却累計額	<u>8,072</u>	422	
チ 工具器具及び備品	62,624		
減価償却累計額	<u>56,985</u>	5,639	
リ 建設仮勘定		<u>2,182,317</u>	
有形固定資産合計			87,211,054

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		3,300	
ロ その他無形固定資産		<u>2,586</u>	
無形固定資産合計			<u>5,886</u>

固定資産合計 87,216,940

2 流動資産

(1) 現金預金		2,419,086	
(2) 未収金	326,645		
貸倒引当金	<u>16,460</u>	310,185	
(3) その他流動資産		<u>78</u>	
流動資産合計			<u>2,729,349</u>

資産合計

89,946,289

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>40,828,850</u>		
	企業債合計		40,828,850	
	(2) 引当金			
	イ 修繕引当金	<u>38,725</u>		
	引当金合計		<u>38,725</u>	
	固定負債合計			40,867,575
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,654,945</u>		
	企業債合計		3,654,945	
	(2) 未払金		972,192	
	(3) 預り金		3,030	
	(4) 引当金			
	イ 賞与引当金	9,721		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,869</u>		
	引当金合計		<u>11,590</u>	
	流動負債合計			4,641,757
5	繰延収益			
	長期前受金		61,124,445	
	収益化累計額		<u>27,186,358</u>	
	繰延収益合計			<u>33,938,087</u>
	負債合計			79,447,419

資本の部

6	資本金			8,051,885
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 国庫（県）補助金	803,924		
	ロ 他会計補助金	35,916		
	ハ 受益者負担金（分担金）	<u>77,821</u>		
	資本剰余金合計		917,661	
	(2) 利益剰余金			
	イ 減債積立金	543,621		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>985,703</u>		
	利益剰余金合計		<u>1,529,324</u>	
	剰余金合計			<u>2,446,985</u>
	資本合計			<u>10,498,870</u>
	負債資本合計			<u>89,946,289</u>

## 注記

### I. 予定貸借対照表等関連

#### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、28,146,515千円である。

II. セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:千円)

項目	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落排水処理	個別排水処理	コミュニティ・プラント	合計
営業収益	1,148,312	402,779	98,440	4,201	1,630	2,762	23,803	1,681,927
営業費用	2,205,767	1,207,122	747,562	35,596	24,277	14,237	86,544	4,321,105
営業損益	△ 1,057,455	△ 804,343	△ 649,122	△ 31,395	△ 22,647	△ 11,475	△ 62,741	△ 2,639,178
経常損益	366,334	225,816	454	9	9	73	91	592,786
セグメント資産	45,545,757	25,593,002	15,949,166	640,100	363,590	123,206	1,731,468	89,946,289
セグメント負債	42,144,345	22,962,632	12,887,393	506,560	237,187	95,410	613,892	79,447,419
その他の項目								
他会計繰入金	1,190,757	846,223	513,835	16,024	19,927	7,481	1,324	2,595,571
減価償却費	1,636,049	894,473	560,739	21,757	13,149	7,206	64,342	3,197,715
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	1,367	880	454	9	9	73	91	2,883
固定資産増加額	1,803,032	531,579	22,727	52,727	0	0	0	2,410,065

第 48 号議案

工事請負契約の締結について

(仮称) 福田排水機場機械電気設備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年豊岡市条例第 55 号) 第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- |          |                                                                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | (仮称) 福田排水機場機械電気設備工事                                                                                                                                                   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                                                                                                                                                |
| 3 契約の金額  | 372,900,000 円                                                                                                                                                         |
| 4 契約の相手方 | O E S ・ 白 菱 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体<br>代表者 豊岡市神美台 157 番 76<br>O E S ア ク ア フ オ ー コ 株 式 会 社<br>代表取締役 鈴木 寛<br>構成員 豊岡市中陰 399 番地の 12<br>白 菱 電 気 設 備 株 式 会 社<br>代表取締役社長 片岡 卓朗 |
| (備考) 工期限 | 令和 5 年 3 月 24 日                                                                                                                                                       |



## 参考資料

### (仮称) 福田排水機場機械電気設備工事の概要

#### 機械設備工事

コラム式水中ポンプ	2台
吐出弁	2台
吐出管 (900A)	2条
乗越管 (500A)	6条
スクリーン	2基
防護柵	2基
投込式水位計	1組

#### 電気設備工事

気中開閉器	1台
引込受電盤	1面
主変圧器盤	1面
400V動力分岐盤	1面
200V動力・照明分岐盤	1面
主ポンプ盤	2面
直流電源盤	1面
計装盤	1面
作業用電源盤	1面
接地端子盤	1面
投光器	2台
配線工	1式
配管工	1式





全体平面図  
S=1:300

実施

山田川流域内水対策事業	
(仮称) 福田排水機械電気設備工事	
豊岡市 福田 地内	第 1 次
全体平面図	S=1:300
豊岡市	19